

日本國

日本

水産の改良

松岡康毅



序文

戦後の日本は國富増進の一策として水産の改善發達を圖るを以て眼頭の急務と爲す實に漁業の興廢は我國將來に於ける國産の消長に至大の關係を有せり渡邊義顯氏茲に觀る所あり著す所の北方之富源を余に示し之が序を乞ふ受けて一讀するに樺太島の開拓と水産業の改善に關し論ずる所緻密懇切著々其要を得たり思ふに此書の發表必ず樺太開拓事業と我邦の

序文

序文

水産業に貢献する所尠からざるべし一言を敘して序と爲す

二

明治丙午盛夏

白仁武識

渡邊義顯氏北方之富源を著述し余に序を請ふ披て之を閲するに樺太開拓の急務を論ずる數千言其説く所緻密懇到にして能く拓植の方法を精究したるものと云べきなり且余に語りて曰く樺太拓殖の事業に従事せむと欲するもの先づ草根木實を食ふの決心なかるべからず沍寒風雪と戦ふの勇氣なかるべからず業もし成らずむば斃れて後止むの精神なかるべからずと余之を讚して云くこれ余が持論と符合せり君能くこれを記憶して忘るべらず古今一大事業を企望するものあり人以て冒嶮事業と爲し其成效を就すに至り或

序文

は以て僥倖と爲し或は以て天助と爲す奚ぞ知らむ當事者の志操堅固にして千辛萬苦の結果たることをかゝる主腦を以てこの書を著述せり人一度この書を讀まば裨益する所極めて鮮少ならざるを信ず記して以て序文に換ふ

明治三十九年五月下浣

北海膽振有珠山下老牧顯允

北方の富源

自序

往年幕府は北門警備の爲め仙臺、會津、庄内、盛岡、弘前、秋田、大野藩等に命じて樺太を開拓せしめ上民を移して耕漁に就かしむ爾來我政府は樺太開拓使廳を茲に置き銳意開拓殖産に力を致し勸奨誘導の方法を講ぜしも偶日露外交の形勢一變し明治八年樺太をして露領に屬せしむ茲に於て露國政府は本島を以て徒刑殖民地と爲し殖産興業に銳意し方今人口三萬餘に達し榛莽荆棘の荒原林野は變じて穰々たる農圃となり空しく鯨鰐の群游に委せし港津磯浦は化して萬金に購ふべき漁場となり郷邑相望み鷄犬相和するの部落を成すに至りぬ

露に帝國の露國と號を啓きてより二十閱月皇軍の嚮ふ所連戦

連勝の結果樺太は我軍の占領に歸せり然るに米國大統領の人道を尊び平和を重ずるに出で、勸告するに講和の事を以てするや日露兩國政府は之を容れ露國は帝國の要求に應じて和好を欲するの誠を明にし以て和約成立し樺太の北部を露國に與へ其の南部を帝國の版圖に歸するに至り其の面積は強半を減ぜりと雖も尙ほ廣漠たる沃野は以て牧畜に適し鬱蒼たる森林は以て三百萬の生齒を容るゝに足るべく水産物の産額は遠らずして北海道に必適するに至るべし恟に邦家の爲め慶喜すべきなり

顧ふに帝國の位置は東洋の平和を確保するの大任に膺り我が國光の益々宣揚せらるゝと同時に帝國の舉措國民の言動は更に列國の注視を惹く極めて多きを加ふるものあり若し夫れ樺太の開拓事業遂巡進まざるに於ては露國に對する友邦の交情を空ふするに至るや測り知るべからず況んや露國尙ほ依然として我の北に羽翼を擴げ而して露國東洋の鎮守府たる浦鹽斯德は嚴乎として我が樺太と相對せり彼れの西比利亞及び樺太に於ける拓地殖民事業にして著く功を奏せば其の餘波の南に流るゝや必せり西比利亞の妖雲密々たり樺太の蒙霧鬱々たり必ずや冷然として之を遊視すべからざるなり

今や帝國戦後の趨勢を觀察するに邦人の意向は滿韓の野に向て馳せ同地方に於て將來施設すべき事業益々多きを加へ幾多事業の畫策一に該地方に傾注せられ戦後の經營として近寒凜冽たる樺太開拓の如き勢ひ顧るに遑あらず恰も日清戦役後の臺灣經營に急にして北海道拓殖事業に冷かなりしが如き情態

を免れざるに至り樺太開拓の前途猶ほ遼遠牛歩の觀を呈せり
豈に慨嘆の至りならずや世人樺太は我國の富源なり世界の金
庫なりと唱ふるも猶ほ捨て、滿韓の野に望を屬するもの其の
主因種々あるべしと雖も一は樺太の事情内地の人々に通ぜざ
るに由り一は其の暖國なる南より寒國なる北に向ふは人情の
忍びざる所たるにあり蓋し祖先以來住み慣れし故國を去り一
家を携へて他國に移住するは封建制度の下に生長せし我が國
民の甚だ難しとする所而して世人は樺太を目するに猶ほ絶海
孤島を以てし大雪酷寒殆ど人類の堪え得べからざる所なるか
の如き思を爲す是れ樺太に人氣の向はざる所以なり此故に樺
太の地拓けて現今の開発を致せし由來を探り延て今日に至り
し沿革と之が開拓の意見を叙し且つ最近の調査に據り漁業に

農業に商業に鑛業に林業に將た施設の狀態及び殖民地の形勢
等普く百般の事項を網羅し題して北方の富源と爲し聊か起業
家の參稽に資せんとす記して以て序と爲す

明治三十八年十二月

於北海道札幌

著者識

を免れざるに至り樺太開拓の前途猶ほ遼遠半歩の觀を呈せり
豈に慨嘆の至りならずや世人樺太は我國の富源なり世界の金
庫なりと唱ふるも猶ほ捨て、滿韓の野に望を屬するもの其の
主因種々あるべしと雖も一は樺太の事情内地の人々に通ぜざ
るに由り一は其の暖國なる南より寒國なる北に向ふは人情の
忍びざる所たるにあり蓋し祖先以來往み慣れし故國を去り一
家を携へて他國に移住するは封建制度の下に生長せし我が國
民の甚だ難しとする所而して世人は樺太を目するに猶ほ絶海
孤島を以てし大雪酷寒殆ど人類の堪え得べからざる所なるか
の如き思を爲す是れ樺太に人氣の向はざる所以なり此故に樺
太の地拓けて現今の開發を致せし由來を探り延て今日に至り
し沿革と之が開拓の意見を叙し且つ最近の調査に據り漁業に

農業に商業に鑛業に林業に將た施設の狀態及び殖民地の形勢
等普く百般の事項を網羅し題して北方の富源と爲し聊か起業
家の參稽に資せんとす記して以て序と爲す

明治三十八年十二月

於北海道札幌

著者識す

口繪

北方之富源

目次

總論

概説及沿革……附地圖……………一頁

第一編

第一章 地理

(一)疆域 (二)海岸 (三)岬角 (四)山岳 (五)河川 (六)湖沼……………一五頁

第二章 衙署

(一)樺太民政署長官の權限 (二)樺太民政署所在地及其經費……………二〇頁
樺太民政署出張所を各府縣に設置するの必要……………二二頁

第三章 樺太州區畫及實況

目次

(一)コルサコフスキウ州 (二)アレキサンドルフスキウ州

(三)トウイモスキウ州 二四頁

樺太島發見の由來 三四頁

樺太島の實況 三八頁

第四章 戸口

樺太島の戸口 四二頁

樺太島は人口増殖の主義なるを要す 四六頁

樺太島開拓は移民保護政策を取るの必要 四八頁

第五章 土地

(一)樺太島の開墾 (二)樺太島南部殖民適地概調 (三)樺太民

政署殖民地調 五二頁

漁業權及田畑宅地海産乾場等處分に關する立法上の資料 五六頁

第六章 風俗

(一)人口 (二)衣服 (三)飲食 (四)什器 (五)言語 (六)性質 (七)婚姻

(八)宗教及熊祭 六二頁

第二編

第七章 施政

松前藩 七一頁

函館奉行所 七八頁

水産國の日本 九七頁

樺太島開拓に就て 一〇八頁

樺太島は獨立開拓の必要 一一五頁

樺太島民政署長官の權力 一二七頁

樺太島開拓は新聞紙及他の出版物を發刊するの必要 一二〇頁

樺太島は町村役場員をして警察官を兼ねしむるの必要 一二二頁

樺太島開拓に就て將來の希望 一二四頁

樺太島開拓の政費 一二七頁

市街家屋建設方制限……………一二八頁

第八章 恩典

(一)褒賞 (二)賑恤……………一三一頁

第九章 兵防

(一)樺太島警衛 (二)北見國に師團設置の急務……………一三三頁

第十章 兵事

(一)過去百四十三年間に於ける日露の態度 (二)過去十年間に於ける日露外交の顛末 (三)戦端開かる我軍の勝利 (四)仁川の海戦 (五)宣戦の詔勅 (六)露國送兵船の捕獲 (七)旅順口外大海戦我軍の勝利 (八)露國の宣戦詔勅 (九)日本海の大激戦我軍の大勝利 (十)樺太占領 (十一)日露講和 (十二)日本海々戦に於ける露艦の死傷者……………一三六頁

第十一章 租税

(一)歳入歳出 (二)海外輸出物の税率を軽減するを要す……………二〇七頁

第三編

○第十二章 水産

樺太島鯨漁業本邦出稼者の嚆矢……………二二一頁
樺太島水産物の實況……………二二二頁
樺太島に於ける本邦人借區漁場……………二二五頁
韃靼海峡に於ける本邦人の遠洋漁業……………二二九頁
樺太及黒龍江方面に於ける漁業區借區者……………二三〇頁
樺太島に於ける既定漁場明細調……………二二頁
樺太島鯨鮭漁場優占權者及其の漁場……………二五四頁
樺太島漁場競争入札の實況……………二六〇頁
樺太島漁場競賣入札落札者及漁場貸附料……………二六三頁

北方に於ける鯨の棲息場に就て……………二七一頁
水産物調査會設立の必要……………二八〇頁

第十三章 農業

(一)農業の組織及原野地の開墾 (二)農業の實況 (三)重要農作物 (四)蔬菜 (五)鹹瓜類 (六)果樹……………二八二頁

第十四章 牧畜

(一)牛馬豚飼養法及其種類 (二)牧畜の實況 (三)牧畜業獎勵の急務……………二八九頁

第十五章の上 森林

(一)森林の制度及面積 (二)建築用及器具用樹木 (三)薪炭用樹木……………二九五頁

森林の保護制度を確定するの急務……………三〇二頁

第十五章の下 鑛業

(一)採鑛 (二)鑛産 (三)鑛業の前途……………三〇五頁

第十六章 商業

(一)輸出入貨物 (二)物價 (三)金利及諸雇賃金……………三〇九頁

水産銀行設立の急務……………三一四頁

肥料取引所設立の急務……………三一六頁

魚介獸市場設立の急務……………三一八頁

水産物陳列場設立の急務……………三一九頁

第十八章 工業

甜菜製糖業及麥酒製造所設立の急務……………三二三頁

製麻所設立の必要……………三二七頁

製網所設立の必要……………三二九頁

馬齡薯酒精製造所設立の必要……………三三〇頁

第四編

第十八章 産業

- (一) 鯨漁業 (二) 鱈漁業 (三) 鮭漁業 (四) 鱒漁業 (五) 鰈漁業 (六) 海鼠漁業 (七) 海扇漁業 (八) 鮑漁業 (九) 昆布採取及製造業 (十) 膾胸獸獵業 (十一) 捕鯨及臘虎獵業 (十二) 沖合漁業を保護するの急務

三三四頁

第十九章 物産

動物

- (一) 獸之部 (二) 鳥之部 (三) 魚之部 (四) 爬虫之部 (五) 多節動物之部 (六) 軟肉動物之部 (七) 射形動物之部

三五一頁

植物

顯花植物之部

- 雙子葉多瓣花植物之部 裸子植物之部 單子葉植物之部 陰花植物之部

三五五頁

第二十章 氣象

- (一) 氣壓 (二) 氣温 (三) 降雨及濃霧 (四) 雷雨 (五) 降雪及霜 (六) 暴風雨 (七) 地震 (八) 降水及洪水 (九) 結氷 (十) 風向 (十一) 風候

三七九頁

第二十章 潮流

- (一) 暖流 (二) 寒流

四〇三頁

第二十二章 交通

- (一) 府縣より海陸を経て樺太島に至る海陸里程 (二) 汽車及汽船賃 (三) 樺太島既定道路里程 (四) 郵便及電信線路 (五) 海陸運輸の實況

四〇六頁

四一頁

第五編

第二十三章 教育及衛生

- (一) 學校 (二) 樺太島の教育及衛生

四一四頁

四一八頁

第二十四章 宗教

基督教.....四一九頁

宗教家の義務.....四二〇頁

第二十五章 島嶼

(一)海馬島 (二)海豹島.....四二二頁

第二十六章 舊蹟及墓地

(一)楠溪 (二)墓地.....四二七頁

第二十七章 勝地

(一)勝地を利用するの必要 (二)タライカ湖 (三)トンナイチャ湖.....四二九頁

第二十八章 外事

(一)外船 (二)漂流 (三)争闘 (四)貿易 (五)物品訂價 (六)山冊物品

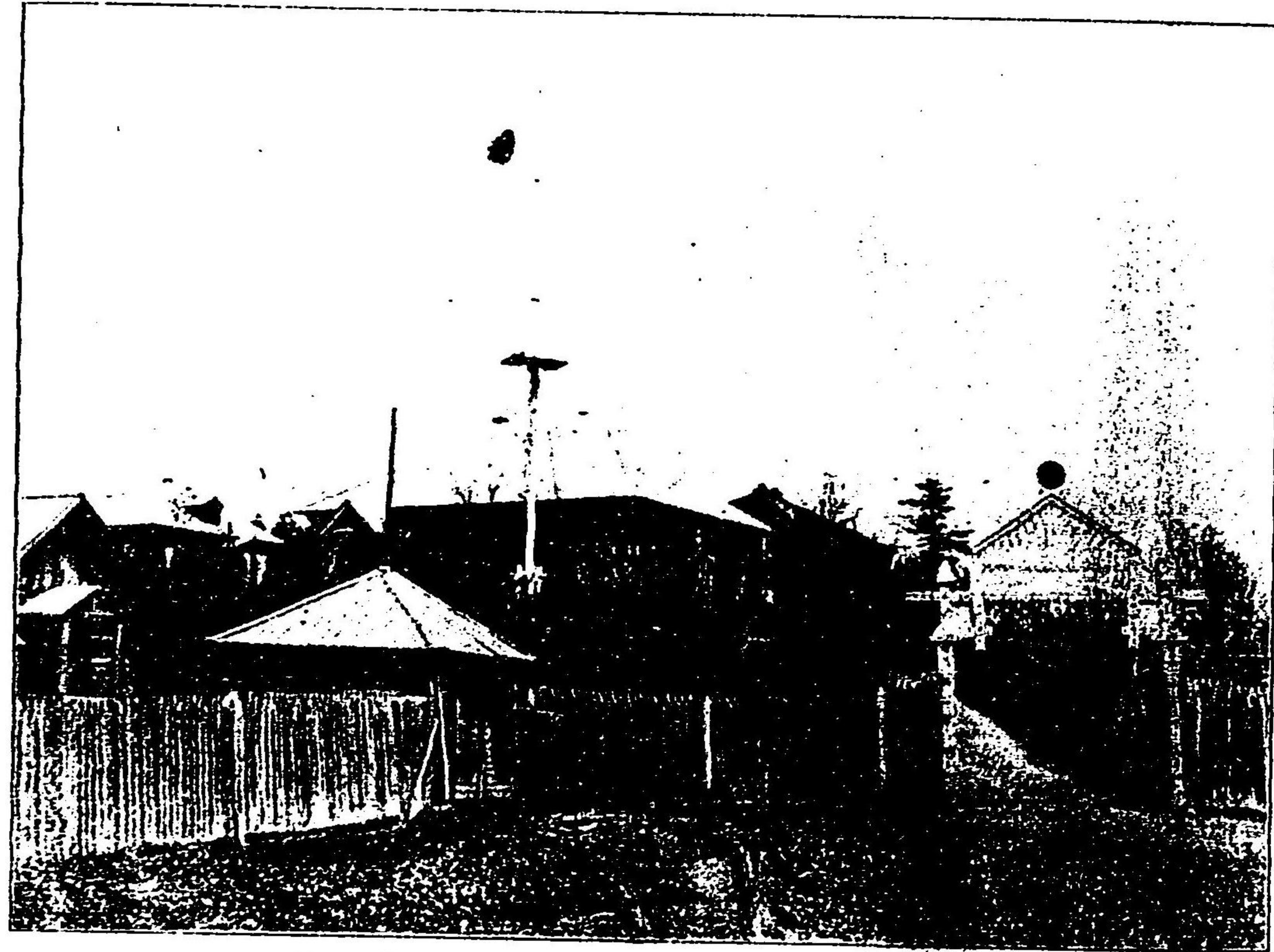
訂價.....四三二頁

第二十九章 雑事

(一)遺事 (二)祥異 (三)飢饉 (四)難船 (五)樺太島に於ける重要農

作物栽培法 (六)農作物害蟲驅除大要 (七)樺太移住者心得.....四五〇頁

第三十章 結論.....五二四頁



樺太島舊日本領事館



樺太島元日本領事館職員及其家

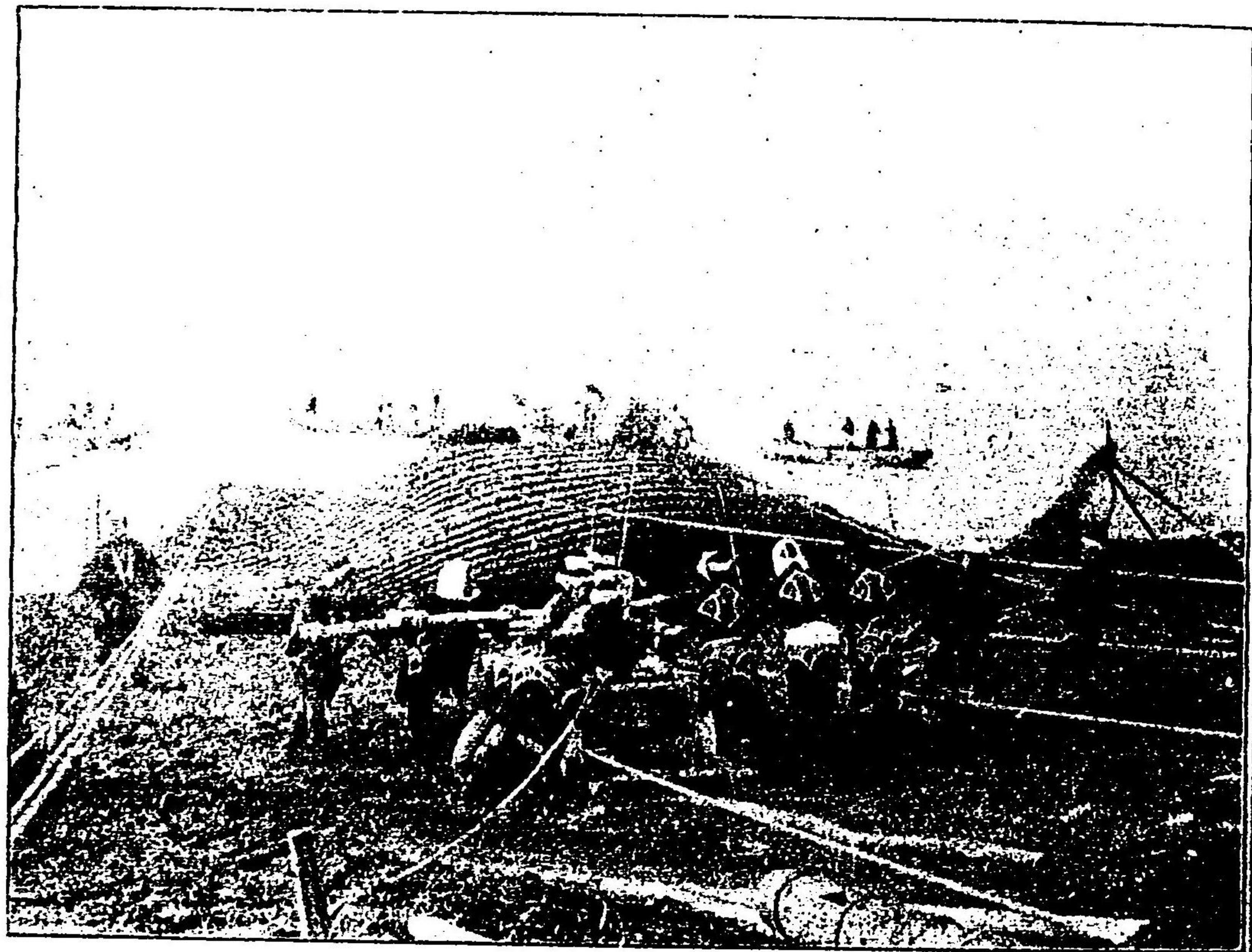
北方之富源目次畢



露 人 鯨 擲 取 の 景

露國人は漁獵の法甚だ迂遠にして
特記すべきもの莫し上欄に掲ぐる
所は彼等干潮のとき馬車を驅りて
數十町の沖合に抵り擲網^ツを以て鯨
を海中より直ちに擲ひ採り之を各
自の邸宅又は所定の海産干場に運
搬するの實況なり樺太島に於ける
鯨の豊富なること夫れ如斯

(著者誌す)

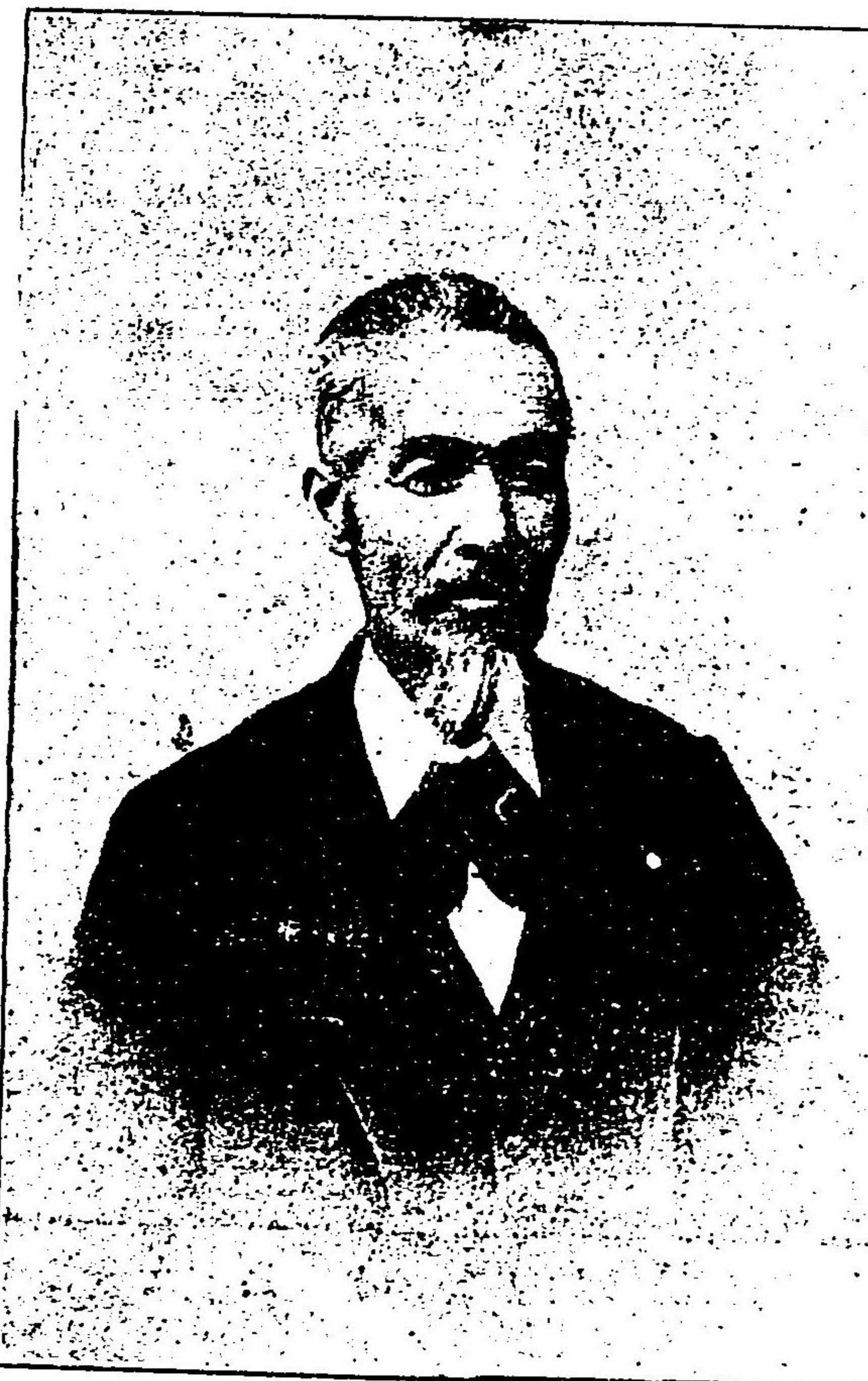


樺 太 島 小 倉 捕 鯨 場

本場は樺太島愛廷灣内に
在り明治三十二年五月七
日初獵を祝する爲め紀念
として撮影せしものなり
掲げて當業者の参考に供
す

(著者誌す)

田村顯允君は阪上田村將軍二十四世の孫奥州三春城主田村義顯より出づ義顯の玄孫勝定田村郡常盤郷を賜り居たり仍て常盤を以て氏と爲す田村氏亡勝定の孫實定仙臺藩公族論伊達成實公に仕へ互理郡に居り世々家宰たり明君の實新に際して伯仙臺藩主與羽同盟の盟主と成る朝廷其罪を論じて宗藩封土を没せられ更ら特々實以て慶邦の實新に際して伯仙臺藩主與羽同盟の盟主と成る朝廷其罪を論じて宗藩封土を没せられ更ら特々實十二世の孫成君をして藩主後見を命ぜられ藩主幼少に附成長に



北海開拓移住先君 田村顯允君

は超れ指べは今日邦の異論と遂に僞主を援け天下に率先して北海道に移住し爾來茫郷の重を爲せり

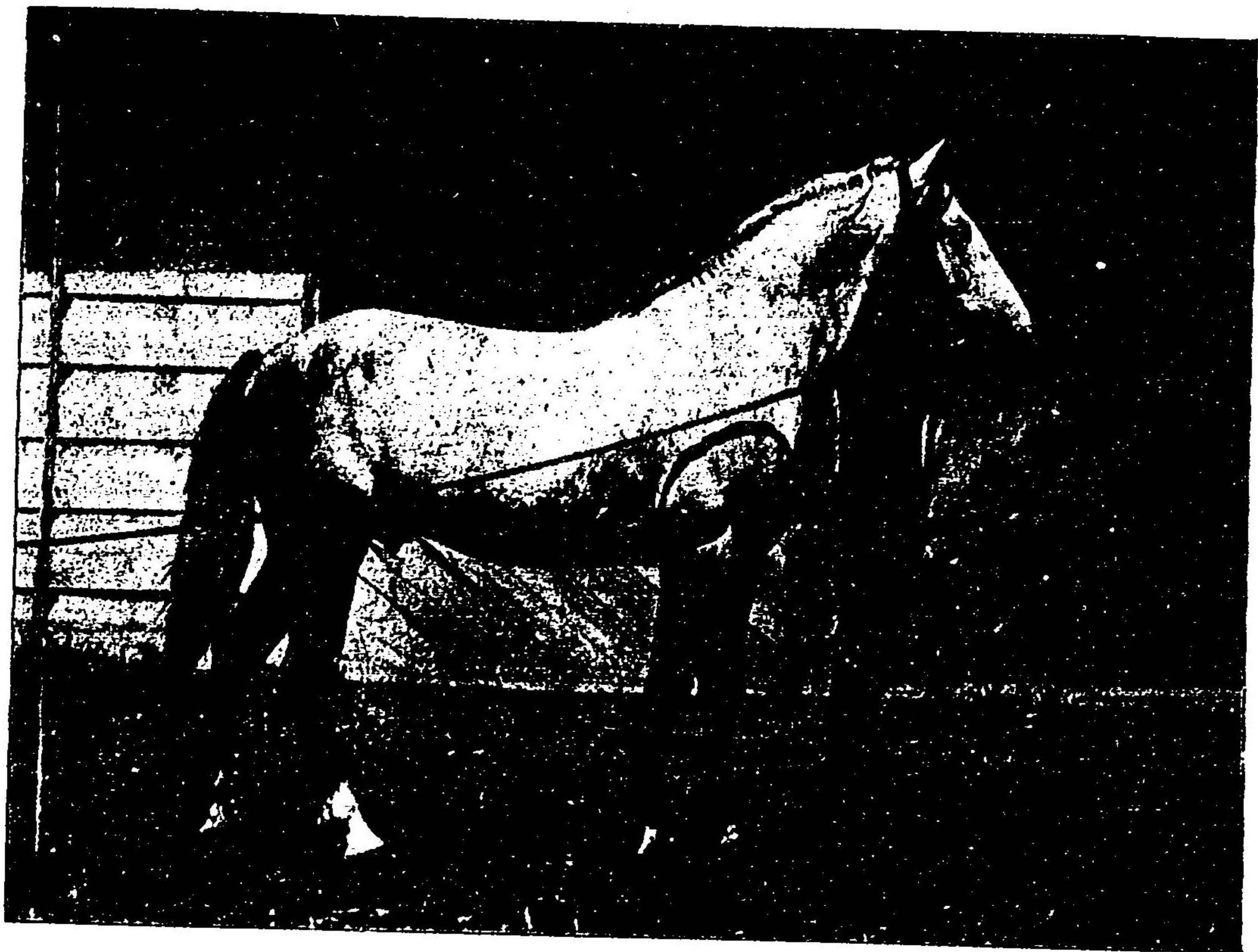


八雲村德川農場種牡馬

上欄の種牡馬は乗用種にして父は米國グラント閣下より我 天皇陛下の御乗用として贈呈せられたる駿馬ポツエーイクルス號母は眞駒内産岩見號トロツターヌ第四ポツエーイクルス號眞駒内産にして星鹿毛後に白前右一白馬種改良の目的を以て北海道廳所屬眞駒内種畜場より德川農場に於て借用のものなり交尾希望者に對しては相當交尾料を納れ巡回交尾を爲し専ら馬種改良の實を擧げんとするにあり

(德川農場其の一)

(著者誌す)



德川農場種牡馬

上欄の種牡馬は農用種にして
父は眞駒内産シユペルブ號母
は佛國産トンキン號年齡十四
歳毛色アシダ身幹五尺三寸に
して明治二十六年眞駒内に於
て生る

(著者誌す)

(德川農場其の二)



八雲村德川牧牛場

本場は山越郡八雲村字トコタン
に在り上欄の寫眞は牧舎竝に管
理所を側面より見たる景色なり
右方の牛は短角種牡牛にして左
の牛はアシヤ種牡牛なり
而して其中央に居るものは皆牝
牛にして繁殖用のものなり

(著者誌す)

(德川農場其の三)

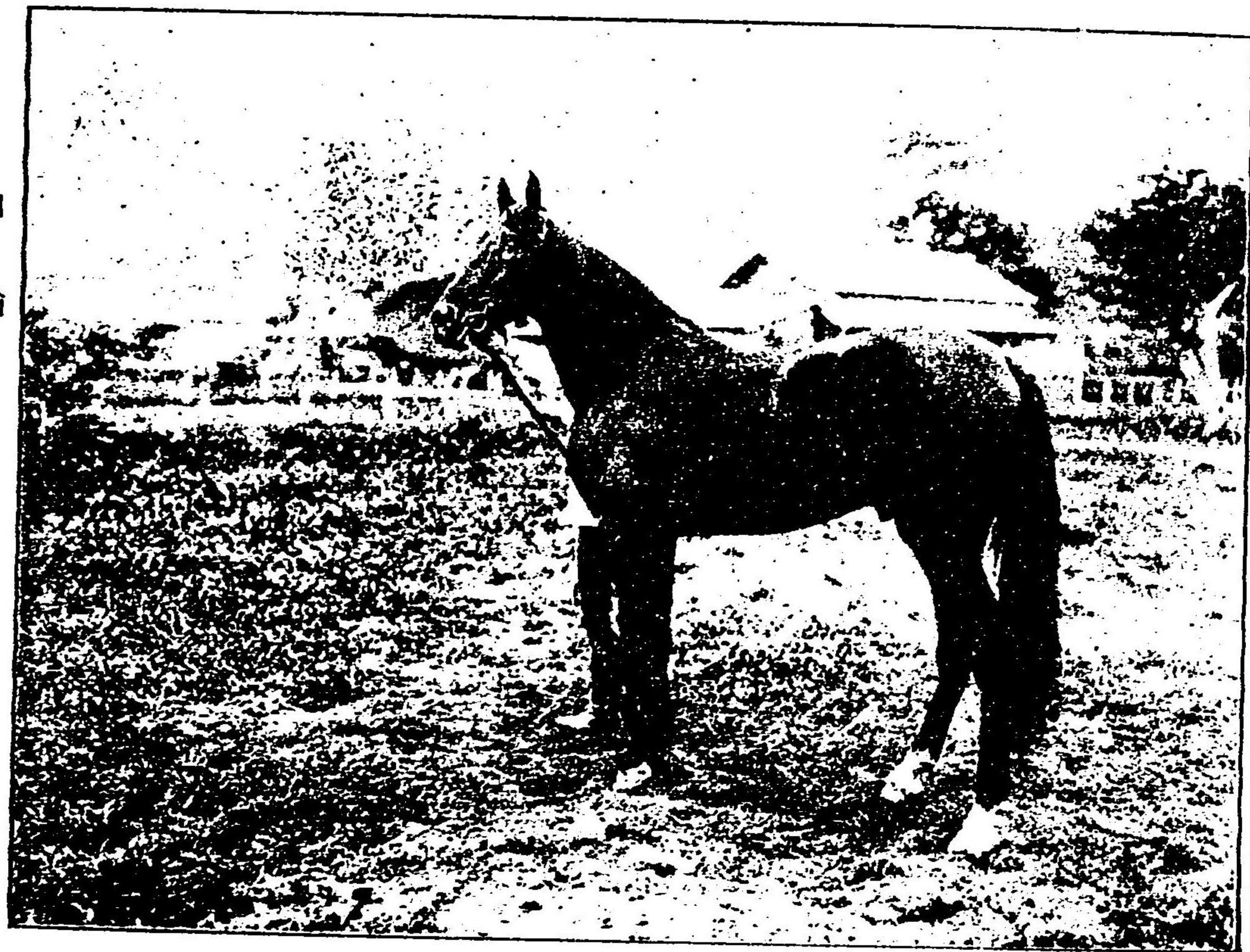


八雲村徳川農場事務所

徳川農場は北海道膽振國山越郡八雲村に在り公爵徳川義禮公の舊藩士族授産の爲めに開拓せられたる處にして今や昔日の荒原林野は變じて穰々たる農圃となり空しく熊狼の群遊に委せし山間谿谷は化して駿馬嘶き養牛呼號するの牧場となり郷邑相望み鶏犬相和するの一大部落を成すに至れり憶ふに八雲村は將來牧畜の業益々發達し北海道に於ける斯業界の先驅者として仰望せられ名實相共に利するの日あるや疑なし

(徳川農場其の四)

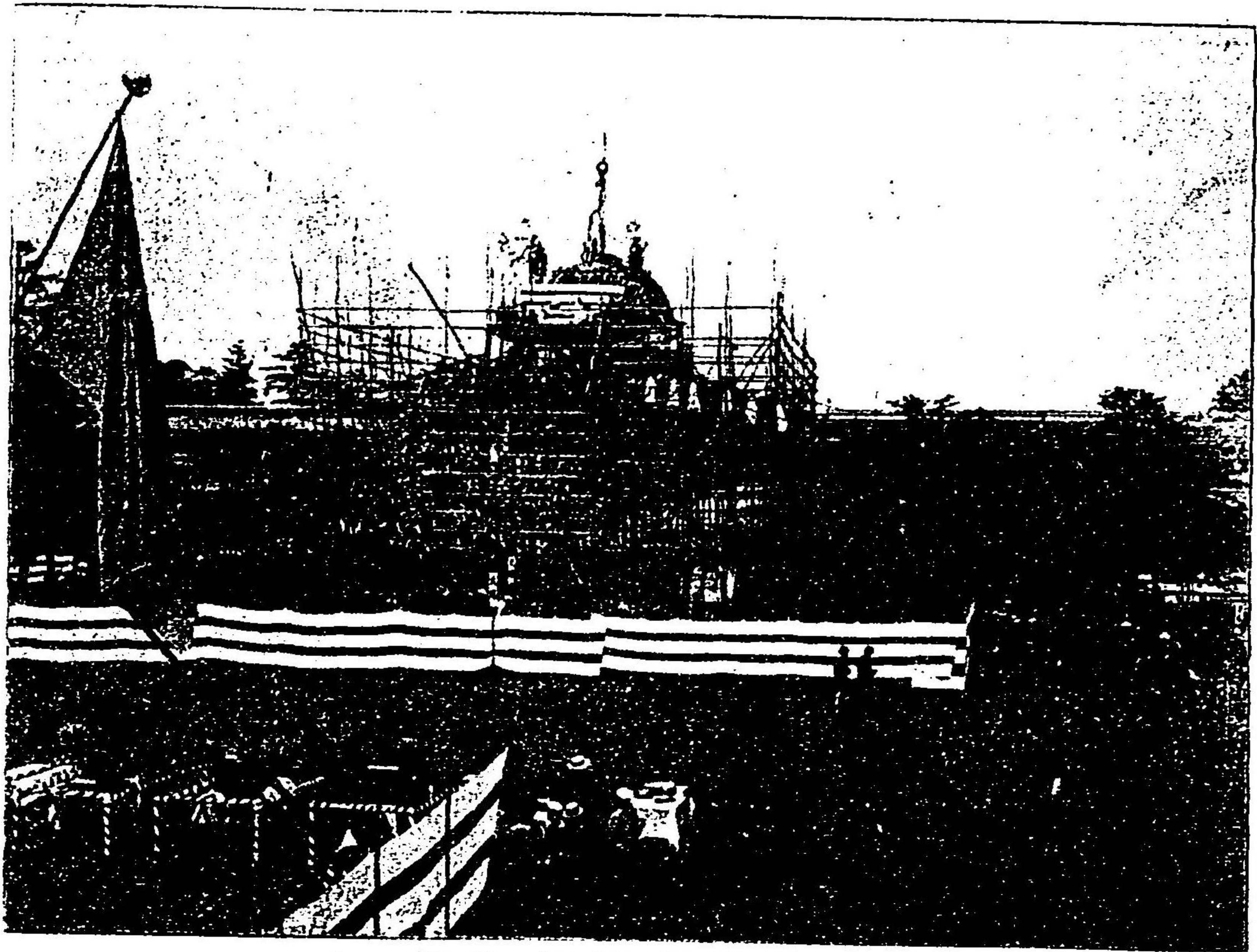
(著者誌す)



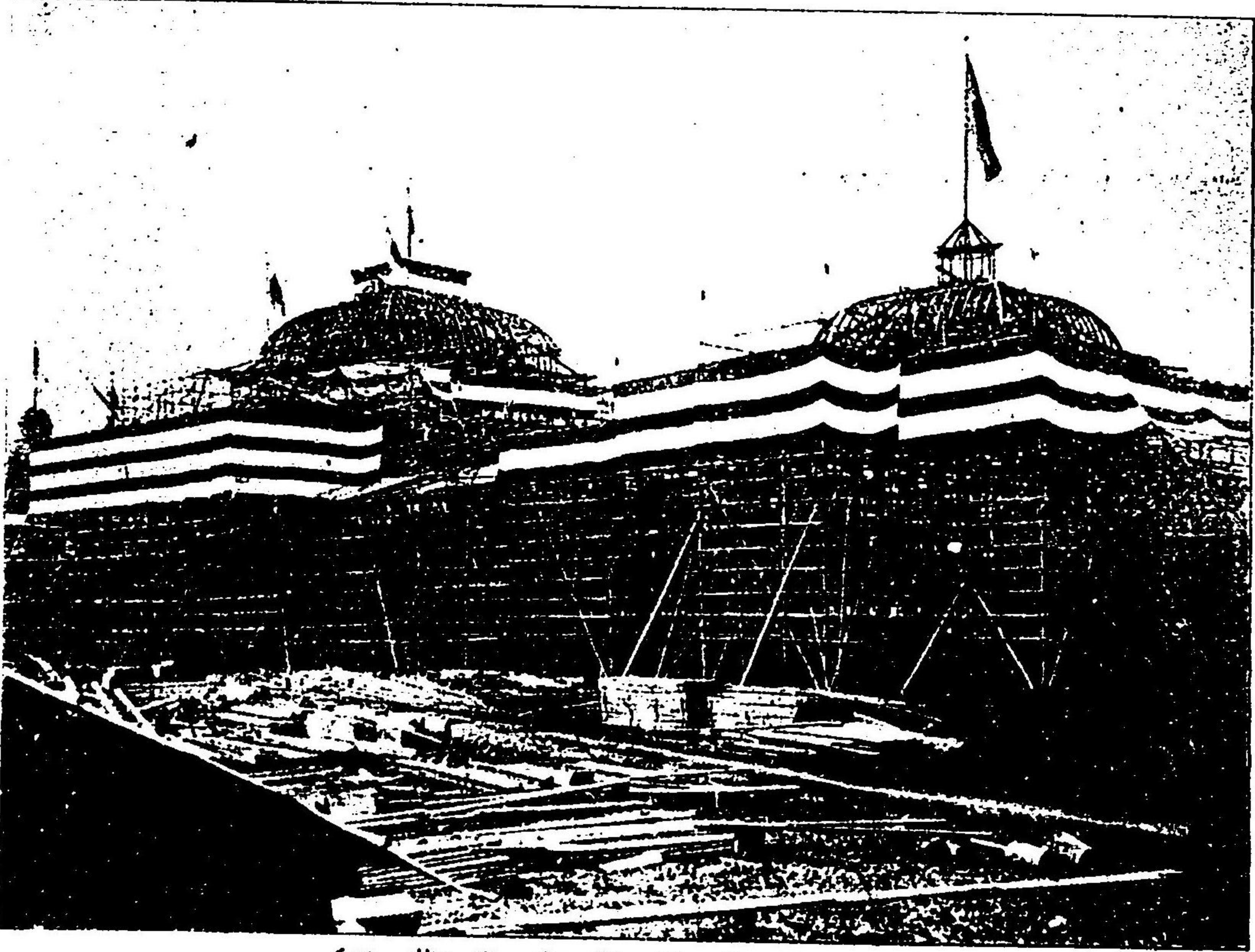
石川農場種牡馬

石川農場は北海道膽振國山越郡に在り場主石川氏は尤も熱心なる牧畜家にして畜産の改善發達を圖るの第一策として種牡馬を海外に仰ぎ明治三十八年秋上欄の駿馬サツドルホースローマン號を輸入せられたるものにして巡回交尾法に據り相當交尾料を納れ希望者の求めに應ずる由而して該馬の價三千餘圓なりと云ふ

(著者誌す)



(一) 其の場會覽博業勸京東



(二) 其の場會覽博業勸京東

來る四十年三月開設の東京勸業
博覽會は戦後の經營として最大急務
の問題たる我が國に於ける實業發展の
獎勵を主眼とする所の羅針盤たり
來る四十年三月開設の東京勸業
博覽會は近き將來に開かるべき世界
大博覽會の前提と見るを得べし此故に
帝國に於ける實業軍の先驅者たり
來る四十年三月開設の東京勸業
博覽會は海外貿易の新道を開闢せん
とするに在り故に實業家をして普く出
品且つ參觀せしむるの擁護者たり

(著者志す)

内山氏は資性温厚著實にして起業心に富むの人なり曾て
樺太漁業を經營し鉅利を收む明治三十七年函館區より推

樺太島大漁場主



内山吉太君

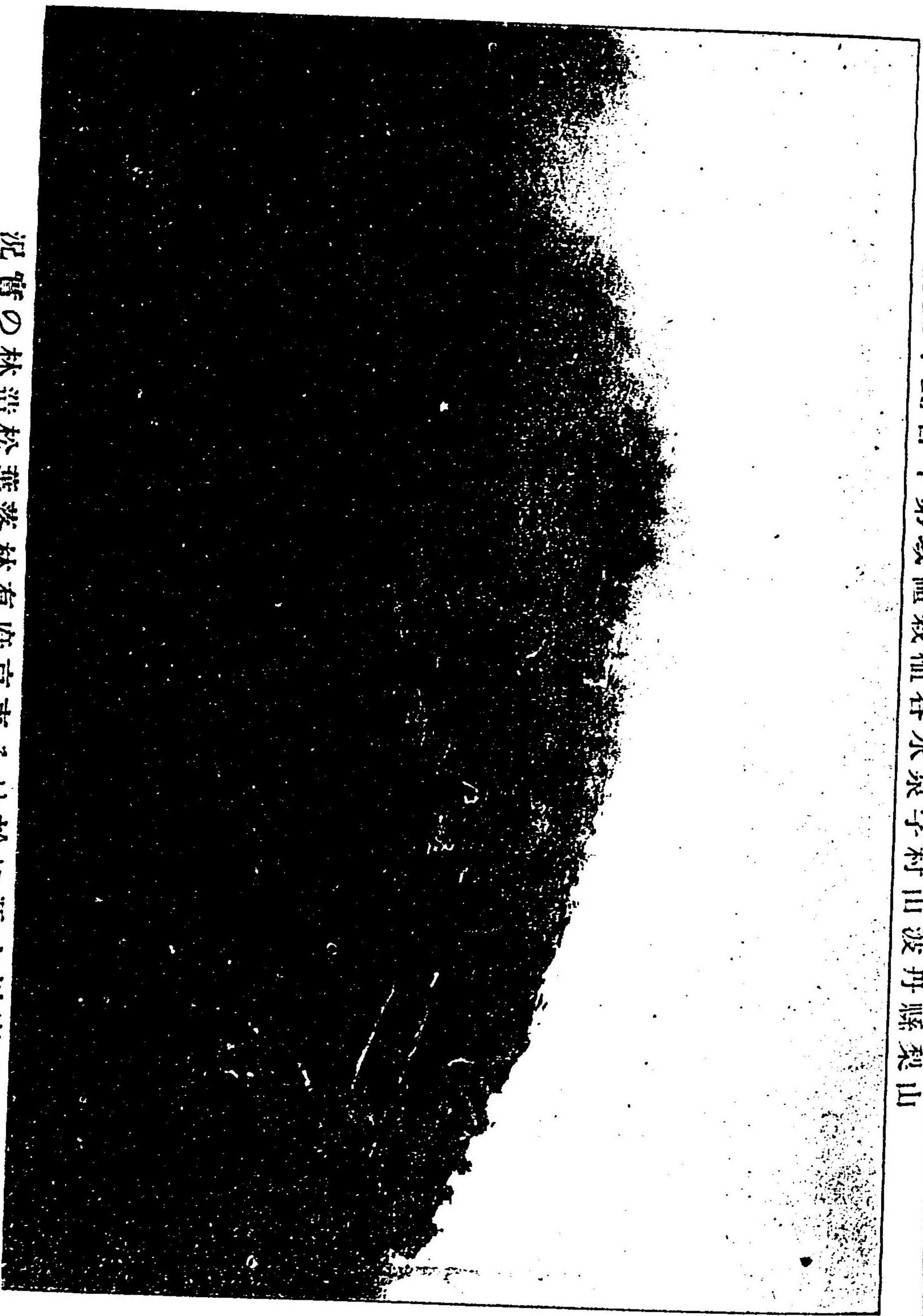
されて衆議院議員となる氏の如きは北海道實業界の模範
と稱するも決して追褒に非らざるを信ずるなり

函館區若松町 水産業 茶 相原寅之助氏

氏は秋田縣羽後國河邊郡濱田村字瀧の下の人資性剛毅にして雅量あり文久三年漁業の志望を以て北海道に渡航し當時函館近傍に於ける漁業の状況を視察せしに先づ鱈漁の有望なるを認め密かに期する處あり慶應元年郷里に歸り漁網及漁夫米増等の準備を整ひ船を醸して再び函館に來り秋田地方に於ける漁業の仕方をして鱈漁業に従事すること數年。明治三年に至り樺太島に於ける魚族の豊富なることを探聞し奮然同島に渡り漁業の興起に力を盡し且つ開拓使樺太支應に於て該島開拓の初めに方り外は諸般公共の事業に與かり内は専ら漁業の經營を司どり明治八年樺太千島交換の事あるや同九年太政官布告第二十五號に基き露國政府より同島テルベニ灣内イホロコフナイに於て第一號より第七號に至る漁場を租借し爾來着々歩を進め畫策圖に當り寅江丸外私有帆船七艘を以て樺太漁業に従事しつゝあり是より先き氏は樺太島に於て從來の練行成網を改めて角網使用方を實行せしに其の結果極めて良好にして同島の漁業家皆之を應用し明治十七年に至り長川及び山田竹次郎等同氏使用の角網を模造し根室に於て鮭漁業に之を使用せしに果して好果を修め爾後北海道各地に其使用方傳播するに至り現今は樺太島及北海道は勿論内地は津輕秋田地方に至るまで逐年角網を使用するに至り實に氏を以て北方角網使用の嚆矢と爲す氏は又露領樺太漁業の率先者にして明治八年伊達栖原の兩家同島の漁業を廢止せし以來該島の漁業に従事し爾來三十有餘年間同島に於て漁業を繼續する者氏及永野彌平氏なりと云ふ氏は曾て樺太島に於ける本邦漁業家の漁業租借の期間繼續の事に就き木田長右衛門、山口徳藏、西村利光、林寅吉等と十七年より向十ヶ年間繼續の事に私費を投じて盡瘁し苦心慘愴遂に其目的を遂げ同島漁業家に至大の便益を與ひ其の他同業者の爲め盡すこと多く爲めに衆望を負ひ明治三十七年推されて同島漁業組合頭取となる又頗る公共心に富み理財の道に明るく當年七十二歳の高齡に達するも矍鑠壯者を凌ぐの概あり而して窮極の人に接しては己を擧げて之を扶け義理名分を全ふして言責を重ずるの風あり北海道渡航以來四十有餘年間拮据勤勉漁業を經營して今日の富を爲す所以のもの蓋し凡庸の人物にあらざるを知るに足らん茲に志して後進者の參稽に資せんとす

困に記す氏の肖像を掲ぐるの胸算あり寫眞の割愛を請へしに即時快諾せり然るに家族其の傍らに在り耳語して遂に變心せしむ故に掲げず團欒なる氏の家庭は海よりも深く山よりも高く著者をして感心せしむ

號五十五百千第城區栽植谷水泉字村山波丹縣梨山



明治三十三年八月探影

明治三十六年度植栽

泥質の林造松葉落林有府京東るけ於に源水川摩多

前頁の造林地は元御料林にして明治三十四年中面積八千餘町歩を多摩川水源涵養の爲め東京府に於て之を買收し同三十六年より府の直營事業として造林に著手し爾來二百九十餘町歩に杉、扁柏、落葉松、サワラ、の各樹百三十六萬二千餘本を植栽せられ、既に落葉松の如きは其の長一丈三尺餘に達し事業の成績頗る良好なり本業は東京市民の衛生上に裨益する所多大なるは言を待たざるなり而して樺太島の如き新開地を經營せんと欲するもの豫め是等事業の觀念なかるべからず志して以て當業者の參考に資せんとす

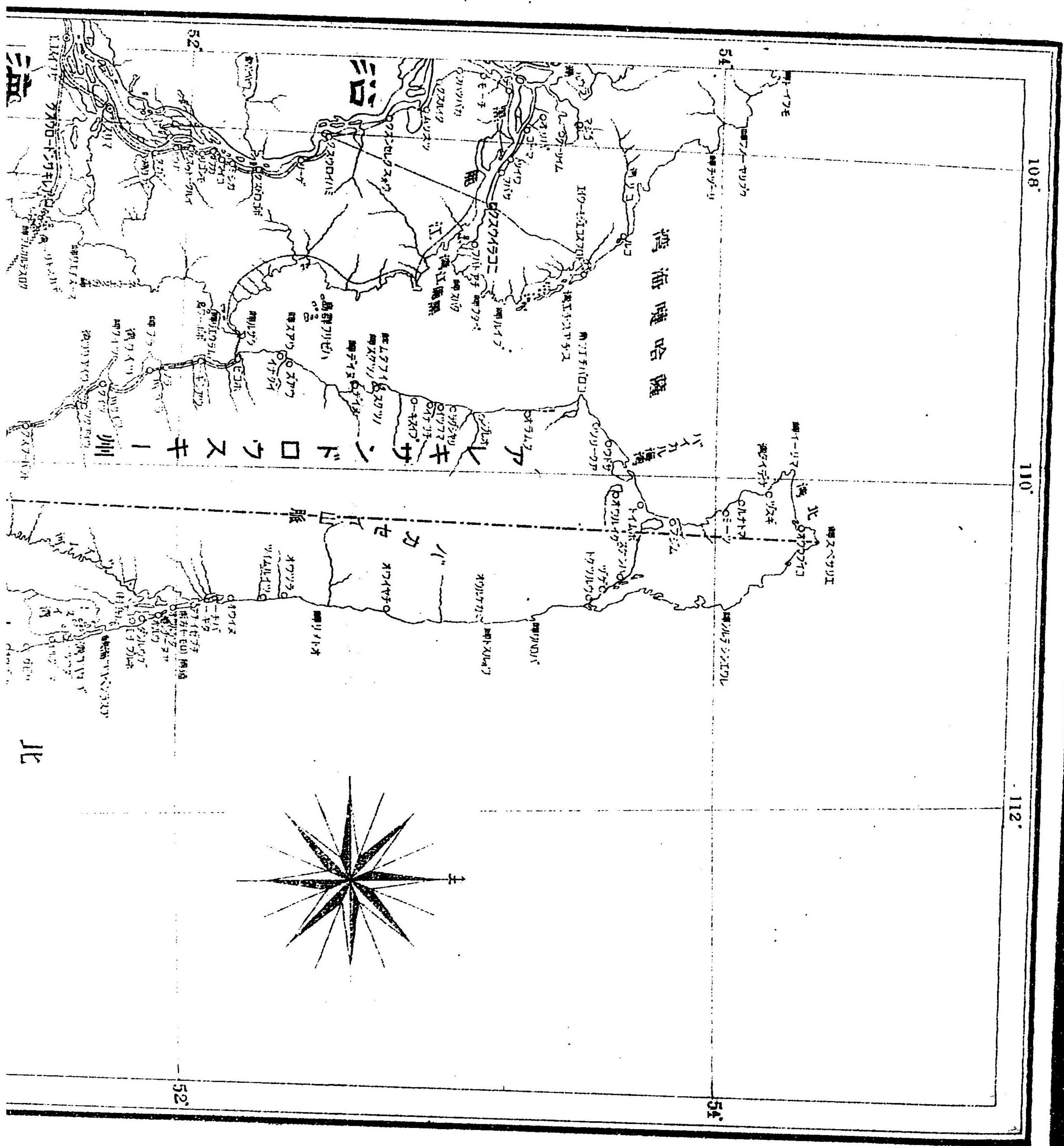
因に記す本業は東京府所屬林業事務所の管理に係り所長技師菊地伊三郎君専心之れが經營に任ぜり


(著者志す)

前頁の造林地は元御料林にして明治三十四年中面積八千餘町歩を多摩川水源涵養の爲め東京府に於て之を買收し同三十六年より府の直營事業として造林に著手し爾來二百九十餘町歩に杉、扁柏、落葉松、櫟、サワラ、の各樹百三十六萬二千餘本を植栽せられ、既に落葉松の如きは其の長一丈三尺餘に達し事業の成績頗る良好なり本業は東京市民の衛生上に裨益する所多大なるは言を待たざるなり而して樺太島の如き新開地を經營せんと欲するもの豫め是等事業の觀念なかるべからず志して以て當業者の參考に資せんとす

因に記す本業は東京府所屬林業事務所の管理に係り所長技師菊地伊三郎君専心之れが經營に任せり

(著者志す)





シロ

ドウスキ州

トウモロスキ州

ササキ州

海

北

東

海

嶺

西

岸

嶺

海

湾ヤニペルテ (湾 納 忍)

海

東

岸

海

峡

岸

湾一キ入りエウネ

山グルムバス

州

湾のニア

湾見伏東

岸 海 南

52

52

60

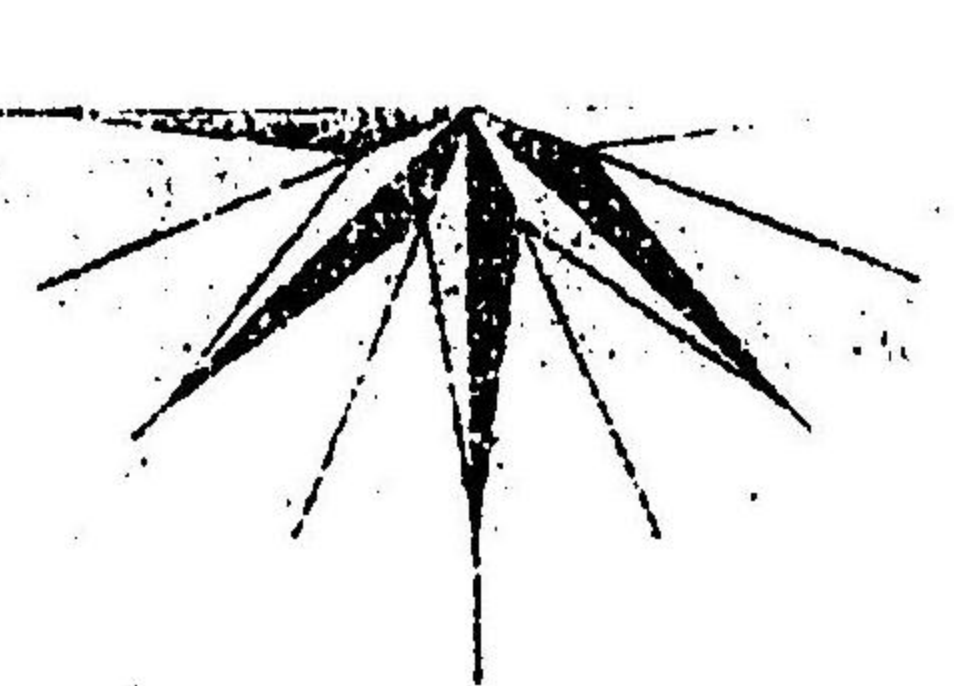
60

48

48

46

46



北方之富源

渡邊義顯著

總論

概説及沿革附地圖

樺太州は我北海道の北端に對峙する一大島にして本島及び二の島嶼を併せて一島を爲せり其の地東西は東經百四十度五十分に起りて百四十四度三十分を終る南北は北緯四十五度五十分餘に起りて五十四度二十分に終る地勢東は於保突海に臨み西は韃靼海峽を狭みて露領沿海州と相枕み南は宗谷海峽を隔て、北海道北見國に接し北は於保突海を隔て、於保突州と相對し幅員狭く中央峯巒層り峙ち支脈四方に布き大河源を南北に發し間々曠野を緩流して海に注ぐ

本島は昔時北蝦夷と稱して我帝國北門の鎖鑰たりしも明治八年形勢一變宗谷海峽を以て日露の境界となし我に千島の久里留十八島を收めて彼に樺太島の全部を與へたり爾來露國が改めて薩哈連と稱し分て三州となすコルサコフスキウ州

アレキサンドルフスキウ州、トウイモスキウ州是なり而して其の面積總て二萬四千五百六十平方哩あり西歷千八百七十五年以來露國政府は本島を以て徒刑植民地となしアレキサンドルフ港其の他に數千人の囚徒を送致し毎歲四百萬留餘の植民費を投じ銳意開拓殖産に力を致し勸奨誘導の方法を講ずと雖も拓地植民の事業遂巡進まず人口の増殖甚だ遲緩にしてアレキサンドルフ港及びコルサコフ港其の他の村落を除くの外今尙ほ原始の状態を存し僅かに南部に於ける東西海岸に於て本邦人及び露國人が二百三十有餘ヶ所の漁場と數百萬坪の牧場及び耕地を開發したるに過ぎざるにも拘はらず其の漁業に至りては露國政府は常に我が漁民を排斥せんとし煩苛なる法令を設け將に興らんとする漁業を禁遏せんと欲すと雖も其の漁利の豊富なる到底我が漁業者の起業心を挫折するにあらざれば本邦出稼人の漁業は逐年著しく發達すると同時に漁場の區域を擴張し其の收益する所尠からざるを以て露國官民共に漁業に注意するに至り本島殖民中に漁業を企て或は漁業權を得て之を本邦人に貸與し以て其の利を得んと欲するもの瀕年著しく輩出するに至れり

然るに本島は沿海千二百餘哩の間到處水族の分布游泳頗る饒多にして各種の漁業に適應すべき場所多しと雖も現時の漁獵は鱈、鮭、鱒の三種に於ける沿岸漁業を爲すに過ぎずして他種の漁業は殆んど着手するものなきの状態なりとす而して此等漁場は古來全く本邦漁業者の開創に係り本島住民の開發したるもの稀れにして隨て其の漁業に従事するもの自家の食料に供するに過ぎず故に其の開發すべき場所夥多ありと雖も將來開發すべき好漁場は其の南部に比し寧ろ北部に望を屬するもの多く已に本邦人にして黒龍江對岸なるタムラオ地方及び北東海岸ツイム河口に於けるロモウ地方に渡り漁業を試みたる者若しくは一大漁業を起さんとするもの續出するの機運に向ひ彼我國利民福を増進せんとするに當り明治三十七年二月不幸にして日露の交渉破裂し砲火相見ゆるに至り皇軍の嚮ふ所連戦連捷の結果明治三十八年九月本島は我陸海軍の占領に歸せしも米國大統領は人道を尊び平和克復の必要を認められ日露兩國に其の意を致し遂に媾和の結果北緯五十度を以て日露の境界線となすに至れり即ち其の分界地點はコルサコフスキウ州の全部及びアレキサンドロフスキウ州トウイモスキウ州に於ける

南部を我國の版圖に歸し其の以北を露國の領有に屬せしむ而して北緯五十度以南の地概ね沃壤にして肥沃乾濕其の當を得所生植物の發育旺盛にして頗る美觀を呈し農耕に適し鑛物良材を産し加ふるに瀕海最も水産に富む是より以北の地はアレキサンドル地方を除くの外高燥にあらざれば低濕又は段階地ならざるはなく其の以南の地に比すれば地味大に劣惡にして北方に至るに隨ひ乾濕其の度を失し牛馬放飼の地となすも猶ほ不充分なるを覺ふ然れども全島を概觀するときは其の最北部を除くの外地勢運輸交通の如き直接農桑牧畜の諸業に其の影響を及ぼすものなく其の漁業に至りては殆んど無盡藏にして拓地植民の上に於て農業上よりするも漁業上よりするも將た鑛業上よりするも欠く所なく殊に五十度以南の地は全島の植民地に卓絶せりと云はざるを得ざるなり

露國が明治八年以來三十有餘年間孜孜拓地植民策を講せしにも拘はらず今尙ほ廣原茫漠として人烟稀疎なるも自今兩國保護的植民策を施すに至らば將來人家稠密物産興起し殷富繁昌の地と化するは敢て疑を容れざる所にして從來世人が樺太島交換の一事は千歳の一大恨事なりとして憤慨を懷き之れが回復の急務を

説き北門の金庫を以て呼號するもの故なきにあらざるなり

沿革

北海道は古千島樺太等を併せて蝦夷と稱し愛儂人の棲息する所たり其の地僻遠にして永く草蒙に委せしと雖も王政の及ぶこと甚だ久し景行天皇二十五年武内宿禰を遣し東方の國土風俗を巡察せしむ武内歸り奏して曰く東夷に日高見の國あり土地沃壤にして曠し是を蝦夷と云ふ撃て取るべしと齊明天皇四年阿部比羅夫をして蝦夷を討たしむ阿部比羅夫の蝦夷戰ずして降る渡島蝦夷を召して之を撰し撫諭して歸る五年比羅夫復た蝦夷を征し進みて肉入籠に入り蝦夷の言を聞き後方羊蹄を以て政廳となし郡領を置きて歸る一條天皇の時蝦夷亂を作す陸奥の人安倍國東兵を率ひ海を渡り伐て之を平らぐ後鳥羽天皇の時藤原泰衡源賴朝と戰て大敗するや其の將士往々蝦夷地に逃るゝ者あり其の海を渡り島中に入るを以て後人之を渡り黨と云ふ内地人の蝦夷地に移住する此時に始まる當時安藤季信賴朝に屬して功あり以て津輕の守護となし尋で蝦夷を管領せしむ季信は國東

の裔安倍貞任五世の孫なり四條天皇の時鎌倉凶徒を捕へて蝦夷に流す其子孫多く壘を築きて之に據る後世謂ふ所の諸館主是なり此間下野の小山隆政會津の輩名盛久等鎌倉に抗して戦に敗れ續て來ると云ふ當時華夷雜居して統紀あるなし鎌倉之を憂ひ津輕の守護安藤を以て蝦夷管領となす南北朝の初安藤の族安東貞季代て津輕を領し藤崎に居る其孫教季南部守行の逐ふ所となり嘉吉三年茂別に到り島民を綏撫す之を下國氏とす享徳三年若狹の光源義光十四世の孫武田信廣其の臣佐々木繁綱工藤祐長を率ひ商船に乗じて奥尻に到る長祿元年蝦夷亂を作し志苦函館松前の諸館を陥る時に茂別家政下國館に在り蠣崎季繁上國館に在り蝦夷と戦て勝敗未だ決せず信廣募に應じ軍に赴き奮戦して大に之を敗り夷酋胡奢魔允父子を斬る蠣崎茂別兩氏共に寶刀を授け之を賞す季繁男子なし信廣を以て女婿となし家を嗣かしむ信廣則ち蠣崎氏を冒し壘を天河に築きて此に居る勝山と名づく民夷雜居の地東西凡六十里所々に莊司あり十一所皆な砦を擁し信廣に服従す明應三年信廣卒して子光廣嗣く此の時に當り下國恒季暴戻にして無辜を殺戮し國政大に亂る五年光廣恒季の家臣と謀り之れを殺す是に於て恒季の遺

臣相原季胤大館を守り村上政義小館を守り河野季通宇須岸館を守り小林良定志苦館を守り小林季景與倉前館を守る永正十年恒季の遺臣等光廣と松前に戦ひ相原季胤村上政義陣没し安東の黨盡く死し下國氏亡ぶ光廣天河より舟一百八十艘を率ひて松前に來り大館の壘に徙り改めて徳山と名け子高廣をして勝山を守らしむ始めて諸國商船の税を收め之を役取と謂ふ十三年東部の會長鹿野旬時叛く光廣誘ひて館に入れ飲ましむるに酒を以てし其の懈るを伺ひ之を斬殺す光廣卒して子義廣嗣き孫季廣に傳ふ季廣波志多尹を西蝦夷の長となし知古茂多尹を東蝦夷の長となし市易の制を定め諸國の商船をして二夷に俸米を給せしむ之を夷役と云ふ季廣卒して子慶廣嗣く天正十八年豊臣氏東征の後慶廣歿を納れて内附す秀吉命じて蝦夷及び松前を統轄せしむ慶長元年慶廣徳川家康に見ゆ九年蝦夷を治むる條令書を賜ふ是より先き徳山館を重修し十一年に至て落成す名けて福山と號し氏を松前と改む大永五年春東西の蝦夷悉く起る人民殺傷甚だ多し脱を得るもの皆な松前及び天河に居る享祿元年五月蝦夷反す蠣崎義廣之を伐つ二年春西部會多那計之反し瀬田内に據る義廣の家臣工藤祐兼を遣り之を討す祐兼戰

死す多那計之來りて上國を攻む祐兼の弟祐致多那計之を誘て大館に來る義廣射て之を殺す五年五月夷賊來て大館を攻む義廣射て會長夫妻を殺し餘黨悉く平く天文五年西部會多理古那反す義廣兵を遣て之を討す多理古那は多那計之の女婿なり是に於て東西部悉く平く十七年上國館主蠣崎基廣反す義廣長門廣益を遣て之を討す寛永二年春西部蝦夷邊那宇計反す松前公廣蠣崎利廣を遣て之を討す寛文八年澁茶利の會長沙愚奢允亂を作す松前兵を遣て之を平ぐ此歲八月松前家臣商估凡四百人船六十艘を裝し澁茶利に至り貿易す半至る時賊詐て好意を通じ船中の貨物を輸して岸に上せ夜潜に諸人の睡熟するを窺ひ之を殺す脱を得る者僅に四五人のみ先是歸順の諸夷沙愚奢允の叛狀を訴ふ松前之を幕府に上聞す時に松前矩廣尙ほ幼なり幕府松前泰廣に命じて處置せしむ九年沙愚奢允の部下志知利茶麻圓二千人に將たり松前を攻めんとして煮縫に至る松前家臣蠣崎佐左衛門をして兵三百を率て之に赴かしむ佐左衛門堡を煮縫に築き金坑役夫を合せ五百人を以て固守す松前の將佐藤權左衛門松前儀左衛門新井田瀬兵衛等兵四百餘人を率て來援す松前泰廣之に繼ぎ千餘人を以て煮縫川を夾て戰ふ賊大敗し山中に

逃る松前の兵長驅して北くるを逐ふ降る者相踵ぐ途にして大河あり長萬部と云ふ賊船を藏し渡を得ず賊會四五十人千餘人を將ひ岸を隔て、陣す部將佐藤權左衛門時に年七十餘勇にして謀あり順逆を論して出で降らしめ泰廣兵を分て長萬部河を渡り賊十六人を獲たり是に於て兵を分て五となし權左衛門百三十人を率ひ大軍に先つ二日捕虜を以て嚮導となし澁茶利に至り沙愚奢允を誘殺し餘黨悉く降る初め松前兵を發する前津輕藩兵を出して松前に至り以て後援をなさしめ近隣諸國皆戒嚴す然るに數月を出ずして事平き松前の兵一人を損せず是より先き蝦夷の叛亂前後幾回なるを知らず而して其の最も猖獗なりしは沙愚奢允の亂なり明和二年露人千島の羅處和石沒利二島に來り翌年擇捉島に來り又た得撫島に退き留ること三年大に土民を虐す是より先き延享寛延の頃露人羅處和以北の諸島を蠶食し改めて名を命じ此に至りて又其の川南を奪て名を改む四年幕吏を遣り蝦夷を巡視せしむ安永七年露人務多布に至り上疏して通商貿易を請ふ松前藩吏諭して之を還す寶暦元年始て松前藩吏を樺太州に遣る是より先き樺太土人蟒殺青玉等を齎し宗谷に來り交易す寛政二年松前藩船を裝して吏を樺太州に遣

り商館を設く西は楠溪に至り東は知床に至りて還る四年幕府最上常矩を樺太州に遣り西は樺太内に至り東は騰物に至りて還る幕府露西亞の蝦夷諸島を蠶食し松前藩小にして力制すこと能はざるを聞き謂らく因循して悛めざれば恐らくは後來の大害を生せんと措置の方法を議す十年二月幕府松平忠明に命じて蝦夷地警衛の事を掌らしむ十一年秋松平忠明石川忠房羽田正養大河内政壽三橋方成等南部津輕の二藩に命じて各兵五百を出して蝦夷地を防守せしめんことを請ふ幕府之を許し十一月幕府南部津輕二藩に命じて兵を出さしむ文化三年九月露西亞樺太に冠す五年四月會津藩の軍將北原光裕兵一百餘名を率ひて樺太を成る四年松前章廣を陸奥の梁川に移し西蝦夷地を收む是に於て全蝦夷幕府の直隸となる政廳を松前に移し松前奉行所を置き北海道を總管し兼て樺太を檢察せしむ文政四年東西蝦夷地を松前章廣に附す嘉永六年露西亞使を遣し樺太州の境界を定め交易を通せんことを乞ふ幕府筒井政憲川路聖謨に命じ長崎に應接せしむ安政元年幕府竹内保徳堀利熙を以て函館奉行となし松前崇廣に命じて函館地方六七里を上らしむ後六年函館港を開きて互市を許せり二年復た東西蝦夷地を收めて函

館奉行に隸し崇廣に奥羽の地三萬石を給して食邑となし別に一萬三百五十石の地を増し又年々一萬八千兩を給し以て東西蝦夷地の歳入に換ふ松前氏の政法古來専ら商税に資り農耕を勸めず斜里、宗谷、樺太を三場所と稱し藩主之を治め其の他の漁場は分て藩士の采邑たり而して内外の商賈其の門に詣り甘言以つて各所分地を請ひ君臣價の最も貴きものを選びて之を附す漁場税凡毎歲六萬餘兩に至る其の夷人を待つ最も酷にして五穀の種子を與へ文字を教え内地の言語を習ひ簞笠を被り草鞋を著くる等内地の教化に浸染するを禁ず犯す者は刑あり蓋し之を愚にして治め易しからしめんと欲するなり此を以て舊弊を改むるものなく夷人皆な松前の苛政を怨望す明治元年四月函館裁判所を置き待從清水谷公考を總督に土井利恒を副總督に任す尋で裁判所を改めて函館府となし公考を府知事とし數名の正權判事を置く八月松前德廣厚澤部に新城を築かんとを請ひ十月移て之に居り館藩と稱す是歲十月徳川氏脱走の徒板本釜次郎等軍艦に乗じ茅部郡鷺木村に來る函館戒嚴す時に清水谷知事五稜廓に在り各藩の兵五稜廓を以て根據となし賊兵と戦ひ利あらず官軍青森に退く賊兵勢に乗じて五稜廓を取り函館

に入る十一月榎本釜次郎松平太郎等海陸並び進で福山に向ふ松前の兵防ぎて利あらず城遂に陥る二年朝廷命を下して賊を討せしむ三月官軍海陸齊しく進む兵凡そ七千餘人四月乙部村に上陸し直ちに江差を取り尋で福山城を復す五月函館を回復し賊兵五稜廓に屯集す釜次郎以下罪を謝し軍門に降り事平ぐ六月松前修廣を館藩知事となし議定鍋島直正を以て蝦夷開拓總督に任す七月函館府を廢して縣を置き尋で縣を改めて開拓使となし直正を長官に任す八月蝦夷を改めて北海道と稱し十一國八十六郡となす但し樺太州の稱は舊に據る是月東久世通禧を開拓長官に任す三年二月開拓使を分て別に樺太開拓使を置く五月黒田清隆開拓次官に任す四年六月札幌に開拓使廳を開き函館根室を以て開拓使出張廳となし各郡樞要の地に出張所を置く七月館藩を廢して館縣となし其の所轄津輕、福島、檜山、爾志四郡を青森縣に屬す八月樺太開拓使を本使に併す十月長官東久世通禧待從長に遷る五年九月全道を六部に分ち札幌使廳を本廳と稱し函館、根室、宗谷、浦河、樺太の五支廳を設け嚮に青森縣に屬する四郡を開拓使に併せ全道總て本使の管轄に歸す七年八月黒田清隆開拓長官に進む八年五月露國特命全權公使榎本武揚

露國大臣歴山、兀兒茶古布と樺太、久里留交換の約成る樺太境界の事嘉永六年に起る其の年露使布恬廷長崎に來り境界を定めんことを請ふ幕府筒井政憲、川路聖謨を遣りて議せしめ北緯五十度の地を以て分界となさんとす議協はす安政元年布恬廷又た下田に來り約す今より後ち兩國の界は擇捉、得撫二島の間を以てし樺太は舊に依りて界を分たすと六年露國使を江戸に來らしめ參政と樺太境界を論じ限るに宗谷海峽を以てせんとす參政之を聽かず文久二年幕府竹内保徳、松平康直等を露國に遣りて議せしむ辯論反覆決せず遂に彼我吏を島地に派し以て之を定むるを約して還る事ありて果さず慶應二年幕府又た小出秀實を露京に遣り議せしむ復た協はず時に彼れ得撫諸島を以て交換するの便を謂ふ秀實聽かず遂に雜居の約を定む明治四年參議副島種臣に全權を命じ往て其の事を決せんとす果さず此に至りて八年五月榎本武揚に全權を委し交換の約成る是歲八月久里留、樺太交換理事官として長谷部辰連を樺太に遣り時任爲基を久里留に遣る久里留諸島の露民に告ぐるに漁獵其の他の生理は舊に仍るべく去就を決するは三年の間に於てし各其の宗教を奉ずるも妨なきを以てす十月樺太開拓支廳を開拓使に合は

す十二月樺太土人北海道に移るもの男女八百餘人石狩及び對雁地方に居らしむ
九年一月久里留諸島を千島國に屬し得撫新知占守三郡を置く七月天皇東巡し青
森より海を踰へ函館に幸し蹕を駐る一日海路東京に還幸す

第一編

第一章 地理

(一) 疆域

本島は北緯四十四度三十分餘に起り五十五度五十分餘に至り東經百四十一度五
十分に起り百四十度に盡く地勢北海道の北部に位し西は韃靼海峽を隔て、沿海
州と烟火相望み東北の一帶は於保突海に瀕す西方韃靼海峽に在る海馬島及び東
方海豹島等之れに屬し凡て三州九十四ヶ村其の面積二萬四千五百六十六平方哩
あり地形北西より東南に延長し南北約六百七十哩乃至百五十哩に達す西はバカ
セ山脈及びロキプ山ベルニセツト山等の諸山に依り東西二部に區分すべし東
部は土地の幅員稍々廣く曠野あり西部は之れに反し南北山脈と韃靼海峽の間に
介在する狭小の地にしてアレキサンドロフ近傍を除くの外曠野あるなく山巒直
ちに海岸を壓す一斑の地勢は丘陵状をなし海岸より内部に涉りて漸次高きを加
へ南北山脈の頂上に至りて最高點に達す東方山脈は島の中央に於て低く七郎灣

に注ぐポロナイ河及びブタコル灣に注ぐツイム河等の分水嶺を踰へて西部アレキサンドロフに至るは甚だ困難ならずといふ

(二) 海岸

海岸線は大約一千二百哩に亘る西海岸は屈曲稀にして碇泊に便なる所極めて少なく唯アレキサンドロフ港、マウカ港、バイガル港、クスンナイ等は汽船の碇泊に適すと雖も固より安全なる良港と稱すべからず其の他の地方に至りては水成岩若くは砂濱遠く連りて港灣なく北方に至るに隨ひ岩石海中に羅列し俗に水冠り岩と稱するものありて船舶の往來甚だ危険なり故に本邦より尼古來斯克方面に航海する船舶は概ね水先と稱するものをして船長の任務を補佐せしめ辛ふじて來往するも暴風起れば或は暗礁に乗り上げ或は和船の如きは故らに砂中に膠坐して怒濤の撃破を免るゝことありと然れども小汽船又は和船、漁舟等の避難所としては到る所に津浦あり敢て困難を見ずと云ふ

(三) 岬角

近藤岬、重藏岬は共に海中に突出し而して重藏岬は對岸北見國宗谷岬と相對し其の間僅かに二十四哩本島中南極の地たり岬上二等燈台を設く東伏見灣内エンジマ岬も同灣内に突出し岬上三等燈台あり片岡岬は本島の東端に突出し近藤岬と腹背を爲す沿海一百四十里餘の半島をなすロツベン島は其の南方十一哩の洋上に屹立すエリサベツ岬は海中に突出し本島中最北極の岬角たりマーサの岬と腹背を爲し小半島をなすイフタンの岬はニカラス岬と相對しマーサー岬と腹背を爲し半島を爲す其の他マイケ岬、テフ岬、トイノ岬、ウイライ岬、ルイムニイ岬、モトア岬、クロイラ岬、オトメリ岬、バライン岬、トイモスキウ岬等を主なるものとす大小の津浦此の内に點在す

(四) 山岳

山岳の高峻なるものアレキサンドルス、スキウ州のバカセイ山、トウイモスキウ州の

第二章 衙署

(一) 樺太民政署の長官權限

樺太島の政治は目下陸軍に屬せり其の全體の長官は陸軍中將にして南部の長官は陸軍少將たり民政長官は全島の總長官たる陸軍中將より命令を受くべきもの組織なり而かも媾和の結果樺太南部折半のことあり陸軍中將は他に轉任したるも南部の司令官は留任し民政署は北部アレキサンドルフより南部コルサコフに移轉したるを以て其の結果命令官も勅任にして命令を受くべき民政長官も亦勅任官たり即ち同一の資格ある者が並び立ち居りて一は命令を與へ一は命令を受くるとは頗る奇異なる政治組織なり然れども樺太全部が日本領となるべしと期したるの結果前叙の如き政治組織となりたるものなれば斯の如きの現象は早晩改正せざる可らず我輩は當局者必ず之を改正すべきを信するなり世人或は曰く樺太島は南北折半となりたる以上は民政署も勢ひ今日の如き大組織を要せざるべく樺太島の施設は單に全島に於て獲る所の金額を以て經營し著く發達せし

むるに如かずと蓋し是れ消極的の論のみ斯の如き引込主義は須く排却し政府は此際一層の力を添へて發展の途を講じ其の準備として交通機關の便利を増し盛んに移民を誘導せざる可らず蓋し本島は我帝國の尠なからざる歴史を有するのみならず日露交戦の結果辛ふじて獲得したる我新領土なれば帝國の名譽事業として一大政策を實施するは國民の至情たるを信す若し之れに反して消極的施設に甘せんか本島に於て揚ぐる處の利益は當分年額四五十萬圓を超えざるに依り本島の開拓は前途頗る遼遠の感なき能はず况んや斯の如きの舉は決して無謀なるにあらず其の詳細は前章既に述ぶる如く其の結果の如何は明白の事實なれば彼の民政署長官を親任官と爲し其の支部局官衙の如きも斷然規模を擴大し全然獨立の權限を附與し臺灣の施設と兩々相待ちて北鎮の基礎たらしむるは蓋し我國當然の義務なるべし

(二) 樺太民政署所在地及其の經費

樺太民政署はコルサコフに在りコルサコフは昔時楠溪と稱し東伏見灣に臨める

一大要港にして此地は古き歴史を有することは普く人の知る所なり明治三十八年樺太戦争の當時全市兵燹に罹り諸種の建造物皆な烏有に歸せり、ウラヂミロフカはコルサコフを距る北方十里ススヤ原野の中央に位し樺太民政支署あり又マウカは西トンナイと稱じ西海岸に於ける樞要の地にして樺太民政支署を置かる樺太行政經費は八十萬圓の豫算にして内五十萬圓は政府の補助に係り他の三十萬圓は漁場貸渡料の収入を以て充用するものなりと

樺太民政署出張所を各府縣に置くの必要

樺太の開拓事業を短年月間に成功せんと欲せば移住民に十分の便利を與ふるの方法を講せざる可らず其の便利を與ふるの法即ち民政署出張所を各府縣廳内に設くることを望むなり何となれば躬ら樺太島に到りて其の實地を目撃し若くは書信を發して全道に於ける諸般の事項を質問する等の人は甚だ僅少なるべしと思惟せらる故に各府縣廳内に樺太島植民に關する人民の質問を懇切に取扱ふ可き一課を設け凡て此處に於て一般の質問に往答し及び其の地方の新聞紙上に

樺太島に於ける開拓の状況等を細大洩さず之を報道せしむるときは植民を獎勵するに偉大なる効力あらん今日樺太島と内地との遠隔甚しきに因り何事を問答するも十分に其の事情を通ずる能はざるのみならず幾多の日數を費して其の目的を遂ぐるに能はざる等は官民共に遺憾とする所ならん然るに各府縣廳内に出張所を設けて口頭若くは手紙を以てする者に對し親切懇篤に其の事情を報告するに於ては内地人民の便利之れに過ぐるものなけん況んや中央政府を経て各府縣知事に本島植民事業の事務に關し間斷なく通牒するに於てをや而して其の經費に就ては樺太民政署事業費を以て之れに充て其の吏員は府縣廳の屬官又は雇員をして之を兼務せしめ其の俸給の如きは一ヶ月五圓乃至十圓を支給し經常費としては用紙通信運搬費其の他の消耗品に止め一ヶ年約二百圓を定額として概算一萬圓を見込むときは敢て困難なる業にあらざるべし之を要するに樺太島に於ける事情を内地府縣の官民に報告し併せて府縣の實況を樺太民政署に報告するの機關たらしむるにあり

第三章 本州區畫及實況

明治八年五月樺太島と久里留諸島交換の約成り露國は爾來本島に於ける從來の重なる地名を改めて種々の名稱を附し行政上本島を三州に區畫せり其の名稱區域左の如し

(一) コルサコフスキウ州

コルサコフスキウ州は本州の西南に在る半島國にして東は於保突海に瀕し西は韃靼海峽を隔て、露領沿海州と相對し南は宗谷海峽を狹みて北見國と相枕み北はアレキサンドルフスキウ州及びトウイモスキウ州に境す全島の西南に當り四通八達の要地を占め山は鑛物に富み水は魚族に豊かに一望涯なきの原野皆な土壤肥沃にして農耕牧畜に適せざるもの莫し眞に北方天府の地と謂ふ可し地形南方に延びて東西に蹙まり中央に於て幅員凡八里に達す近藤重藏の二岬州の南端に突出し其の宗谷岬と相對するものを重藏岬と云ひ其の間二十四哩餘わ

り實に本島の南極なり其の東南の一端は於保突海に突出して近藤岬となる兩岬の間自ら灣を爲す則ち東伏見灣なり片岡の岬は東端に突出し重藏岬と相腹背し一大灣を爲す則ち七郎灣なり

山岳の高峻なるもの多くは西海岸に在り其のオロキフ山は七郎半島に聳ゆる高山にして其の高さ凡六千呎に近くベルニセツト山はマウカ港の東北方に峙ち其の山脈東伏見灣頭に走りウエシヨイヤ山は重藏岬に聳ゆ

河の最大なるものをポロナイ河とす源をチアラ山の北方に發し緩流してタライカ湖に入り更に七郎灣に注ぐ延長七十餘里ヤンケナイ川は源をチアラ山の東南に發し二派の支流を合して七郎灣に放水す延長二十餘里ナイブツ川はベルニセツト山の東北に發し數派の支流を合し七郎灣に注ぐ長さ十里を下らずススヤ川はベルニセツト山の東南に發し二三の支流を合して東伏見灣に入る長さ二十餘里此の他五里以上十數里に渉るもの數多あり而して延長三里未滿の河川數枚擧するに遑わらず

湖沼の大なるもの少なからず大抵皆な東海岸に在り、タライカ湖は長さ四里餘周

回十三里の大湖にして西方に開けタライカ河口を以て海水を限り西岸はボロナイ河を狭み西北に向ひて草原地擴がり北東岸はトウイモスキウ州に連なる一大原野にしてボロナイ河其の西方を貫通す湖水鹽分を含み海魚此に遊泳すボロナイ河ユクスタム川ウミ川の諸川此中に注ぐ湖中ユクスタム川の川尻に小島あり又其の西南に方り三個の岩礁あり共に小舟の定繫に使すトナイチャ湖は周圍十五里に餘り、モロトウイノツ灣に面し湖口西北に開き湖の西北に小島あり而して其の西北隣にプレユースノイ湖在り周圍二里餘にして湖口、トナイチャ湖に相通ず共にモルトウエノ灣に面し湖口に小なる島嶼あり船舶の出入甚だ危険なり湖中海鼠を豊産すワソイト湖はコルサコフの東方に在り湖口西南に開く周圍二里餘ラツセ湖はワソイト湖の東隣に在り湖口西南に開き周圍一里餘にして共に東伏見灣に面す海魚此に遊泳すライチシ湖口西海岸に在り周圍五里餘あり湖口直ちに海に開き砂土を以て北岸を限らる湖水鹽分を含む海魚此に産するも湖口淺くして船舶の出入に便ならず此の他チピサニ湖アラク沼シナベツ沼オモトコ沼ノヤス沼等の諸沼皆な周圍數里あり小沼細澤に至りては列擧するに遑わらず

らず

沿海一百哩絶て良港灣を見ず唯だコルサコフ、マウカの二港は從來汽船の碇泊するあるも固より安全なる良港と稱す可らず其の他の地方に至りては絶て港灣なし

コルサコフ港はススヤ河及びリウタカ河口に在り其の河の東方にあるをエンヅマ岬とす樺太民政署の所在地なり此地本州南海岸に於ける要港にして西海岸アレキサンドルフ港に通ずる中央通路あり、マウカ港より來る道路あり東海岸トナイチャ湖に通ずる道路あり又た東伏見灣岸ワソイト方面に通ずる道路あり將來鐵道を本州の北部に向ひて貫通し港頭を修築するに至らば本島第一の良港となること期して待つべし

マウカ港は重藏岬を西に廻りたる所に在りボントマリ川港内に注ぎ其の北方にあるはノトロ岬トゴンボ岬は其の南方に在り土人の部落此間にあり東南コルサコフ港に通ずる道路あり又たクスンナイに達する道路あり内地より本島に渡航するにはコルサコフ港よりも本港に至るを甚だ便なりとす將來本州の開発に伴

ひ地の理に於て一大繁榮の港灣となるや疑ひなかるべし

本州に於ける植民適地七萬六千五百五十五萬二千餘坪にして其の原野の大なるもの五あり、タライカ湖の東北原野ボロナイ河附近原野ナイブチ附近原野ノヤス附近原野ベレジニヤキー附近原野是なり此等は地味概して肥沃乾濕其の當を得且つ河脈相通して運輸の便少なからず其の所生植物を見るに何れも發育盛にして頗る美觀を呈し實に農耕に適するを表せり此の他の原野は別表に掲ぐ緯度の高きに比すれば氣候概して温和にして諸作物能く發生し其の蔬菜類に至りては北海道作の遠く及ばざるものあり唯東部片岡岬より西北の地道路未だ開けず運輸不便にして人烟稀疎寂々寥々として宛も無人の境に屬せり

鯨漁場の良好なるは西はベスト岬よりトコロボツキの岬に至るナヨロ川より白主の岬に至る南は重藏岬よりチピサニの岬に至る東は近藤岬よりシムタキ川に至る諸岬邊とし其の位置は海底岩石のある所にして稀れには砂濱の邊にあり西海岸は港灣の船を入るゝに足る者なく隨て鯨漁期中は風波怒濤の爲め屢々漁獲の鯨を捨つることあり東伏見灣内及び七郎灣内は其の漁期中風濤甚だしからざ

るを以て漁獲物を捨つること稀れなりと云ふ

鮭、鱒、漁は東海岸片岡岬より近藤岬に至る間を最良とし東伏見灣内及び西海岸白主岬よりピレオ岬に至る間は次に次ぐ其の他諸川鮭、鱒の湖上せざるもの莫し而して其の著明なるものはボロナイ河ナイブツ川ススヤ川リウタカ川ポントマリ川の諸川とす其の他の河川又能く湖上す片岡岬より北方の沿岸又た好漁場あり沿海の地皆な鯨、鮭、鱒の好漁場にして本州に於ける鯨、鱒、鱒の中心は實に西海岸洋中重藏岬とピレオ岬の間にあり白主岬よりピレオ岬に至るの海岸地は丘陵にして峻峻なる所少なく岬角の出入無數なるも斷崖の爲めに舟を寄すること能はざるもの甚だ稀れなり實に沿岸の地勢海底の形狀共に無比の鯨、鱒、鱒と稱すべし鯨は沿海到る所之を産し昆布復た豊産す

鑛産地として未だ着業せるもの莫しと雖もコルサコフ附近に炭礦あり、リウタカ川ススヤ川ポントマリ川ナイブツ川其の他の諸川砂金を産す

(二) アレキサンドルスキウ州

アレキサンドルスキウ州は本州の西北に在り南は僅にコルサコフスキウ州に接し東はトウイモスキウ州に連り西は韃靼海灣に瀕す北は於保塞海を隔て、オホツク州に相對す東北より西南に延長せる國にして海岸線の延長四百餘哩あり國中山岳起伏して平地稍少なくオキロフ山脈の余脈連亘して東北は山脈縱横に連り延て半島を成せり故に原野の廣大なるもの莫しと雖も平原沃野各地にあり開墾及び牧畜に適するもの少なからず沿海の地屈曲に乏しく港灣の擧ぐるに足るもの少く僅にアレキサンドルフ港あるのみ汽船の交通船舶の碇泊するものあれども其の他は港灣の性質を顯すことなし

川は皆な源を東南の山脈に發し西南に流れて海に注ぐ其の最大なるものに乏しく隨て小なるもの數多あるも此に枚擧するに遑わらず沿海の地屈曲に乏しく然れども漁利甚だ盛にして昔時より人口蕃殖せる所あり又た港灣として擧ぐるに足るものなく僅かにアレキサンドルフ港あるのみ其の他の灣曲あれども少數の

船舶を入るゝに過ぎずアレキサンドルフ港はアレキサンドルフに在り州中最も重要な港なり戸數八百餘アレキサンドルフに州廳あり露領浦鹽斯德よりは露國汽船毎月數回の航通を爲すのみならず和洋船舶の出入繁くして商業稍々盛なり而して日本海より北海を経て東察加沿海に航行する船舶は概ね此の港に寄港するを常とす港頭に二等燈臺の設けあり本島西海岸中の要港なり

州の南北は山脈蜿蜒としてトウイモスキウ州の國境を域り南方コルサコフスキウ州の境界は山岳起伏して其の東境はエスチリ山塊となり西は韃靼海灣に瀕す本州は鯨漁の盛なることコルサコフスキウ州に次ぐ而してベスト岬より、トコリホツキ岬に至る間を最良の漁場とす蓋しトコリホツキ岬はチライケウエオスノ岬より分來する鯨大群の衝に方り建網一統に就て獲る所を比較するに實に全島第一に居るベスト岬地方も亦チライケウエスノ岬方面より魚群の連續し來るもの多く實に本島好漁場の一たり、ウシヨロ灣はオロチ川の注ぐ所にして鯨漁場絶無の地なり鮭は沿岸到る處に於て盛に産出す鱒も又た沿海一對に産し昆布も亦南方の沿岸皆な之れを産す此の他海藻雜魚の分布饒多にして頗る有望の沿岸な

り

此州に於ける鑛山の發見せられたるもの數多あり

(三) トウイモスキウ州

西はアレキサンドルフスキウ州に接し南はコルサコフスキウ州に連り東北方一帯於保突海に濱す西北より東南に延長せる國にして海岸線凡四百哩餘あり地形北端は漸く狭く中央に於て幅員凡そ六十里に達す西境は南北山脉とアレキサンドルフスキウ州東北の高山にて成り南境はエタチリ山脉より成る地勢東北に面し河川皆な東北方に向ひて流るエリサベシ岬は州の東北端に突出しジョナ島に相對し其の間三十餘里實に本島の極北なり

湖沼の大なるもの少なからず大抵皆な海岸に在り

此州に於ける南方の原野地は地味概して肥沃乾濕其の當を得且つ河脈縱横に通じて運輸の便少なからず其の所生植物を見るに何れも發育盛にして頗る美觀を

呈し實に農耕に適するを表せり是より以西は皆な高燥に失し且つ至る處樹木なく寒帶性の稚木を交へたる草原地にして地味大に劣惡なるが如し

緯度の高さに比すれば其の東北地方を除くの外氣候頗る溫和にして本島各地に適する諸作物皆な發育するの望みあり唯地東北方に偏し道路未だ開けず運輸不便にして人烟稀疎寂々寥々として宛も無人境の觀あり然れども沿海の地はアレキサンドルフスキウ州コルサコフスキウ州に於ける沿海に劣らざる好漁場多し將來の繁榮推して知るべし

此の沿海は未だ鯨漁の既定漁場なきも決して望みなきにあらず鮭鱒は沿岸到處に産し且つ河川の大なると其の小なるとに拘らず皆な能く潮上せざるものなし而して殊に盛なるはトウイモ川とす

州の北西岸は河川少なきにも拘らず東海岸と同じく沿海最好の漁場たり蓋し此の地方は全く魚群の通路に當るが爲なり鮭大鮭は此の沿岸盛に之を産す此の他鯨海豹雜魚饒産すれども未だ此の漁獵を營むの漁民なし鑛山は各所に發見しわれども未だ之を採掘するに至らず

(四) 樺太發見の由來

本邦人が樺太島を發見せられたるは何時頃なりしか判明せざるも今より二百八十四五年前即ち後水尾天皇の時寛永の初年に蝦夷の藩主松前公廣が其の領土巡廻の折船を舩して家臣を此に越年せしめたることあり之れ即ち松前氏が樺太島探檢の第一著たりしが如し是より以前は舊史の徵すべきもの莫きを以て之を知る能はずと雖も爾來露西亞人が此の附近に出沒する毎に松前家は屢々其の家臣を派遣して自ら北門の警衛に任じ後光明天皇の慶安三年松前家は藩士大島傳右衛門を樺太島に遣はして詳密其の狀況を視察せしめ寶曆年間に至り露國の東方經營策著々其の歩武を進めつゝあり是より先き元祿年間露西亞人が東察加を侵略し又は千島の土人を掠かし争鬪殆んど絶ゆることなく茲に於て松前藩益々警備を嚴にせんとし明和年中家臣下和田某を遣りて樺太地方を観察せしめ又た安永六年に藩士新井田隆助を派して東西海岸シレントコ及びバクスンナイ方面を観察せしめたり

幕府が其の官吏を樺太島に派遣したるは實に天明五年にして旗本山口鐵五郎大石逸平等十人が宗谷より船に乗じて樺太の南端自主に至り茲に於て一行東西に分れ蝦夷の小舟に糧を入れ西は十餘日にしてカラントマリに至り東は七日にしてシレントコに至り共に糧盡きて歸り同年八月宗谷に歸る天明六年五月又蝦夷を率めて宗谷を發し重藏岬に達し夫れより自主に抵り酋師を集め島の境界を究めんことを談じ艦裝して蝦夷と共にクスンナイに至りて歸る今より百八十八年前享保年間北海道檜山郡江差町津花の人山本權太郎の帆船松前より敦賀に航行の途上偶々颶風の襲ふところとなり激浪怒濤に漂流せること數日辛ふして覆歿を免れ一島に漂著せり之れ即ち樺太島ボンコタン、ノトロサキ附近なりしなり時に海岸に夥多の鯨卵の風浪劇烈なりし爲め沙際に打寄せられたるもの積んで山を爲すを發見せり茲に於て此の海岸一帯に於ける鯨漁の必ず有利なるべきを思ひ上陸の後窺かに一の目標を建て猶ほ土人に接して漂流の顛末を語り此の海岸に於ける魚族の有様を聞取りたるに尤も有望の狀況なるに依り明年より漁期毎に必ず來航すべきを約し歸航の途に上り其の後敦賀に安著支配人藤田治郎兵衛よ

り店主山本權太郎に右の顛末を談話せる結果翌年の漁期に至り初めて數隻の漁船を率めて出漁せるに豫期に違はず巨額の漁獲を爲したりと云ふ是れ本邦人が此島出稼の嚆矢なりとす

文化六年間宮林藏初めて韃靼海峽を發見し單身亞細亞の大陸即ち今の露領西比利亞の内地に渡り茲に初めて樺太が一大島嶼たることを發見されたり同七年高橋作左衛門の著はせし萬國地圖には樺太を以て島としてあるにも拘らず山田聯の間宮林藏に送りたる一書に曰く樺太島とサハリン島と分明に之れ兩地にして接するに州沙を以てすれば時として島たり時として合して一島たる者なるべし然れども百年前は分明に之れ兩島たり故に地誌及び清蘭の圖此れを二島に畫出して稱呼を異にせり云々

歐州に於て樺太島の普く知られたるは頗る近代のことにして蓋し十七世紀頃なるべし而して支那にては明代の昔より滿洲の東北海邊に一大島嶼の長く横はりて居ると云ひ又た太清一統志に大州在城北三千餘里混同江口之東大海中南北三千餘里東西數百里距西海近處僅百里許とあるは此の樺太州の事なり

十八世紀の末頃即ち西曆千七百八十七年我が光格天皇の御宇天明七年徳川十一代の將軍家齊の時ラベルズ并にクルーゼンステルンの兩人亞細亞の東を探見旅行し未だ人の知らざる地を發見し一層地理を精しくせしと雖も當時尙ほ樺太島を以て大陸の部分と信じて居れり

文化一年西曆千八百四年に近藤守重一書を公にして樺太は嶋嶼にあらずと爲し且つ洋人の所持する地圖にアムール河口にサガリン島のあるを見て是を誤謬なりとし又たアダムスがサガリン島は周回凡九百里あると云ひ居るものを駁してサガリン島と樺太とは全然別箇のものと論せり

斯の如く我國の北方に樺太島のあることは世人の均しく認むる所なりしも其の果して島嶼であるか將た半島なるやは猶ほ不明の裡に葬られ居たり其の後四十餘年にして地理學者箕作省吾の發行せし地圖に樺太を半島と誌し又た天保十二年に刊行されし終北録に樺太の事を半島と志るせり

樺太島の起原に關し井上頼國の越州考中に曰く古事記の國生の下にて越州の名はありて次生兩兒島亦名謂天兩屋とあり此の兩兒島即ち越州にて蝦夷樺太を云

ふなり抑も越てふ言の義は籠障にして彼國の曇り勝なりしより名附けしなるべし兩兒島とは樺太の土俗の傳にカモイカラフトと云ひてカモイは神の義カラは體の義フトは二つの義にして神の體を二つに成し給へるより如此は云ふなりとあるにて名義も所在も明かなり云々

樺太土人が屢々韃靼人の襲撃に苦しみ終に松前藩に其の援助を求めたるに依り寛政二年に松前藩主其の家臣高橋寛光を樺太島に遣り自主及び楠溪に衛署を設けしむ而して西はコタントルに至り東はシレットコに到りて歸る
寶曆年間即ち今を去ること百五十年前松前藩始めて楠溪外二ヶ所へ漁場を開く寛政七年漁場請負人栖原小右衛門伊達林右衛門等撓淵に至り漁業を始め爾來幾多の變遷星霜を経過して明治の初年に達し開拓使樺太支廳の管轄するに至り伊達栖原の兩人は樺太島の西方海馬島に於て一二年間漁業を試みたとあり是れ本邦人が該島に出稼の嚆矢なるべし

(五) 樺太島の實況

樺太民政署は漁場入札執行の爲め事務多忙にて鑑札漁業の願書等の許否は一時中止の處十一月末句より續々許可せられ中には鯨曳網の許可を得る者あり樺太漁業の事情に暗き者は痛く疑心を生じ民政署の處分を批難するものあり

樺太民政署は摸範的市街を作らんとの計畫より榮町より匠町に至る新道路を幅員十間と爲し十月初旬より工事に著手し十二月に至りて落成せり

樺太島の眞況を見るときは本年少年なくも三千餘人も越年するかの様に思はれしも實際の人員は二千人位なるべし越年の目的を以て商店を開始し一時相當の利益を收めたるもの機に乗じて非常なる商品を仕入れ冬期に際し豫期の如く商業振はず寒威漸く猛烈を加へたれば閉店の上歸國せんとするも殘品は運賃の爲め損害を來すべく之れを安價に販賣せんとせば二東三文より買人なく止むを得ず越年する者あり又た初めより越年を覺悟したる人も夥多あり之れ等は結氷航海の杜絶を待ちて一攫千金を得んと企及し得たる色あり又た一攫千金を夢みて來る人あり又た後來一大事業を起さんと欲して來る者もあり又た一日の日當八九十錢の賃金に甘んじて來る輩もあり又た寒氣を恐れて歸る者あり又た明春來り

て相當事業を經營せんとて歸る者もあり或は樺太は全然買かぶりなりと稱して歸る不平者もあり其の去來の人千種萬別なれども漁場優先權獲得者又は競争入札落札者等を除きたらんには皆な多少の損失を招きて歸りたるものゝ如し
樺太島の商況は外面非常なる隆盛の模様なるも實際は寒氣と共に日増沈衰の實況にして八月以降十月の頃は露國人の引揚げと内地より渡來の人々の爲め且つ漁場入札の前後は一時大泊を賑はしたるも其の後天候悪しく勞働者も充分の働きを爲す難く便船毎に歸國の人々多き爲め商況不振の姿にて其の大泊の小賣相場は白米一石十七圓三十錢札幌麥酒一瓶二十八錢燒酎一瓶三十錢官製煙草定價一錢揚げなり

薪炭類は極めて缺乏の狀況なれば大泊の越年者は八月以降家屋を建築し居住したるもの降雪時期に際するに拘らず日常の薪木を背後の山林より伐採し居るの實況なれば寒氣愈々加はるに於ては實に容易ならざる困難に陥り或は凍傷を起し或は水腫病等に罹り他日救ふ可らざる困厄に陥るべき狀況なり
飲料水は大泊、榮町、匠町等に至るも完全なる井戸なく唯便利なるは本町なり此町

は山間の驛より湧出する僅少なる清水を溜めて一般に使用し居るの狀態なるに依り冬季に至れば水源涸渇して水量減少するは必然なるべし民政署は茲に見る所あり大泊に於て七八ヶ所の井戸を掘鑿し其の深さ三十尺餘に達するも湧水せざる結果有志者の寄附金を以て溜櫃を大にして雪除け等を爲したるも一般の需求覺附なきが如し

本島一時は旅人宿なかりしより天幕草小屋の住居なりしも其の後渡航者多きに連れ斯業を開始するもの續出し十一月初旬に至り既に七八軒の多きに達せり其の内重なるものは大泊、榮町に樺太館、陸奥館あり本町に丸十、日の丸屋、北見屋あり其の設備は何れも不充分を免れざるも樺太館を以て第一とすべし宿料は一泊金一圓五十錢以上なりとす

大泊に於ては大抵の雜貨は販賣し居るが各商店の體裁は呉服店と米屋と魚屋と荒物屋が寄合ひたる如きものなり物價は牛肉百目金二十五錢白米一升金二十錢大阪酒一升金八十錢木炭一俵十貫目入金一圓五十錢野菜類は不足にて極めて高價なり

大泊開拓の卒先者として烏より白首が早かりしとは一般の評判なりしが料理店貸坐敷競争的開業を爲し藝娼妓を連れ來りたるより其の繁昌豫想外なり料理店は本町に清明樓是は小樽遊廓清明樓の支店なり其の外角萬榮町は幾代庵是は札幌の料理店幾代庵の支店なり其の他米内樓等を最とす此の他は曖昧なる蕎麥屋の如きもの多し何れも相當の家屋を建築し酌婦の數五十人餘に上り盛んに營業を行ひ居るの實況なり

遊廓の繁昌は料理店を凌ぐの勢ひあり稚内町九大樓の支店九大香深村の三浦屋の支店三浦屋等二軒なるが日夜の繁榮驚くべきものあり遊客は官吏大多數にて在留商人等にして遊興を試むるもの小數なりと云ふ

第四章 戸口
樺太島の戸口

蝦夷の戸口古より得て知るべからず松前建國以來政教南よりして北し厚岸は寛永に開け宗谷は貞享に始り根室は元祿に及び國後擇捉は寶曆寛政の間に漸す乃

ち地を割て家臣の封邑と爲し領を設て租税を征す文化六年より明治四年に至る戸口を左に掲げ次に現今に於ける人口を載せて戸口の一斑を示す

文化六年より明治四年に至る樺太蝦夷戸口表

年 號	人 家	人 口	男	女	計
文化六年	六八二	一、七〇七			
文政五年	三五七	二、五七一	一、二〇八	一、三六三	
明治四年		二、〇六四	一、〇二三	一、〇二三	
合 計	一、〇三八	六、三四二	二、二二二	二、三七六	

樺太島最近の人口

本島の人口三萬三千二百人内男二萬四千九百七十一人女八千二百九十人にして一方哩に對する住民の數は實に三人四弱の割合なり今其の人種別の人口を示せば左の如し

人種別	人口	男	女	計
露西亞人	二九、〇〇七 _人	一二、六四一 _人	六、三六六 _人	
アイノ人	一、三九九	七三九	六六〇	
ギリヤーク人	一、九一二	一、〇八五	八二七	
オロチョン人	七七三	四一〇	三六三	
ワングース人	一五七	八六	七一	
ヤクード人	一三	一〇	三	
總計	三三、二六一	二四、九七一	八、二九〇	

右に依りて之れを見れば其の人口の稀疎なること世界に其の比少し本邦中今より三十年前其の尤も戸口稀疎にして本島と其の比を同ふせし北海道も今や一方哩の人口一百人の割合に達せり而して我國の人口如何と云ふに近年益々増殖の機運に向ひ其の増加の割合年々四十萬人を超え現今の總人口凡四千五百餘萬に達す人口の稠密なること世界中其の比類少し

本島に於けるアイノと呼ぶ土人は明治八年舊開拓使に於て石狩國石狩郡及札幌

郡對雁村等に移住せしめられ文明の餘澤に浴し大に舊態を改め文字を學び耕作の道を知り陋習俗を改めたるもの多きも因襲の久しき一朝にして之を更革する能はず舊習を株守するもの少しとせず而して彼等は故國を思ふの念止まざりし故か明治十三四年の頃より漸次移住地を去り本島に復歸し現今殆んど皆無の姿となれり

政府が北海道舊土人保護法を制定せられ一般土人を保護するの恩典に浴せしにも拘らず依然として彼等は第二の故國に歸らざるもの他に源因あるべしと雖も要するに開拓使の保護の厚きに慣れ自活的美風を失ふに至り生計至難の結果住み慣れし故國に歸りて漁業を事とするの却て氣樂なるを以て今日の状況に至りしや又た知るべからず今やアイノ人も帝國の臣民にして公法上私法上共に帝國民として權限を異にする所なく陋習惡俗を改めしめたるも生存競争の裏に立て内地人と優劣を試みる能はざるは勢の免れざる處にして文明の風俗を知り自裁心を喚起するに至り遂に現狀に至らしめたるか彼等が和人と風俗を異にする點より推考するに蓋し止むを得ざるものなり

樺太島は人口増殖の主義なるを要す

樺太島を開拓するには資本の注入を必要とするも其の資本たるや労働者多数移住し労働するありて然る後始めて其の資本の流動するものなるに適度の労働を採るなくして豈に夫れ資本の活用を望むものあらんや然らば資本の投入に先ちて人口移住の奨励は今日の急務なり然るに政府の樺太島に對する植民事業の方針とも云ふべきものは資本家を保護して漁場貸附料を徴するに務めたり即ち大に資本家の移住を奨励して之に相當なる利益を與ふるの策なるが如し換言すれば消極的の方針にして間接に移住民を移植せしむるの方法手段を施しつゝあり則ち資本の充實なる漁業家又は農業家を移住せしめて資本の餘徳に依り自然に移民を誘導するが如き有様なり而して樺太島の開拓事業を論ずる者の言を聞くに茲に大なる資本家ありて大なる資本を投じ大なる土地を有して機械的に耕耘する猶ほ亞米利加に行はるる大農場の如くせんと欲する者多きが如し大農法固より好し之が實行は我輩の希望する處なれども斯の如きを要せず設ひ如何なる

労働者如何なる無資力者にて多数の人々樺太島に移住せば其の人々の間に労働の競争起り従ひて資本も流動し來るは些の疑を容れざる處なり故に今樺太島に種々の漁業會社若しくは商業會社又は製造所を起すに先ち盛んに人を招くことを急務とせざるべからず若し之を疑ふものあらば左に試みに北海道に於ける既往の適例を述べん

當今巨額の資本を有せる大なる會社多きも未だ經濟的方法完全せるものと思はれず何んとなれば運搬業を執る鐵道會社は自己の貨物を運搬せざれば其の業を營む能はず製麻會社は特約的耕作人に原料を耕作せしむるにあらざれば其の機械を運轉する能はざるの感あり之れ恰も萬卒を指揮するの將官あるも之に指揮せらるゝの兵卒なきが如くなればなり是れ豈に經濟社界の變象にあらずして何ぞや抑も資本を作爲するものは何物なるか勞力は實に之を作爲するものなり然らば先づ招人主義を執り人の賢愚を問はず又た資本の有無を論せず何人にても樺太島に移住せしむるの方法を取るを以て今日の最大必要と思惟するなり勿論我輩と雖も本島に資本の必要なるは能く了知する所なれども住人僅少にして

資本のみ輸入せんとするも到底其の利益を見る能はざればなり故に我輩は寧ろ少数なる資本家を移住せしむるよりは無資力なると有資本家なるとに拘らず盛んに人口を増加するの政策を取るを以て樺太島開拓の最大急務たるを信ずる者なり

樺太島開拓は移民保護政策の必要あり

凡そ代議政治の最も厭ふ所は保護干渉の一事にあり自治政度の嫌ふ所は此の點にありとす然らば政府は樺太州の事業にのみ獨り干渉保護の政略を用ひんとするは一國全體の政度に背反するの嫌ひなきにあらざると雖も抑も樺太州の如きは内地各府縣と大に面目を異にするものあり今若し之を軍人に譬ふれば各府縣は士官の如く樺太州は尙ほ未だ新入兵の如きに似たり故に政府は之を遇するに決して古參者の禮を以てせず宜しく之が下士官たり新入兵たらざるべからざるや勿論なり然らざれば此の憐むべき新入壯丁は到底活潑なる訓練の下に紀律ある兵子と成るを得ざるなり此を以て我輩は樺太州を以て他の各府縣と同一の政策

を適用する能はずと爲す所以のもの蓋し止むを得ざるに出るなり今左に保護政策の如何を説述せん

我輩の所見を以てすれば第一民力の爲し能はざる大事業に保護を加へ若しくは政府自ら事業を起し之を成立せしむること第二一般人民が將來の幸福となるべき事業に保護を與ひて之を奨励すること第三諸般の弊害を除却し一般人民に便益を與ふること等是れなり今之を例言せば鐵道汽船を保護し海陸の運輸を便利ならしめ或は水産物の試験所に保護を與へて之れが進歩を圖り或は農産物の種子を與へて之が農業の發達を圖り或は博覽會を起して物産の増殖を奨励し或は多能ある技師を派遣して海陸の物産を研究せしめ或は有望なる會社に資本を貸與し或は水産の學校を設立して斯業の人才を養成し或は商業學校を設けて斯業の旺盛を圖り卒業の人々をして諸般事業の指導者たらしめ或は開拓事業の有効者に賞金を下賜して各般の事業を奨励し學者に賞譽を贈りて農工業の進運を促さしめ或は新聞紙に保護を與へて本島の實況を細大之を掲載せしめ廣く内外國に報道するの便を開き或は孝子節婦忠僕等の類を賞して金品を下賜し或は特別

なる漁夫取締法を制定して漁業主と被雇人の間柄を圓滿ならしむる等萬般の事
皆な奨勵鼓舞するの方略を取るの政策是なり而して是等の政策は皆な樺太州を
導きて開明進歩せしむるの最大方法良手段なるを信ず殊に水産物の如き若くは
森林の如きは充分の保護を加へずんば産物其の貴重なるも其實利の効用を爲さ
ず有用の森林は無用と化し去らん彼の昆布の如きは樺太州に於て世界に其の比
を見ざる程の饒多なる物産なれば之が輸出の擴張を謀らん爲めには須臾く幾分
の税律を計減し若くは海關税を免んじ其の他重要な物産を調査し是れを一般
に報告し或は内外國に於ける本島の關係事物に對して政府自ら之を審査し是れ
等を確實に報告するが如きは極めて必須の保護と謂ふべし若し我國現行の法律
規則を其の儘樺太州に適用するならば會計法の制裁あるありて殆んど各種事業
の奨勵を爲す能はざるべし現に北海道の有様を観るも尙ほ然り昔日の開拓使若
しくは十數年前の北海道廳と現今の道廳は大に異なり會計法發布以來保護的政
策は殆んど其の影を失し爲めに諸般の事業は彌々衰運に傾き商工業は萎微不振
の姿となり不景氣の聲は毎歲堪ゆることなき有様なり豈に寒心せざるべけんや

是を以て我輩は樺太州に對する政府の保護は愈々益々厚からんことを希望して
止まざるなり

我輩は樺太州の隆盛を冀ひ該島の物産を起さんと欲するの切なるより此の保護
説を主張するものにして他心あるにあらざるなり然るに世の論客較もすれば曰
ふ明治維新の今日にありて方今宇内の形勢一に自由の方針に出るなるに特に樺
太州に向ひ保護の實を擧げんとするは是れ依頼心多くして獨立の氣概なく甚だ
卑劣なり不當なりと蓋し速断の甚しきものと云はざるを得ず是等の論者は樺太
州を見ること猶ほ各府縣を見るが如きの眼光を以てするが故に然るのみ夫れ斯
の如くれば何れの日か樺太州の盛大を望まん彼の各府縣の如きは人智既に進歩
し殖産工業の術稍や備はり政治宗教の如きも相當なる點に向て進行しつゝある
ものなれば政府の保護は却つて弊害の恐れ爲しとせず樺太州の實況は之と目を
同ふして語るべきにあらす保護政策の必要を感ずる豈に偶然ならんや

第五章 土地

(一) 樺太島の開墾

安政三年正月大野藩士内山隆佐藩士に因て蝦夷を巡視し其の土地を相し人民を移し田甫を開き鑛山を發かんことを請ふ幕府之を允す藩主乃ち隆佐に命じ士十人農工二十人を率ひて往かしめ五年二月藩主土井利忠北蝦夷即ち樺太鶴城を開拓するを請ふ之を允す六年九月蝦夷地僻遠にして開拓守備並に普く及び難きを以て其地を割て仙臺會津秋田庄内弘前盛岡藩に賜ひ力を墾闢に盡し守防を兼しむ萬延元年七月又大野藩に命じて益々北蝦夷を開拓せしめ土民を遣て耕漁に就かしむ其の維持一に食邑に準ず文久元年四月大野藩力を北地に盡すを以て特に金三千兩を貸し其の經費を助く明治二年十一月募移自移農夫假規則を設け募移は三年間米鹽扶助を給し農具等を與へ開墾勞費每一反歩金二圓を給し自移は每一反歩金十圓を給す五年三月募移農夫規則を廢し尋で自移農民の開墾勞費金十圓を改めて二圓と爲す五月勸農規則を設く五年六月北海道開墾地收稅規則を設

く十月北海道土地賣貸規則を定む又地所規則を設く六年七月北海道地所規則を設くと雖も樺太は未だ成規に依るを得ず因て永住人開墾勞費は尙ほ一反歩十圓を給す

本島は交通不便の爲め世人或は農業の前途見込なきを論ずるものあるも否決して然らず漁業の發達に伴ひ交通頻繁となり隨て農産物の運賃も安價を以て輸出し得るに至るや必せり本島に於ける原野地の開墾は土地によりて難易あり平原は間々沮洳にして泥炭質の地あれども概ね肥沃にして穀菜に適し高原は地形により乾燥に失する處あれども牛馬の放牧に適せざるはなし低原は卑濕地若くは泥炭地にして中には排水するも容易に耕地となすを得ざるものあり凡て開墾地は先づ目的地内にある樹木を伐採し樹木の枝條及び下草類は適宜に堆積して焼拂ひ大樹の根株は數年の後に至り自ら腐朽するを待ちて除去するを好しとす草原地の一反歩開墾費は男七人を要し樹林地は立木の疎密に依りて一様ならずと雖も一反歩十五人乃至二十人を要す一人一日の賃金五十錢とすれば平均一反歩の開墾料七圓と見積るときは大差なかるべし本島に於ける農業の組織は内地

府縣と全然其の趣を異にするを以て農具類も亦自ら異なる所あり其の用器は西洋鉞二人曳鋤レーキ新犁等なり又大農場に於てはサルキ犁播種器耕耘器草刈器穀刈脱稈器等を使用す其の一頭曳犁は一日に畑四反歩二頭曳は五六反歩を起すに過ぎざれどもサルキ犁は一日に八反歩乃至一町二三反歩を起すことを得播種器は二頭曳にして一日に二町五反乃至三町歩の畑に大小麥の類を下種す草刈器は一日に四町歩の牧草を刈取り穀刈器は一日に三町歩の麥類を刈取ることを得亦脱稈器は一日に三石乃至四石の小麥を脱穀す器械の人力を省減することは獨り農具に止まらざるも本島の如き一毛作農業地にありては勉めて器械を應用し人力を省くにあらざれば或は農業の利益を觀ること少なかるべし左に我帝國の版圖に歸したる樺太島北緯五十度以南に於ける植民適地概調を掲げて移住者に使す

(二) 樺太島南部植民適地概調

地名	東海岸開墾適地	西海岸開墾適地
タライカ湖ノ東北附原野	一五一、二四五、八〇〇	ライチコ湖附近原野
	一五一、二四五、八〇〇	四六八〇、〇〇〇

ポロナイ川附近原野	一五一、二四五、八〇〇	マウカ附近原野	五、六八〇、〇〇〇
ナイロ川附近原野	五五、九五七、二〇〇	トマリ附近原野	四、五〇〇、〇〇〇
セリユトピラ附近原野	二七、九九三、六〇〇	ノヤス附近原野	一一八、八六四、〇〇〇
マクタン附近原野	二、七九三、六〇〇	計	一三三、七二四、〇〇〇
ナグチ附近原野	一五一、二四五、八〇〇		
ベレシニヤキ附近原野	九三、三一二、〇〇〇		
スシヤ川附近原野	一三、六九九、六〇〇		
クノトカ川附近原野	三七、三二四、八〇〇		
ノトカ川附近原野	四七、五二〇、〇〇〇		
コルサコフ附近原野	四九七、八八八、〇〇〇		
計	七六五、五五二、〇〇〇		

(三) 樺太民政署 撰定殖民地

東岸ミツリヨフカ村外七ヶ村に亘る地 積三萬一千三十四町歩内農業適地一萬九千四百十九町歩牧畜適地一萬千六百十五町歩ルウタカ外五箇村に亘る八千二百五十六町歩とす

總計

七六五、五五二、〇〇〇

前表の如く農業適地概算二百八十八萬五千二百七町歩餘あるも尙ほ此計上外の小原野を算入せば實際の耕地は遙かに此の上に出づべし若し我領土内大に拓殖

の功を奏するの日に至らば其の墾成の耕地は三百萬町歩の上に及び農業の前途尙ほ多望なりと云ふべし

漁業權及田畑宅地海産干場等土地處分に關する 立法上の資料

- 第一 樺太島の開拓は其の第一着手として各種の漁業權及び海産干場田畑宅地等の處分を速かに爲すを必要とす
- 第二 本島の移民渡島前樺太島沿海岸に於て國道敷地として幅員十五間を除地すること
- 第三 本島沿海の定置漁場三ヶ統毎に海岸より山手の方幅員三間乃至五間の豫定道路を存置すること
- 第四 各漁場主をして政府豫定の如く隨意各自の漁場接續地點を限り自費を以て道路を開穿せしむるの方針を取ること
- 第五 政府は樺太島沿海樞要の地をトし市街豫定地を撰定し商業を營む者に限

り市街區畫地を無償附與すること

第六 政府は漁業者其の他の者移住獎勵の爲め百戸以上の部落を形成せんとする沿海地には小學校又は神社寺院等敷地を豫定存置し及び共同墓地敷地又は遊園地病院敷地等を撰定すること

第七 海産干物の制限

- 一 鯧建網一統 海産干場 一萬坪
- 一 同刺網十放 同 百坪
- 一 鮭海川曳網一ヶ所 同 千坪以内
- 一 鱒海河曳網一ヶ所 同 千坪以内
- 一 雜漁業一ヶ所 同 千坪以内
- 一 遠洋漁場一ヶ所 同 一萬坪以内

第八 樺太島に於ける海濱地は其の土地等級に依り貸地料を徴收すること

海濱地貸付料等級

- 一等金拾錢二等金九錢三等金八錢四等金七錢五等金六錢六等金五錢七等金四

錢八等金三錢九等金二錢十等金一錢

第九 本島沿海に於ける樹林地は魚族保護の爲め各海濱地より山手の方奥行百間の風防林を存置し各海産干場は該風防林の奥接續地に於て無償附與すること

第十 鯨定置漁場一ヶ統の附屬海産乾場は間口百間奥行百間として其の面積一萬坪以内とすること

第十一 本島沿海岸地にして無木の土地は政府に於て樺太島官林木賣拂金の内を以て第二項の風防林を造成し又は該地接續漁場主をして寄附的植樹を獎勵するを要す

第十二 鯨鯨鯨其他の沿海岸定置漁場附屬山林として樹林三萬坪づゝ無償附與すること而して該地積の内一萬坪は畑地に墾成するを得

第十三 前第七項の山林地は漁場主に於て漁業上必要の樹木を隨時伐採することを得其の伐採跡には代木として其の土地に適する稚木を植樹せしむるものとす而して該漁場權利者他人に漁業權を移附するの時該山林も亦受權利者に

移附するものとす

第十四 河川沿岸地に在る樹木又は原野地とも各河川幅の三倍強を堤防敷地として除地し該敷地は魚族保護と國土保安の爲め貸付又は付與せざること

第十五 河岸地にして無木の土地には政府に於て魚族保護と國土保安の爲め植樹するを要す

第十六 各建網者の海岸空地と海濱地は刺網漁業者其他の雜漁業等の海産干場として無償附與すること

第十七 樺太島沿岸鯨定置漁場の兩隣距離は各直線一百間づゝを保たしめ其の沖出間數は場所に依り一定し難しと雖も概ね百間乃至五百間以内なるを要す

第十八 鯨定置漁場の兩隣距離は各直線距離四百間づゝを保たしめ其の沖出間數は鯨定置漁場に同じ

第十九 鯨定置漁場の兩隣距離は各直線距離三百間づゝを保たしめ其の沖出間數は鯨定置漁場に同じ

第二十 前三項の漁場方位は仮令ば東第一號の鯨漁場に圭第一號の鯨漁場を併置し東第四號に至り圭第二號の鯨漁場を併置し東第三號に尊第二號を併置するが如く漸次斯例に準ずるものとす

第二十一 鯨定置漁場免許の箇所には鯨曳網又は其の他期節を同ふする魚類の曳網等許可せざることを

第二十二 鯨海曳網は左右距離四百間づゝ、鯨川曳網は左右距離三百間づゝを保たしむること而して曳網の方法は日出より日没まで又投網は川幅三分を限度とし七分を魚族の浜上通路に充つるものとす

第二十三 樺太島沿海に於ては毎歳冬季海面結氷中鯨保護の爲め鯨又は鯨を如何なる漁獲法に依るも漁撈を嚴禁するを要す其の他の雜魚は此の限りにあらず

第二十四 鯨保護の爲め樺太島の各河川に於て人工孵化業を奨励すること

第二十五 樺太島の沿海又は其の附屬嶋嶼に於て海獸の保護取締法を制定し濫獲に陥らざるを要す

第二十六 樺太島に於ける鯨鯨其の他の定置漁業權は漁業法案に基き處分するを最大公平とす

第二十七 政府は樺太島の各種漁業權を漁業法案に依り處分し難き事情あるに於ては免許權に短期間を與ひ一ケ年又は三ケ年位に制限するも可なり

第二十八 各種魚族の定置漁場第一區基點を西は本島南端重藏岬より北方露領境に至りて止み第二區基點は東は露領境より東海岸片岡岬に至りて止み第三區基點は片岡岬より近藤岬に至りて止む第四區は近藤岬より重藏岬に至りて止む

第二十九 定置漁場又は雜漁業願は概ね漁業法案に準ずるを要すれども該法案に準據し難きものは任意出願せしめ願書に依り許否を決定すること

第三十 各漁場の出願區域は政府に於て概要決定せし範圍に於て隨意出願せしめ其の海面の實測圖は果して政府決定の區域と稍々符合し其の起業の方法完全と認むるものに之れを許可すること

第三十一 海産干場の位置基點は前項第二十八項の漁場位置基點に準ずるもの

とす

第三十二 政府は樺太島沿海の實測著手前に於て同島の海面又は海産干場又は海産干場の基點を前項第二十八項の如く決定せられ漁業權貸付又は海産干場貸付及び附與等の法令を成るべく速に發布するを要す

第六章 風俗

(一) 人口

本島の人口三萬三千餘多くは露國徒刑人にして明治八九年後の移住に係り土著の人民は日本及びギリヤーク人其の他の諸種人數千に過ぎず日本人は毎歲二萬五六千人出入し其の他清韓人等商業又は漁業等に從事する者あり一般の人情風俗は極めて多般にして社交の秩序未だ定らず是れ新開地必然の情狀にして固より勢の止む可らざる所其の事物の緒に就き秩序整然たるに至るまでは尙ほ幾多の星霜を要すべく本島に渡來する露國徒刑人の外は其の目的一ならず或は遺利を求むるが爲めに來る者あり或は絶大の希望を懷きて來る者あり或は郷地に身

を立つるに由なくして來る者あり其の源因の何たるを問はず故郷を去りて新開地に求むるなれば敢爲の氣象に富み活潑の意氣あるが如し而して人情は北海道移民の輕佻浮薄なるに比して稍々質樸なるが如し

コルサコフ及びアレキサンドルフは重要な港灣にして純然たる商業地なれば商業機關稍々備はり人情活潑にして且つ機敏なり而して海港に免れ難き人情の輕薄なることは兩港の市民も亦免る能はざるなり家屋の構造は西洋造り又は西洋風を模擬したる木造家にして其の内地と異なる所は木材を方形に積み立てたるのもなり是れ寒氣強きが故に密閉したる構造なるを要すると及び其の構造簡易にして費用多からざるを旨とす家屋は煉化石造を除くの外家根は大抵板葺なるは其の費用多からざるに由る而して其の九太積み家屋の天井板の上に高さ約一尺位に眞土を載せるを常とす其他村落に至りては其の仕様一樣ならず或は柱葺あり板葺あり茅葺あり而して瓦葺なるものは皆無なり

寒地の常として衣服を重襲するは論なし其の服装は内地と全く異なり或は西洋服あり或は獸皮を以て製したるものあり夏日の暑熱は殆んど北海道と讓らざる

が故に夏服を用ゆ然れども朝夕は甚だ冷氣を覺ゆ冬期に至りては羅紗服及び狗皮又は他の獸皮類を重襲し外出する時は必ず外套を纏ひ長靴を用ゆ
 飲食は内地に比して頗る美なり漁業盛なるを以て人々魚肉に飽き又牧畜盛なるが故に牛豚肉類安價なり其の常食する所は黒パン及び牛豚肉魚肉等にして蔬菜類を副食とし儘ま米飯を食する者あり本島農村の露西亞人は専ら自作物を食し彼の北海道農民の如く其の收穫物を廉價に販賣し高價なる輸入品を求めて之を消費し爲めに貧困の域に沈淪するが如き不經濟の生活を爲さず自作自食の民なるに因り將來有福なる家産を營むに至るべし從來酒の輸入は露國政府の嚴禁なれば隨て暴飲するの弊なく自然獨立獨歩の美風あり
 宗教は概ね露西亞國教にして佛教又は神道の信仰者稀なり基督教會は各地に設立せられ教會堂を設けて力を布教に盡せり全島の教會堂は概ね文化年間以來明治八九年以降の建立に係れり

最近千八百九十七年の人口統計を對照するに露西亞人二萬九千七百人内男二萬二千六百四十一人女六千三百六十六人アイノ人千三百九十九人内男七百三十九人

女六百六十人ギリヤ人千九百十二人内男千八十五人女八百二十七人ヤクド人十三人内男十人女三人ツングース人百五十七人内男八十六人女七十一人オロチョン人七百七十三人内男四百十人女三百六十三人總計人口三萬三千二百六十一人内男二萬四千九百七十一人女八千二百九十人なり

(二) 衣服

衣服は寒地の常として重襲し其のアイノ人は概ねアットシを用ゆ其の長脛に至り單衣にして窄袖なり草花様の形を刺繡して裝飾となす足にはホシとて脚舂に類するものを著く又男女共に豹、鹿、熊等の皮を以て衣服となしアザラシ及び鮭皮等を以て靴を製し之れをケリと稱して男女とも穿つを常とす平日は徒跣して履を著けず雨天にも傘笠を用ふることなし女子は衣服を製し妻は貞淑にして能く夫に事ふ樵蘇、裁縫、水炊等の事皆な其の勤に服し夫を養ふを以て婦人の譽れとす婦女嫁するの後は口端に黥し手甲に刺し縦横文を爲す其の習の起原詳ならざれども其の意は誓つて他意なきを表するものなり

(三) 飲食

パン又は魚介鳥獸の肉を食し或は之を生食し或は煮食す其のアイノ人は自ら耕作せざるが故に穀菜の類に乏しく天然生の草根木實を食ひ或は本邦人の漁場雇夫となり米穀を求めて食となせり食事は一日兩回にて時を定めず飽くときは終日食はず飢に堪ゆること邦人の及ばざる所なり酒は男女兒童に至るまで最も嗜む所にして長幼共に之を用ふ祭祀婚姻等の時は亂酒飽醉連日に亘ることあり其の酒を酌むの禮最も嚴なり杯上箸を以て神に祭り然る後髭を上げ左手に杯を持ちて飲み半ばにして次者に侷む次者辭すれば則ち罨して更に酌み以て侷む喫煙亦最も好む處にして其の多くは日本品を用ゆ

(四) 什器

什器は露西亞人にありては歐洲人の使用するものと異なる處なきもアイノ人其の他の種族に至りては又其の異なる處尠しとせず其のアイノ人に對する一二を

記すれば日用品は鍋碗茶碗箸柄杓桶唐楯杯等にして多くは邦人と交易して得る所なり喫煙には石煙管木管等なりしが近年金屬の煙管を用ふるに至れり男は必ず小刀を携ふ之をマキリと云ふ木を切り彫刻を施すに甚だ精巧なり坐席は茅を編み葎となしキナを織りて席となし其の上に箕坐す寢床には獸皮を敷き周圍にキナを掛け外より見るを防ぐ弓は棋楯樹を用ひて之を作り長三尺七寸許弦は藤蔓を以て糸に紡ぎ鯨油を塗りて之を乾かす矢の長さ一尺二寸許松枝を以て作り隻羽を挿み竹或は鹿骨を鐵となす毒草ブンを淬りて之を發つ中るもの必ず斃ると云ふ

(五) 言語

言語は露西亞人にありては特記すべきの點なきもアイノ人に就て其の一二を掲ぐれば語音は子音多くして母音少く發音往々邦人の爲し難きものあり又アイノ人の地名を附するは其の地の産物特狀若くは事變等を取りて之を命せり今本島に於ける舊地名を觀るにアイノ人の稱呼に隨ひて定めたるもの多し故に其の名

を聞けば坐して其の地の状況を知り得るの便ありアイノ人は露語を能くし又日本語を解し又露西亞人はアイノ人の言語を解せりアイノ人は日露實業家の仲間
に立ちて通辯を爲す者あり

(六) 性質

露西亞人の猛惡奸黠なるに反しアイノ人又はギリヤーク人は正直純良にして常に尊敬する處は富にわらずして品行にあり邦人に對する從順を旨とし只管歡心を求めて生活を全ふせんとするものゝ如し

(七) 婚姻

露西亞人にありては記述するの要なきもアイノ人の婚姻に就て述べれば父母結婚當事者幼稚の時に約し女の家に遣るに刀を以てす年齢に至れば男子婦の家に往きて婚し姑く留まりて遂に別居して生活を爲す他族を娶るときは媒人夜半婦を伴ひて夫の家に至れば家人は知らざるの状を爲し燈を暗くし爐火を滅す媒人婦

を婚の傍に遣りて歸る婦起て燈を挑け家人始めて相見るを例とす婚を迎ふるも亦然り婦女嫁するの後は口端に黥し手甲に刺し縦横に文を爲す奇習の起原詳ならざるも其の意は誓つて他心なきを表するものなり

(八) 宗教及熊祭

アイノ人を除くの外概ね唯一神教の信者なるものゝ如くなるもアイノ人は多神教にして日月高山大川火海高き岩石等皆な神として祈れり又熊、鮭等も神とす自から造りたる什器をも神とす死人を神とす即ち木幣をアベカムイと呼ぶが如し其の尤も尊信する所はコタンカラカムイ是れ土地を造りたる神なり毎歳十月を令節となし神を祭るの大禮なり熊を以て犠牲となす此の祭典を行ふには山野に子熊を捕へ來り乳母を附して之を養育し二ケ年にして舉行す期に及べば親戚朋友邑人を招待し祭壇を設け木幣を植て刀鎗寶器を具へ神坐を粧飾し盛宴を張り熊を捧抗に縛り主人弓矢を執りて天地四方を射次で來賓熊を射る途に之を殺し酒食に供し禮畢りて熊肉を煮て客を饗し飲食日夜休まず酒盡くるを以て期とす

死者あれば一族屍の傍に集り慟哭す若し啼かざる者あれば衆皆な撲て之を啼か
しめ斯くすること數日然かる後清潔の地に埋葬し平素嗜好せるものあれば之を
埋め其の上に石を置くものあり木を建つるものあり棺を出すには窓よりす蓋し
死者を神と敬尊し平素出入する戸より出すは神を襲すを恐れてなり喪に居るも
のと語るときは憂を忘れしむるを旨とす老婆死するときはその家を焼き拂ひて
他に移るを常とす昔時は彼等に文字なし唯口碑によりて傳ふるのみ自己又は父
母兄弟の生年月を知らず記する處は年紀に依りて年數によらず例へば父の幼時
某の事變あり此の子某の山焼くる年生れ母は某海岸に鯨寄り揚かりたる年死せ
りと云ふが如し物件の貸借は暗記に止まる故に其の久しきに亘るものは繩を結
び木に契むことあり期を約するに年月を以てせず遠きは鮭漁の候を云ひ近きは
月の鈎弦間等を以てす記性甚だ強く他人の足跡を認めて其の誰たるを知り又た
山野を跋渉すること村落を通行する如く嘗て其の方向を誤らず又晴雨を候する
こと甚だ巧みなり又た寒氣に堪ゆること和人の遠く及ばざる處なり

第二編

第七章 施政

松前藩

齊明天皇の時安倍比羅夫政廳を後方羊蹄に開きしより茲に千二百餘年當時人煙
繁盛なる由て知るべし王政中衰へ復た之を制馭する者なく爾來人民凋弊して風
氣從て塞り遂に今日の微に至る嘉吉の時下國氏松前に至り享徳年間武田氏亦來
ると雖も各其の一隅に割據し武田氏盛なるに至り風化南よりして北し全島漸く
羈縻に就く是より政治得て謂ふべし故に政治を記する松前藩を以て首と爲し奉
行所之に次ぎ維新に至る

松前藩の始祖を武田信廣となす信廣は若狭の人源義光十四世の孫なり父を信賢
と曰ふ父子相得す享徳三年信廣商船に乗じ松前に至り蠣崎季繁の女婿と爲り其
家を承ぐ乃ち壘を天河に築て居る勝山と名く永正十一年三月信廣卒するに及ん
で子光廣嗣ぐ此年光廣舟一百八十艘を率ひて大館に入る重修して徳山と名け高

廣をして勝山を守らしむ此年始めて諸國商船の税を收む之を役取と謂ふ光廣卒す子義廣嗣ぐ義廣卒す子秀廣嗣ぐ秀廣東西夷と媾和し以て國民を靖んず瀬田内の夷波志多尹を西夷の長となし知内の夷知古茂多尹を東夷の長となし市易の制を定め二夷に俸米を頒ち諸國の商船をして之を給せしむ之を夷役といふ秀廣卒す子慶廣嗣ぐ天正十八年十二月關白豊臣秀吉に平安城に謁す秀吉細に蝦夷の地形を問ひ從五位下に叙し民部大輔に任じ姓豊臣及び桐章を賜て親藩に準ず翌年三月國に歸る文祿元年又南上征韓の役秀吉に從ひて肥前名古屋に至り二年正月志摩守に任す秀吉慶廣に命じ蝦夷及び松前を統轄し諸國商船の夷地に往來する者は皆な慶廣の指揮を奉せしめ若し命に從はざる者あれば其の國主に告げて之を誅せしむ慶長元年慶廣嫡子盛廣と共に徳川家康に江戸に謁す二年二月盛廣を遣して國に就かしむ四年慶廣を大阪に召す家譜及び蝦夷地圖を献じ氏を松前と改む五年四月國に歸る慶廣變に備へんとして新に大館の南に新城を築く六月國を盛廣に傳ふ六年盛廣東上す五月從五位下に叙し若狹守に任す八年冬十一月慶廣東上し家康に從て京師に朝す五月家康慶廣を引見して曰く卿の家多く伊豆守

に任す宜く故事を襲ぐべしと更に從五位下に叙し伊豆守に任す九年正月封内の金山及夷地を治る條令書を賜ふ十一年曩に築く所の新館成る名て福山と曰ふ徳山館を廢す元和元年慶廣卒す子盛廣嗣ぐ盛廣卒す子公廣嗣ぐ十八年公廣江戸に至り秀忠に謁す從五位下に叙し志摩守に任す元和六年砂金を幕府に獻す秀忠命して獻する所の金及び悉く封内の金山を賜ふ寛永九年東西蝦夷地の里程を測る十年十二月公廣將軍家光に謁す後從て京師に朝す十二年全島の地圖を作る十四年三月福山館火あり硝薬發し公廣創を被る十六年福山館を重修す十八年公廣卒す子氏廣嗣ぐ慶安元年氏廣卒す子高廣嗣ぐ承應元年高廣卒す矩廣嗣ぐ貞享元年從五位下に叙す志摩守に任す享保四年松前氏始めて萬石班に列するを得たり矩廣卒す子無し同族季廣の子邦廣を以て嗣と爲す十二年始て六載一觀の命を受く寛保三年邦廣卒す子資廣嗣ぐ寶暦元年始て樺太州に人を遣る是より先き樺太土人蟒緞青玉等を齎し宗谷に來り交易す此に至りて物を裝して船を遣り寛政二年遂に衙署を設く明知二年資廣卒す子道廣嗣ぐ四年道廣病ありて致死す子章廣嗣ぐ是歲露西亞國奇利盧の子諫苦滿伊勢自子の民幸太夫外一名を送て根室に至

る松前飛書して幕府に報す官吏將に惹きんとす因て請て曰く弊邑絶て米穀なし唯漁征を以て土民を養ひ軍賦に供す毎歲羽州の官粟五千石を請ふ其の全士民皆な米を買ふて以て食ふ故に平日財用甚だ匱し以て非常に備ふるに足らず况んや連歲漁なく颶風船を壊るをや官吏來るも將に何を以て供給せん請ふ近國の粟を轉じ松前に賜ひ以て公務に供給するを得んと官命じて津輕米一千石を以て之を賜ふ九年章廣將に江戸に觀せんとし行て水澤に至る幕命あり飯りて疊船に備へしむ十年正月幕府津輕の兵を發して函館を成らしむ十一年正月幕府東蝦夷地七年を限り假に措置するの命あり八月武州久良喜郡の地五千石を賜ふて東蝦夷の歲入に換ふ享和元年七月遂に東蝦夷地を官に收む新築地を止め易るに毎歲金三千兩を以てす文化四年三月再令して曰く蝦夷地方古來爾家の進退に係る異域と壤を接し政令及び難きを以ての故に藁きに命じて東蝦夷地を上らしめ大府の處置に従ふ西蝦夷も亦邊疆至重にして兵力同くし難きを以て故に今命じて盡く其の地を上らしむ因て爾に銀九千石を賜ふ其の地左の如し常陸國信太郡鹿島郡河内郡陸奥國伊達郡上野國甘樂郡群馬郡是より先き老侯道廣蝦夷を治て治らす兵

備筋はず且つ致仕後言行謹まざるを以て譴を被り江戸に幽居す六月官令して福山沿海を警備せしむる故の如し文政四年冬十二月閣老水野忠成命を章廣に傳へて曰く前歲汝蝦夷を守り兵備固くし難きを以て命じて盡く東西地方を上らしむ爾來官親ら措置し諸島を肅請し夷人を緩撫し物産を處分し遂に北顧の憂なきを得たり唯爾夷地を草創し既に數百年を歴たり其の故家舊族なるを以て故に今重て曩に收る所の松前蝦夷地方を賜ふ凡幕府勅る所の法制其れ遵守して失ふなく徳意を仰體して邊防兵備を以て務と爲せ津輕南部の兵警衛舊に仍る唯成を松前兩館に遣るを須ひす各其の封内の海口を守り萬一變あらば當に火速渡海應援すべし唯警衛の命を以て本國武備を忽諸にするを得ず凡從前夷地の事務當さに之を松前奉行に詢ひ心を悉して措置すべしと是より松前舊封に還る天保二年十月閣老水野忠成命を傳て曰く嚮きに封土を還し官制を遵守せしむ而して家班尙ほ舊に仍るは事體宜を得ざる所あり因て特旨を以て一萬石格と爲す宜しく邊政を修め戒備を嚴にすべしと是より先き六歳一觀を改めて隔歲十月參府し翌年二月國に就かしむ章廣卒す二子見廣崇廣あり見廣の二子を良廣昌廣と曰ふ良廣祖に

承け昌廣兄に繼ぐ弘化の初め水戸藩人を遣り樺太州を借りんと欲す室老之を病む昌廣曰く同是諸侯豈に私に封疆を貸す可んや已むを得ずんば水戸全國を擧げて夷地全島に換んのみと答議遂に決す嘉永二年昌廣致死す叔父崇高嗣ぐ七月幕府松前の邑主松前崇廣の班を陞て城主と爲し其治所に城かしむ其地海路の要衝に當るを以てなり城成るに及んで名けて福山と曰ふ七年六月兩館地方を幕府に收め安政二年十二月幕府復た東西蝦夷地を收め陸奥出羽の中三萬石の地を給し別に一萬三百五十石の地を加へ又歳に帑金一萬八千兩を給し以て東西蝦夷地の歳入に換へ三萬石班に列す元治元年七月幕府崇廣に命じて關老と爲し西鄙八邑乙部より熊石に至るの地を賜ふ慶應元年崇廣將軍家茂に隨て京師に在り兵庫開港の議上旨に違ふを以て勅して官位を停め國に就て閉居せしむ後特旨を以て官位を復す二年六月崇廣卒す子徳廣嗣ぐ明治元年徳川氏脱走兵板本釜治郎等二千餘人汽船六隻に乗じて鷺木に至る津輕福山大野諸藩と兵を合して之を防ぐ戦利あらず脱兵復た福山を攻む城陥る徳廣の弟敦千代兄に代て京師に在り朝廷命じて遣師す十二月徳廣率す子修廣嗣ぐ徳廣の時福山地狹隘防守に便ならざるを以

て館に城き山河の國に據んことを請ふ官之を允す是より稱して館藩と爲す二年六月版籍を納れ更に館藩知事に任じ八月從五位に叙す凡松前の政古來専ら商税に資り農耕を喜ばず故に其の民小長に論なく争て漁獵市易を務め土人に至りては殆んど田作を知らざる者あり斜里宗谷北蝦夷之を三場所と謂ふ是其の邦君親ら治る所にして其の征税法制頗る臣下と異り其の他漁獵の場某所より某所某地に至る遠近廣狹分域あり是其の臣下の采邑たり内外商賈其の門に詣り甘言重幣以て各處分地を請ふ君臣其の價の最貴者を擇で之を付す凡内外漁場税金六萬餘兩に至る商人乃ち會所運上屋を建て支配人を遣り之に居らしめ米酒諸物を船載し蝦夷土産と交易し之を内地に轉輸し各其の利を占む唯宗谷厚岸國後の三所は松前家臣を遣り商船に駕し其の地に至らしむ之をれ上乘と謂ふ故に夷地の事務に論なく其の方域廣狹大小國人概して知るものなし其の夷人を待つ法制大に異り五穀の種を興へ文字を教へ内地の言語を習ひ簞笠を被り脚絆草鞋を著け凡内地の教化に染漬するを禁ず之を犯す者は刑あり多くは物を出して以て罪を贖ふ蓋し之を愚にして治め易からしめんと欲するなり松前領東西に關を設け蝦夷地

出入の人を譏す松前函館江差の三港各法三章を掲ぐ曰く蝦夷と直接交易するを止む故なく蝦夷地へ入る者は罪に抵る蝦夷を對遇する横逆非理あること勿れと三港又沖の口番所あり諸州運船到れば其の武士虚無僧を點檢し必ず皆な追還し陸に登るを許さず他州の民賃作年を過る者は命じて越年役を輸せしむ正月より留住し五月に至る者は半役錢を輸せしめ六月後は必ず他州の人を驅て境を出す蓋し六月より秋冬に至りて漁獵の有無皆知る可らず他州人松前に滞留せば國防を糜費す故に之を逐ふ其の他錢幣關出の禁あり煎鹽の禁あり以爲く奉ずる所の神意に悖ると故に毎歲費す所の鹽巨多皆な給を竹原赤穂に仰ぐ又嚴に民戸の滋殖するを禁ず蓋し恐くは戸口増殖せば米價沸騰すればなり松前藩の政事大率此の類なり嗚呼

函館奉行所

寛政四年幕府最上常矩を遣り樺太州に至らしむ西は樞峽内に至り東は騰物に至て還る嘉永六年露使境界を定め交易を通せんことを請ふ官筒井政憲川路聖謨に

命じて長崎に赴て議せしむ安政元年正月日付堀利熙勘定吟味役村垣範正に命じて松前蝦夷の事を管知せしむ三月東西蝦夷地及樺太を巡視す五月利熙範正樺太に抵る是より先き露人楠溪に在る者已に去る書を留て曰ふ我上官貴國の已に米國と和するを聞く貴國長崎の約を踐む我に許すや明し和成らば則ち樺太境界の議從て決すべし故に上官此の地に會するを待たず直ちに去て江戸近傍に抵り盟を訂せんとす予も亦た上官の命を奉じて敢て告と此歲正月米使神奈川に來り條約成る函館港を開くを請ふ七月函館奉行を置き

竹内保徳を以て之に任じ函館地方五六里の地を納れて直轄と爲す又堀利熙に命じて函館奉行と爲し保徳と同く港事を領せしむ利熙上書して曰く臣今蝦夷地を行ぐる函館を距る一百五十里の遠きに在り山險水阻未だ遽かに往く可からず前に米使函館に至り遊行の地を議す臣村垣範正と上書して少く其の議を緩ふして以て臣等が歸任を俟つを請ふ蓋し形況を實見すれば臆度と異なり文書の能く盡くす所に非ず故に臣等面陳して載を乞ふと欲するなり臣南北蝦夷地を按行し其の形勢人情を察するに全蝦の利害は一に函館に繋る港規稍々疎虞あらば忠を

貽す細ならず願くは暫く其の地を收むるを停め臣範正と實地に就き經畫するを待て然る後に之を裁決せよ今假りに其の地を收むるも修繕するに工夫なく配置するに人なく警守するに兵なし何を以て一府の體を立てん地方の事は舊に仍て松前氏に委し獨り公署を設け吏を置き以て外交の事を辨せしむるの事に於て害なきに若かず請ふ深く之を圖れ十一月保德利熙沖の口の官舎を收めて税權を領し因て稟して曰く近歲松前藩斂むる所の税金九千百十二兩今年は則ち姑く此の額に依て之を收め明年以往に至ては文政以前直轄の時の例に復し以て民を寬にせんと十二月筒井政憲川路聖謨等露使布恬廷と和好條款を下田に商議す樺太疆界の一項に至て久しく諧はず竟に議す姑く舊慣に仍て界限を分たす唯住人の種族を以て所屬を別んと是に於て村垣範正其の親しく見る所に因て住人種族等を論じて曰く自主以北一百三十里間蝦夷愛儂茲に居る他種を雜へすと布恬廷曰く我が檢する處は自主以南は蝦夷愛儂に係る以北は則ち各種雜處すと範正曰く然らず布恬廷曰く君の言過つ樺太の全島を擧て之を測るに南北直徑百三十里に過ぎず安んぞ自主以北更に百三十里有るを得んやと範正曰く我は直徑を以て論ず

るに非らず海岸の行程に循て之を云ふのみ布が曰く好しと是に於て約を立て曰く兩國の和好永久渝らず曰く日本露西亞と擇捉得撫兩島の間を以て界と爲し樺太島中は界を分たす須らく舊例に依るべし曰く露人の爲めに函館下田長崎の三港を開き來て艦船を修め食料を購ふを許す石炭あらば則ち亦之を給せん露船風難に遭ふに非らざれば他港に入るを許さず曰く漂泊の難民は兩國互に相救恤せん曰く函館下田の二港に在て露人金銀若しくは貨物を以て物を購入するを許す曰く若し已むを得ざるの事情あらば露國領事館を函館又は下田に置くべし曰く若し他に商定すべき事あらば日本政府は裁處すべし曰く露人日本に在り日本人露に在る相待つに寛恕を以てし其法を犯す者は處するに本國の法を以てせん曰く兩國相隣る凡そ他邦に允す所は即時以て露に允さん凡そ九條別に附録四款あり遊行規程及び賣買必ず官吏を經る等を言ふ米國の約の如し安政二年二月露使和成るを以て樺太州兄輪兩泊の陣營を擧げて我に屬す此月復た東西蝦夷地及び諸島を收めて直轄と爲す但し松前領東は木古内西は乙部を限りて其所有たる故の如し函館奉行堀利熙村垣範正等蝦夷地開拓及び守防の事宜を建議して曰く

臣等蝦夷全島を巡視するに松前は諸國商船輻湊し百貨流通す故を以て自ら奢侈輕薄の風あるを免れず唯其警衛の如きは略ぼ備ると謂ふべし然るに本島及び樺太州に至りては其の廣袤内地の四國九州に比す可く且つ山海險阻住民稀少周圍五百五十餘里の間邊備數ヶ所に過ぎず兵仗伏卒亦た甚だ疎薄なり他なし廣遠の地大藩をして守らしむるも猶ほ數十の力を用ふべし況んや松前一小藩に於てをや其の缺る所ある亦宜なり又其の地墾闢種藝すべきもの甚だ多く從來傳聞する所の如きに非らず唯季候近寒收穫稍々薄く奥羽越後等に比すべきのみ通じて之を考るに全州を分て北方不毛の地十の二三に居り山嶽叢澤其の四方に居り良材巨木礦物等此に生ず其の地悉く沃野なり况んや周海の漁利株藻其の多き費られず文政復封以後松前藩之を商俗に委し其の税を收むる故を以て唯税の厚薄を論じ其の人を選ばず假令正直なる者も支配人に託し三五年僅かに一回來視するのみ且つ支配人番人の如きは大抵無賴の徒身を容るゝに所なく來て蝦夷に流寓す故に土人を使ふ尤も苛虐甚しきに至ては夷婦を奪ふて妾となす其の慘狀言ふに忍ざるものあり土人文化直隸の政を慕ひ臣等巡視の際歎訴する者往々絶へず今

や萬國通航日に多く地を開き民を移すを以て務と爲す其の皇國の北邊を踞ふ茲に年あり露西亞營柵を樺太州に構へ米利堅、爾館開港を乞ひ英人崎陽に來り其の他通商互市を要する者日に迫る内地海防且つ暫くも緩ふす可からず况んや蝦夷周圍曠大擇捉國後に至る豈に一松前氏の力能く及ぶ所ならんや萬一外人甘言を以て誑誘せば愚蒙の土人支配人番人の毒手を免るゝを幸となし歡欣歸依する亦知る可らず此土地人民を併せて彼れに資するなり棄て治めざる其の利害得失關する處大なり且つ此を諸藩に分配守備せしめんか田畝未だ開けず糧食一切之を本國に仰がば運漕疲弊立どころに至らん亦永久の策に非らざるなり昔し之を大藩に委せんか山丹滿州東察加接近の境或は事を生せんも圖られず且つ民を移し地を墾し積勞の後之を復する亦難し是れ一患を去りて一弊を生ずるなり昔かす文化の舊章を斟酌し官之を直隸し麾下士及び子弟陪隸布衣の徒情願の者を移し文を修め武を講ずる此れ永久の策のみ且つ文化の時給を國庫に取る其の成功速なる所以なり今や歳入限あり支出多端加ふるに地を割て松前に與ふる等費用費らす今の計を爲すものは此の地出す所を以て費用に充て國庫に仰がず屯田兵の

遺制に仿ひ力を墾闢採聚に盡し内地に輸し有無相通せば功利を眼前に見ずと雖も其の成功期して俟つべし且つ麾下の子弟移る者暇日山野を跋渉し身幹強壯奢侈安逸の風を脱せば一朝事ある皆な用ふべし又之に大船の運轉を教へ習熟の後には海防其の他緩急の聲援たる亦鮮からず夫れ古今治亂盛衰同じからずと雖も其の制封建郡縣に外ならず而して各其の弊あり封建の弊は尾大掉はず郡縣の弊は土崩瓦解今封建の名あるも昇平日久ふして士風軟弱隨て改めざれば其の弊將に土崩瓦解に至らんとす近來外艦出沒屢々教令を下し諸侯各兵備を嚴にし封建の實漸く擧る又尾大掉はざるの弊慮らざるべからず之に備ふる内は文武を修め根本を固くし以て外諸侯を服柔するにあり且つ麾下士文武を講ずる平生素ありと雖も櫛風沐雨實歷末だ足らざるものあり故に之を北地に移す最も其の宜しきを得るものにして一は以て内地供給の費を省き一は以て壯士を養ふて諸藩の表率となり且つ邊境の戒備を充實す永遠の策之より善きは莫し況んや從來荒蕪不毛の地資材を費さずして功を成さば假令國庫納る所なくも其の益たる已に大なり若し因循治めざれば外視て蒙州に等くせんも亦計る可らず去年露人の樺太

州に來るや僅かに五六月間已に地を墾し菜を種ゆ其の敏捷邦人に比するに霄壤の差あり況んや本蝦夷の如き天候地味共に宜しきに於てをや今に於て手を下さず萬一彼れの據る所となる圍國の兵を用て之を驅るも亦た容易ならざるなく然らば則ち今日蝦夷松前を擧て之を官に收る固より事體其の宜しきを得るものか唯松前氏信廣以來夷地を草創し功績少なからずと爲す文政の復封職として是に之れ由る今樺太擇捉國後及び東西蝦夷地は乙部東は函館知内に至るまでを官收し西は江差より東は小谷石に至るを以て松前の封邑と爲し其餘は内地に於て地を給せば自ら前年と其の處分を異にして怨む所あるなけん右臣等蝦夷巡視の際見る所を以つて上る願くは其の議を有司に下して論定せしめんことを茲に於て幕府書を以て徳川齊昭に附して意見を問ふ齊昭駁議して曰く利熙論する所漸を以て北方に及ぼすものは過てり露國既に居民を以て疆界を分つ樺太擇捉國後三島最も宜く急にすべき所須らく身材勇壯思慮深沈の者を選んで之に居くべし若し之を忽にして五人十人遣て之を守らしむる松前藩の故轍の如くせば則ち樺太州は我が有に非ざるなり論ずる所の收税を計て其の地の經費に充る者は國帑

の麻縮を慮るに出づと雖も是の如くならば則ち松前藩に委すると同じ抑も何の益あらん開拓の方は其の要大船にあり人を徙し物を輸す皆な便を船に藉る其の還るや彼の土産する所を搭載する其の利も亦大なり今驟に巨船を造る能はざればなり則ち請ふ姑く露人戸田村に造る所に倣ふて之を造船せん且つ論ずる所未だ松前城を收むるに及ばず我れ謂ふ是れ長策にあらす宜しく速成之を收め少老以上の重臣を遣て之を鎮する猶ほ城代を大阪に置くが如くすべし擇捉國後樺太州厚岸宗谷は各奉行を置き其の他の村落は代官を置て城代に總べん又朝に請ふて全蝦を分て七八間と爲し命ずるに名を以てし四國九州と首尾羽翼の形勢を爲し是の如くなれば別ち國家無窮の基業徳川氏萬世の盛舉なり我れ昔時封を彼の地に移すを請ふは雪霜を凌ぎ萬死を冒し以て功業を樹んと欲するなり回顧すれば已に二十餘年を経たり今老たり言ふ所あらんと欲するも恐らくは空論に屬せん故に其の大概を擧ぐるのみ請ふ之を利熙に示して更に議せしめよと利熙之を辯じて曰く臣の議する所南を先にし北方を後にする所以のものは敢て之を忽かにするに非らず將に吏卒を分派し大村は二十五人小村は十人駐在し加ふるに四

藩の兵を以て要地を成らんとするなり唯開拓の功南北併せ施す能はず昔し北方を先にせば則ち勢ひ經費繼かざるのみならず人情も亦た歸向し難し故に易しきを先にして以て難きに及ぼさんと欲するなり且つ函館已に開き外船踵て來り岸に上り遊行す虚實施を得ず是豈に後にすべけんや樺太州擇捉國後に至りては最も手を下すに難し諸臣を移せば則ち經費支へず大藩に委すれば則ち後患虞る可し且つ其の地窮陰濕沴其の風土に狙るゝ者にあらざれば壯者も亦耐へ難し臣巡視するの日從者多く病む死する者二名時夏季に際するも猶ほ是の如し冬季は果して如何ぞや或は壯者を募て之を遣らんか其の憤を發し募に應じ死を犯して敢往する者は必ず内に在て干城股肱の士なり之を沴瘴毒霧の中に棄る亦惜むべからずや故に臣漸を以て南より北に及ぼし以て永久を計んと欲するなり松前の城を收め重臣を置き各地奉行代官を置き以て郡縣の制を立るは臣も亦異議なしと閣老阿部正弘遂に函館奉行諸有司の議に従ふ是に於て悉く東西地を收めて以て奉行に屬し仙臺秋田盛岡弘前四藩及び松前藩に命じて其の地を警守せしむ十月士庶を募て蝦夷に移す告を出して曰く諸臣五百石以下及び諸藩士農商風寒暑濕

を畏れず蝦夷に移住せんと欲する者は資を給し屋を賜ひ墾田牧畜開鑛漁獵其の望む所に任せて業に就かしむ其の効有る者は士は祿秩を進め庶民は賞あらんと三年三月官函館奉行竹内保徳に命じて松前氏納るゝ所の蝦夷地を收めて之を管せしむ保徳支配組頭向山篤を遣り蝦夷全島を巡行せしめ悉く之を收む七月函館奉行を増して三員と爲し勘定吟味役村垣範正を以て之に任ず舊員竹内保徳堀利熙と科を分て蝦夷島の事を理めしむ因て之に命じて曰く開拓の業たる因より己に易々ならず其の地露國と境を接し北門の鎖鑰たり尤も以て意を加へざる可らず今奉行を増して三人と爲す一人は管内を巡撫し開墾を勸め物産を興し一人は函館に在て庶務を理し一人は江戸に在て以て消息を通じ互に相奮勵して以て成功を速にせんことを是に於て函館奉行吏を東西部に置き職工を移し西部山道を開かしむ八月函館奉行輕卒江澤門四郎を遣り樺太西北濱を巡視せしむ歸て奉行に白して曰く幌古丹以北露人移り居る者八十餘人石炭を採り砲臺を築き居宅を營する略ぼ楠溪に於けるが如しと十月幕府函館奉行に命じて曰く蝦夷を開拓するは方今の急務卿等論陳する所其の要を得るに似たり諸藩に分屬するの議は棄

て用ひず一に以て卿等に委す宜しく實地を歴檢し著手の方を策すべしと少老遠藤胤統を以て蝦夷開拓の事務を管せしむ功略ぼ緒に就く刀を賜ふて之を賞す十一月函館奉行上稟して曰く樺太州奥地露人の占住する所と爲る臣等明春通行し之を諭して去らしめんとするか彼れ必ず國命を以て之に抗し不毛の地を争ふて以て蚌隙を啓かんこと策にあらざるなり然るに之を捨て問はざるか彼れ必ず漸く南に徙て我か疆日に月に盛ん今彼我境界未だ一定せず我姑く我が意を以て境域を定め屯營を置き以て侵入の路を絶つ如何敢て處分を請ふ官議を筒井政憲川路聖謨に下す二人答て曰く是れ大事請ふ諸司に下して議せしめんと十一月諸司此地の事宜を議す勘定奉行及び吟味役議して曰く露人占居して五十度以北に在る者我能く逐ふ所にあらず奉行も亦巡行せずして可なり我唯要害の地を擇んで屯營を置き以て我疆を守らんのみ且つ彼れ侵蝕の念を蓄ふる久し宜しく今に及んで土人を惠懷し以て彼れの煽誘を拒ぐべしと函館奉行竹内保徳堀利熙曰く議者多く言ふ浮浪及び罪人を徙し以て北地を開拓すべしと此徙は害を後代に貽す者恐くは良策にあらずと大小目附議して曰く五十度以北に在る者は於魯古須免

連の種に係る骨相面色判然自ら別あり實に是れ化外の人一例に物を賜ふ侵占の嫌あり適を以て鬻端を開くに足るのみ獨り蝦夷人種に係る者を撫恤す要地を成し我境を定むる勘定奉行の道の如くす可なりと是に於て幕府衆議を酌量し命を下して曰く五十度以内は我屬なり其人の於魯古たり蝦夷人たるを問はず盡く衣服刀劍を賜て以て我が民たるを明かにすべきなり屯戍を置き境界を守るの事は奉行の巡察を経て而して後に再議せんと六月露西亞人樺太州奈與盧に至り木皮を以て盧と爲し糧食を貯ふ曰く國命を奉じて來り境界を定む國書あり將に汽船を遣り長崎に至り之を呈せんとすと會々堀利熙北陸を巡り狀を上る村垣範正建議して曰く幌古丹以南の居民皆蝦夷種に係る而して露人今幌古丹を踰へて奈與盧に來るは約に非らざるなり申寅定約する所に曰く樺太全島は疆界を分たす事皆な舊慣に仍ると今彼れをして奈與盧に據らしむ自主楠溪も亦我の有に有らざるなり夫れ樺太全島を以て我の有と爲さんと欲するは固より辭を措き難し故に幌古丹以北は斷然之を舍て幌古丹以南を以て我が地と爲すは確として明瞭根據あり今彼より來て境界を論ずるは是れ好機會なり宜しく疆界を明かにして以て

後患を絶つべしと閣老竹内保徳に諮ふ保徳曰く範正論ずる所疆界の説固より當れり然るに臣竊に之を察するに今來りて奈與盧に據る者は名はロタンノスケ是れ分界の議に任ず國書を長崎に致す者は一介の使なり與に議するに足らず宜しく意を利熙に授け實地に就て論定すると便なるべしと已にして露人奈與盧を去て楠内に移り木室二三を構ふ何許もなくして木室を我が吏に託して退き去る五年正月兩館奉行竹内保徳堀利熙幕府に言ふ去春以來樺太を巡按し粗ぼ地勢を究む請ふ露西亞に告げ以て境界を定めん然らずんば露人來往する者往々南徙の志あり今是輩と疆を論ずる徒勞のみ宜しく彼の政府に牒し以て決を取るに如かずと七月十一日永井尙志井上清正堀利熙岩瀬忠震津田正路露使布恬廷と露國懇親條約十七款を訂結し税則六款を定む此の時利熙布恬廷を見て露人擅に奈與盧楠内に往するを詰る答て曰く此の行樺太の事に關せず歸るの後當さに狀を政府に言ふべし村垣範正書を上り樺太の事を論じて曰く彼の根帶未だ堅からざるに及んで露國政府に牒し境界を定議すべし因て先づ大野藩士及吏胥輩を徒し以て他日版圖の地たるの證と爲さんと津田正路を以て函館奉行と爲す十二月津田正路

村垣範正書を閣老太田資始に致して曰く露西亞領事函館に至る請ふ樺太の徒民及び兩國疆界を論せん今春建議する所の如き彼れ若し關する所にあらずと託言せば閣下書を彼國政府へ移して之を論ずる可なり或は某閣下の命を傳へ書を致すも亦可なり今領事境にあるに及んで論緒を發し書を致さば亦唐突を免れん機失ふ可らず敢て請ふ六年七月幕府少老遠藤胤統酒井忠毗に命じて露使に接するの事を管せしむ曰く露帝貴臣を遣り來りて樺太疆界を論せしむ是れ國家の大事なり宜しく良策を運らすべしと十九日露西亞軍艦七隻品川灣に入る二人出接し之を西久保天王寺に延く使臣ウツチ曰く條約既に定る而して疆界の大事未だ決せず頃日我が國支那と約し黒龍江の地を割き我れに屬す薩哈噠は則ち黒龍江と同義なり宜しく露國に屬すべし請ふ宗谷海峽を以て兩國の疆界と爲し日本人現在薩哈噠に在る者固より回去するを須ひず其の他移住を欲する者は貴賤を論せず來て黒龍江を踰へ滿洲境に至ると雖も亦た相妨げず議する所此に止ると胤統忠毗答て曰く議厚意に出づ但し海峽を以て界と爲すは我が聞く所にあらず請ふ更に再議せよと乃ち函館奉行に命じて所見を言はしむ村垣範正堀利熙答て曰く

樺太の著手に難きは獨り守兵を置くのみならず然るに全島を擧て露に歸する我地を亡するの辱を受け英佛諸國亦之を何と謂ん前日臣等固より已に建議せり太頼加幌古丹若くは楠内以南の我屬地たること明けし請ふ斷然之を以て界と定めんと又此を外國奉行及び評定所に問ふ僉な曰く幌古丹等の地に就き山海の形勢を検して以て經界を立る可なり全島決して棄つ可からず彼れ若し怒て去るも亦た爲めに動く可らずと官之に従ふ九月蝦夷志料成る初め幕府新番目附賀田守蔭勘定前田憂蔭函館吏員間宮倫三高崎士市川十郎に命じて蝦夷志を編せしむ憂蔭輯録を掌り守蔭等三人蝦夷を既涉し地圖を製す是に至て成る幕府其の功を賞す勝田充を函館奉行と爲す其の後糟谷義明小出秀實等相繼で奉行と爲る文化元年三月幕府始めて目附一員を函館に置き貿易及び地方事務を監察せしむる一に長崎に準ず八月是より先き露人と屢々樺太疆界を議す久して決せず露人轉徙日に倍す函館奉行村垣範正目付山口直毅在留領事に會して之を論ず領事其の任にあらざるを以て辭す且つ曰く二年前本國專使を發し江戸に至り之を議して決せず况んや我は國命を受けざる者にして能く決する所ならんや然るに貴國果して使

臣の前議に従はば、則ち命を聞ん他は、則ち聞く所にあらざるなりと、範正等之を報じ、出使の諸臣露國に至るの日、直ちに之を彼の政府に議するを請ふ官之に従ふ。竹内保徳、松平康直に授くるに、其の意を以て、二年七月、竹内保徳、松平康直、京極能登守等を露國に遣り、樺太州疆界を議せしむ。議合はず、各吏を遣り、島に會して議決するを約して、歸る。三年正月、竹内保徳に命じて、函館の事務を管らしめ、村垣範正の蝦夷を管するを罷む。三月、但馬朝來郡の農民淺七、京師に至り、書を所司代に呈し、蝦夷開拓事宜十數條を論じ、自ら徒を聚め、往て其事に任せんと請ふ。八月、露使來り、請ふ。前項の如くすべしと、官諸司に下して、之を議せしむ。外國奉行函館奉行等、議して、請ふ。所の如くせんと、適多事を以て、遷延し、果さず。元治元年六月、五稜廓成る。小出秀實、此に徙り、官衙を開き、事を執る。九月、函館奉行小出秀實稟議して、曰く、露人樺太島に在り、米人と互市す。速に疆界を定めずんば、我之を詰るに由しなし。方今内地當さに、長門に事あらんとす。國家多事、廟議蓋し、邊陲に及ぶに暇あらず。然れども、舍て、顧みざれば、全島我有に非らず。假令數歩を譲り、境を縮るも、速に之を決するの弊なきに若かざるなり。目下の計を爲すに、楠溪及び富内を開き、各國互市場と爲す

に如くなし。我有たるを天下に明かにせば、以て暗に露人の覬覦を絶つべし。彼の土を保つに於て、便なりと、官議を外國奉行に下す。外國奉行對て、曰く、露國の樺太全島を有せんと欲する久し。往歲大使彼の都に往き、疆界を議して、決せず。遂に各專使を遣り、其の地に就き、議定せんと約す。去年七月、彼れ將に吏を發し、我吏に來會を請ふ。當時臣等、答書を草し、之を呈す。報せず。以て今日に至る。今果して此の事あり、請ふ。に彼の前年の書に答へ、專使を遣り、以て其の疆を定めよ。且つ彼の書中、全島露國に屬するの意あり。答書中、先づ其の説を破らざる可らず。因て又た書亂を擬し、之を呈す。報せず。慶應二年、又西部の租税を加ふ。杉浦勝誠、函館奉行と爲る。十月、函館奉行小出秀實、目付石川謙三郎に命じて、露國に使せしむ。因て朝に言して、曰く、樺太境界未だ定らず。清國嘗て山丹滿洲を舉て、露國に屬す。露人偏説を執り、樺太全島を併せんと欲す。今其の界を定めざる患を貽す。細ならず。因て使を遣り、論決せんと欲す。彼れ若し固く執て、移らざれば、則ち變故測られず。是を以て之を聞ずと、乃ち秀實に付するに、國書を以てす。曰く、往年竹内保徳を遣り、樺太の疆界を議し、五十度以南を以て我が屬と爲さんと、議協はず。因て約す。兩國各委員を發し、山河の形勢を點檢して、以

て議を定めんと我が文久三年貴國果して委員を遣り我が吏の仁幸來斯に至るを請ふ當時我が國反亂の臣あり將軍京に赴き尋で又た親征の役あり兵連り禍結び邊疆を議するに暇あらず遷延以て今日に至る頃者僅かに少間を得たり因て使を發して前議を申す願くは平心を以て聽かんとを露國仍ほ舊説を執て我議を納れず初め秀實露國の協議せざるを度り已む無くむば則ち得撫以北の諸島を以て樺太南部に換ふるは奈何を以てす外國奉行議して謂ふ有用の地を棄て以て無用の地に易るは計の得たるものに非ず况んや樺太全島を舉て露に反せば各國の嘲笑を如何ん露人若し我が議を納れざる則ち各國の公評を問ふて之を決せんと秀實之を駁す官兩から用ひず遂に遣て議を定めしむ協はず雜居の約を成す三年秋田藩賜ふ處の地を納る十二月將軍徳川慶喜職を辭す明治元年五月一日杉浦勝誠土地人民金穀圖書器械を收めて之を判事井上石見に致す

我政府は古來樺太州の開拓兵備に一段の重きを措かれたることは以上の歴史に依りて見るも明かなり昔時坂上田村麻呂將軍の石を七戸に建て日本中央を表し海を限りて華夷の分界を爲せし意氣誠に想ふべし樺太州の開拓や帝國民が一日

片時も忘る可らざる一大責任なることは多言を待たざる所なり乞ふ我輩は左に部門を分て愚見を評論せん

水産國の日本

今や眼を放て列國の實況を觀察するに強は弱を壓到し大は小を併呑せんとする此の腕力世界に當り我邦獨り嚴然として東洋中に立ち列國と對等の權利を以て交り敢て一步を譲らざる所謂のもの蓋し陸海軍ありて外寇を防ぐに足ると雖も若し夫れ國富ますんば何を以て兵を強ふするを得んや國を富さんと欲すと雖も産業振はずんば何を以て陸海軍の擴張を爲すを得んや産業旺盛なれば國富み兵自ら強し愛國の士豈に生産事業を忽諸に附して可ならんや

我邦鎖國封建の舊夢を破り開國進取の國是を執つて以來既に三十有餘年物質的の文明は國運と共に進歩し今や國光を宇内に發揚し世界列強と相比肩し對等の地位に達したりと雖も翻つて水産業の實況を觀察せんか從來沿海の漁業に於て多少の發達せるものありと雖も其の遠洋漁業の多大なる漁利は空しく放棄せら

能く殖産興業の實を擧げ國力富強の基を固ふし日本の將來は亦如何して維持すべきか民意の嚮ふ所實業にあらすして官海にあり政治家の施行する所國情の何たるを問はず皆な泰西諸國の文物に則らざるはなし此の故に人心一に歸せず政黨は各々觀る處を異にし政府は政黨と反目し國家をして恰も浮藻の如くならしむるに至るものなり誠に此の如くんば將來の日本は孰れの日か云ふべからざるの悲境に陥らんかも測り知るべからず今ま試みに之れを實際に徴せんか彼の國家の代議士輩に於てすら陽に實業の利を説くも未だ心を之に預けず人に殖産興業の緊要を論ずるも身を之に委せず况んや移住を唱導し殖民を促し開拓の事業を保翼するが如き國家事業に於てをや而して我國學生の卒業後に於ける一班の希望は官吏にあらざれば醫師、法律家又は政黨の類にして今や我國の状態は不生産的人物をして中流以上に立たしむるの有様なるを以て上の爲す處下之れに倣ふの言に違はず中流以下の輩又實業を度外視するの傾向を來たし其の結果として國力の消長に重大なる關係を惹起するものと謂はざるべからず是れ不生産的人物の輩出する罪にあらざるなきか邦家に最大の責任を有する人にして採擇の

途其の當を得ず徒らに一方に偏倚して口を權利の伸張に假り參政と叫び民權と呼號し輿論に媚び虚名を博せんとするが如き輕薄なる政治家の輩出する間は日本の殖産興業は何を以て望むべけん日本の水産業は何を以てか立たん彼等は今日の東洋に於ける天地をして如何なる天地と爲すか膠州灣は獨逸に大連灣は佛蘭西に威海衛は英吉利に租借され滿洲の新疆は露西亞の爲めに占有されしも今や我邦之れが回復を爲さしめんとするに際し朝鮮亦た頑迷にして不祥の報頻々として臻り東洋列國の運命夫れ實に斯の如く可憐なる状態にあらすや日露の戰爭に依りて露國の東洋に對する野心を一時沒却せしめたりと雖も樺太州境界の一事は他日の紛擾を惹起するや測り知るべからざるものあり我邦人は如何にして恁かる腥風煙火の衝に中りて之を支へんとするや速に其覺悟を定めずんばあるべからざるなり尙ほ一步を進めて東洋に於ける商業界の景勢を觀察せば如何なる感情を起し來るか彼の射利的事業に抜目なき歐洲人輩は滿洲の開放を俟ち陸續東洋に來つて商工業權を争ひ則ち無形の戰場を此に呈出するは疑を容れざる處なり我輩の豫言當るや否やは固より知るべからずと雖も彼等陣を張り以て

東洋の商權を掌握せんと欲する場所則ち將來第二の桑港と成るものはダルニー
 か將た旅順港か若し果して商權の集る處則ち無形の戰場はダルニー旅順港なり
 とせば私の占領地は銃丸を以て建つべきにあらず決して租借主義に依りて將來
 を圖るべきものにあらずして東洋の平和を經となし通商貿易を緯となし以て國
 家の一大經濟を建てざるべからざるなり

滿洲の野既に商業地となるの曉に於て我國民は如何して此の戰場に立たんとす
 るか他なし今より樺太州に向て内地の子弟若しくは窮民を驅り一方には拓地殖
 民の業を勵まして以て富國強兵の基を立て一方には殖産興業を盛んにして以て
 夫の無形戰場の伏兵に備へ外は以て國權擴張に内は以て國力富強の根本を固ふ
 するの方策を畫するなくんば我神聖なる帝國は何れの日か能く其の太平に安ん
 ずるの日あらんや是れ國是を定むるの基礎にして吾人一日も忘るべからざるの
 要點なり

顧みて戦後の趨勢を豫想するに邦人の意向は滿韓の野に向て馳せ同地方に於て
 將來施設すべき事業益々多きを加へ幾多事業の畫策一に該地方に傾注せられ戦

後の經營として近寒涼烈なる樺太開拓の如き勢ひ顧みるに違わらず前鑑既に日
 清戦役後の臺灣經營に急にして北海道拓殖事業に冷かなりしが如き情態を免か
 れざるに至り樺太開拓の前途尙ほ遼遠半歩の觀を呈するや測り知るべからず豈
 に慨嘆の至りならずや世人が樺太州は我國の富源なり世界の金庫なりと唱ふる
 も尙ほ捨て、滿韓の野に望を屬するもの其の主因種々あるべしと雖も我輩の見
 る所を以てせば一は樺太州の事情内地の人々に通せざるに由り一は其の暖國な
 る南より寒國なる北に向ふは人情の忍びざる所と爲さざるを得ず蓋し祖先以來
 住み慣れし故國を去り一家を携へて他國に移住するは封建制度の下に生長せし
 我が國民の甚だ難しとする所なるに世人は樺太を目するに猶ほ絶海孤島を以て
 し大雪酷寒殆ど人類の堪え得べからざるが如き思を爲す是れ樺太州に人氣の
 向はざる所以なり且夫れ樺太島は我國の富源なるのみならず亦我國北門の鎖鑰
 なり我國人の千古に遺憾とせし樺太島は戦捷の結果として一旦我陸軍の占領に
 歸したるも退讓的媾和は以て全島の強半を露國に與へ蜘蛛の巢の如き一線を以
 て其の境界を分つに至り露鷲尙ほ依然として我の北に羽翼を擴げ而して露國の

東洋鎮守府なる浦鹽斯德は我が樺太島と相對せり曾て露國の薩哈噠に殖民し西比利亞の地を開拓せんとして銳意盡力せしは既往の實蹟に徴して明かなり彼れの西比利亞及び樺太島に於ける拓地殖民著々功を奏せば其の餘波の南に向つて流るゝや必せり西比利亞州の妖雲密々たり樺太州の蒙霧鬱々たり必ずや對岸の火事視すべからざるなり

樺太島は我國の富源なり我國北門の鎖鑰なり我國民をして普く同島の事情に通せしめ其日本の富源たり北門の鎖鑰たるを知らしめ以て拓地殖民を獎勵するは眞個に今日の急務なり日本の將來は瑞穂の國を以て任すべきにあらず今より正に水産國を以て立たざるべからざるは我國人口の年々數十萬以上増加の勢運に見るも明かなる事實にして彼の新華族の如き不生産的の種族が歳と共に増加するにも抱らず學術上の進歩と共に田舎の農夫も一變して洋服著用となり或は羽織袴となり空理を唱へ空論を談じ實業は措て之を顧みざるの勢となれり若し今日の如く年々増殖する我が人民を此の儘に放棄し置くときは一般の賃銀は益々下落し相共に手を率ひて貧窶に陥るは敢て疑を容れず然らば日本今日の急務は

此の餘剰の人民をして幸福に生活せしめんとするには如何せば可なるや我輩の所見を以てせば樺太島に向つて移住せしむるを以て最も得策と云はんとす然り而して其の移住の方法に至りては各府縣に於ける沿海岸の人々を樺太島の海岸に移植し以て漁業に就かしめ其の内部に於ける農業者をして内部の農業に著かしむるときは各々其の長所に依りて産業を營むに至らば漁獵に農牧に其の獲る處蓋し鮮少ならざるべし今假りに樺太島に鯨建網二千統を建つると假定し其の收獲一統一千石として二百萬石又鯨差網從業者五萬戸一戸平均五十石の收獲として二十五萬石計二百二十五萬石を收むべし之を百石千圓の相場に見積るも總額二千五百萬圓となる尙ほ之れに加ふるに鮭建網千統河海鮭曳網一千ヶ所計二千ヶ所收獲平均一千石と見積り二百萬石の價格百石三千圓として六千萬圓又鮭建網河海鮭曳網千ヶ所一ヶ所一千石の收獲として百萬石此の價格百石二千圓として四千萬圓通計一億二千五百萬圓となる其の他臘虎臘肭獸鯨海豹海馬海豚從業者一萬戸として一戸平均二萬圓の收入とせば二百萬圓となる又鯨海鼠雜魚及び昆布布海苔石花菜等百般の海産物從業者全島に二萬戸と假定し一戸平均一ヶ

年一百圓の収入と見積り二百萬圓となり總計概算一億二千九百萬圓の水産物を收獲するの計算なり

我政府は樺太島植民政策に付き一定の方針あるべしと雖も戦後の財政は多額の拓殖費を注入し能はざるべし故に其の第一著歩として漁民移植の政策を實行せらるゝに於ては既往に於ける北海道拓殖事業の如く巨額の植民費を要せざるは勿論耕宅地等より生ずる地租の如く數十年の歳月を待すと雖も漁民渡來の翌年より水産税に於て少なくとも一億圓餘の國庫歳入を觀る難きにあらざるべし況んや全島に數十萬戸の漁業者各種の水産業に従事するに至らば其の水産税額一億五千萬圓を超へ其他商工業等百般の事業より新財源を生じ我國庫の歳入に著しき増加を來すや決して疑ひなかるべし我輩は固く信ず一言以て之を蔽へば水産力則ち水産國の日本たるべき事是なり人若し之を疑はば我が國今日の文明を致せし素因夫れ何れにあるか安政年間ペルリ將軍の我國に渡來せし賜ものにあらずして何をか素因と爲す蓋しペルリ將軍の渡來は米國に於ける遠洋漁業者の往年我が千島沿海若しくは北海道沿海に於て征漁するもの糧食水炭缺乏の爲め

若くは風浪怒濤の爲め我が領海岸に避難するか又は漂流等の場合は相當保護せられんことを我が政府へ懇請するの要務なりし事は世人の腦裏に印せらるゝや言を待たざる處にして我國が鎖國封建制度の時代に於て既に米國人が遼遠なる我が北海道若くは於保突海の沿海に於ける遺利を歐米諸邦に輸入し我が國水産物の豊富なる事を隠然世界に廣告し居りたるは此の漁業者の賜ものなり而して米國政府が是等漁業者保護の爲めに萬里の波濤を蹴來りて一は國交の範圍を擴め他は和親を求めて國民の幸福を謀らんとす其の漁民を待つ政略夫れ斯の如し米國の富國強大なるもの決して故なきにあらざるなり我輩が日本將來の經營に付て畫策を献せんと欲する所以のもの實に止むを得ざるなり

上來叙述するの要旨は我國民をして北門の鎖鑰たる新富源國に移住して一家を起し國家の爲めに盡くさんとするの志を起さしめ水産主義に因て掬窮盡力せしめざるべからざるは勿論なり徒らに架空の忘説を逞ふし奸計譎詐以て官民相反目し邦家の元氣を消耗するが如きは我輩の探らざる處にして水産業の發達を圖るは我國刻下の急務なりと信ず嗟呼日本の快男兒何んぞ奮つて立國の大義を確

定せざる何んぞ進んで樺太島開拓の大策を樹てざるや

樺太開拓に就て

世人皆曰く樺太州は我邦の富源なり金庫なり一大植民地なりと本州の移住地果して大なるか以て世界の植民地と爲すべし若し果して小なるか開拓の功を奏する何ぞ夫れ遅緩なるや寛政元年松前藩初めて吏を本州楠溪に遣り商館を設置してより明治八年に至る二百三十七年間に於ける植民の状況と明治八年以來三十年間に於ける露國政府の開拓事業の成績を觀るに今日世評の噴々たる割合に其の拓地植民事業の遅々として進まざるもの他に亦た原因あるべしと雖も要するに是れ政府の獎勵保護不充分にして然るか否々官の獎勵保護の厚きに過ぐることは世人の共に揚言する處なり今一例を擧ぐれば我が政府は明治の初年本州に開拓使廳を設置するや其移民を待つに或は其の寒防具として移民の人頭に應じ高價なる熊皮を給し或は食料を給し或は家屋家具等を給し或は農具種子を給し或は開墾料を給與して以つて保護勸誘を爲したりと又た明治八年以來露國が本

州を開拓せんとして銳意盡力せし事は我國の開拓政策に十倍せるに拘らず其の最近の人口を査するに男女併せて三萬三千二百六十一人あり之れを本州の面積二萬四千五百六十平方哩に割付するときは一平方哩平均一人四分弱の比例にして住民の小數なるは世界中未だ其の比を見ざる處なり是れ當さに吾人の講究すべき問題たり

我政府は新領土なる樺太開拓策として明治三十八年八月樺太島出入船舶及渡航規則を發布して其の第五條に左の項目を規定せり

第五條左に掲ぐる者は渡航することを得ず

- 一 豫戒令施行中の者
- 二 身代限の處分を受け債務の辨濟を終へざる者
- 三 家資分散又は破産の宣告を受け未だ復權を得ざる者
- 四 剝奪公權者及停止公權者
- 五 一定の生業なき者

此の規則に依りて之を見るときは本島は貴族的植民地として見るを得べきも平

民的即ち實業家の植民地として見るべきの價值なきや明かなり抑も樺太島は魚
 龜海に躍り海藻海を蒼ふし漠々たる沃野數百里に連なると雖も若し其の遺利を
 收拾せんと欲せば勢ひ之を勞働者に待たざる可らざるや言を待ざるなり貴族果
 して自ら網するを得るや紳士果して自から樵夫たるを得るや本島の開拓果して
 漁業にあるか將た農業にあるか又鑛業にあるか嗚呼自由渡航已に嚴禁されたり
 其の結果として本島の事業に對し多年の熱望を挫折せし者もあるべく或は渡航
 規則の制裁に困りて探見的渡航を中止せし者もあるべく或は煩苛なる法令を見
 て以て本島の開拓に對する大體の方針を察知し全然渡航を斷念せしものもある
 べく是れ誠に窮屈なる規則と云はずして之を何とか云はんや原來本島の遺利を
 拾はんとして渡航を企圖するもの多くは北海道若くば内地に於ける事業の失敗
 者にあらざれば生業なきの徒又は漁業其の他の業務に失敗せしか公權剝奪家資
 分散及び破産者の徒が期せずして起業心勃發し移住せんと欲する者其の數少
 ならざるべし而して是れ等の人々は資本の點に於てこそ缺くる所あるも各種實
 業上に就ては遙かに紳士以上の經驗を有し創始的諸般の事等は此の種の人々に

依り畫策せらるゝを早道なりとす然るに政府は事茲に出でずして折角の熱望を
 挫折せしめたるの事實は甚だ遺憾とする所なり

凡そ政令を施行するは一般の状態あるがためなり新開の土地而かも人口未だ一
 平方哩内一人四分弱の百事草創なるの國土に對し右の如き窮屈なる規定を施行
 するが如きは國を起すの基にわらず致富の術にわらざるなり本島は人跡未だ到
 らざる處多く殖産興業其の緒に就かず之れを興し之を拓くの途即ち開拓策なる
 もの普く特別の制度を布かざるべからざるなり然るに今政府執る處の政策を
 見るに殆んど内地と異なりたる所なく樺太島漁業假規則の如きは其の最も煩苛
 なるものたり同規則の第三條に曰く漁業を許可すべき漁場は各漁場毎に漁業料
 を競争入札に付し落札者に其の漁業を許可するものとす其の入札執行の日時場
 所は管轄軍衙に於て之を定むとあり其の第二條に於て明治三十八年乃至三十九
 年の漁業は一免許期間として之を許可するものとすとあり之に依て是を觀れば
 漁場借用期間は一ヶ年限にして年々之を競争入札するものなるを以て其漁場の
 經營を永年に期すると能はざるや明白なり斯の如き冒險なる事業に向つて巨額

の資本を投じ其漁業を經營するものあらば是等は木に據て魚を求むるの類にして其經營者は營利的に之を行ふ者に非ずして慈善的即ち樺太開拓費の寄附的事業家と云ふも過言にあらざるべし何んとなれば各人が漁業を營まんとするの目的は其の漁場より應分の利益を收めんとして之を爲すものにして決して義務的に之を行ふものにあらざるも煩苛なる規則は遂に義務的仕事に終らしむるや知るべからず何んとなれば入札甲者明治卅九年度に於て假に一萬圓の落札場所に於て幸に三四萬圓の漁利を占めたりとするも其の翌年度に於ける該漁場入札するに方り他人が之を競争し假りに甲者一萬圓に入札して之れが繼續を爲さんとするも乙者一萬圓を超へて之を入札せば勢ひ乙者に落札し以て甲者其の年休業せざるべからざるの状態となるべし斯の如くすること再三に及ぶときは競争者自然に減少すべしと雖も政府は貸付料の多きに慣れ容易に之れが規則の改正を爲さず遂に産業不振の状態に陥り朝改幕變的の政令を施行せざるべからざるに至るや測り知るべからず果して斯の如くならば我富源と依頼すべき樺太島の開拓も得て望むべきにあらざるなり今にして宜しく政府は同島の形勢及現況より

物産の種類興業の目的等詳密之を調査し假令ば本島の漁場入札方は一方に於て公平なるも一面に於て斯の如き欠點あり本島の將來は斯の如くせば漁業上の獎勵を圖るに適法なるも一面に於て森林に障害ありと云ふ如き適當の政令を編出し來つて施行せざる可らず試みに本島の現況を見るに既定漁場入札の如き一漁場の入札料にして二萬圓を超へたる者あり或は僅々二百圓を出でざるものあり其の料金の高下は固より漁場の善惡に依ると雖も一漁場の利益五千圓乃至一萬圓を超へざる事業に向て其の利益の過半若しくは全部を前納し剩へ巨萬の資金を投じて營業せんとする如きは眞個に冒險に屬せり好し幸にして偶々巨額の收獲あるにせよ之を漁獲するは只政府の料金を計り漁夫の腹を肥すに過ぎずして漁業主の得る所即ち骨折り損に終るのみ斯の如くんば本島の鮭鱒鱚の漁業は前途望みなく好し無数の魚鱗海面に閃くも之を漁獲する方法立たず發洩たる鮭鱒河沼に充満するも之を網するの道立たざるべし嗚呼我が樺太島にして永く斯の如きの状態に至らしむるときは其の開拓の成功を期すること得て望むべからざるなり抑も之を開拓するの任は果して誰の任なるや世人樺太島を目して金庫

なりと稱したるもの一夜の夢幻に属したるの感ありとす何んとなれば本島が露國の版圖に属せし當時は漁場貸付料の如きも一ヶ所一年六十圓より最高額三百圓にして其の漁業税の如きも徴收方法寛裕にして漁業主の利益は所謂虎穴に入て虎子を得るの實況にてありしも今や我政府の施行する法令は皆な之と反對の實を表し吾人をして三歎措く能はざらしむるの止むを得ざるに至れり此の貴重なる樺太島に對する政策夫れ斯の如くんば邦家の爲め實に憂ふべく悲むべきの極にして吾人が水産國の日本たるの實相を観るの日幾世紀の時代にあるや知るべからず望むらくは政府速に樺太島漁場貸付法を改正され本島に永住する者に限り漁業法案の下に無償にて之を貸付し其の罰則として一ヶ年を休業する者に對しては之れが權利を沒收するの規定を勵行し其の水産税の如きは聊か苛酷の嫌あるも開拓使の先例に準じ收獲高の一割乃至二割を徴收するものとせば植民の實を表し開拓の功を揚ぐることを敢て至難にあらざるべし是れ政府が當さに執るべきの職分にあらざるや若し然らずして今日の政令を持続せんとせば必ずや世人は傍觀更に頓省するの傾向なきに至るべし

樺太島は獨立開拓の必要

樺太島は國防上よりするも殖産興業上よりするも植民政略上よりするも北海道開拓に於ける道廳長官の如く中央政府の一介を以て之を左右するが如きは樺太島開拓策としての政略上得策にあらず其の地の絶海の島嶼よりして其の地の露領と近邇するの點よりして到底獨立地たらしめざる可らざるは自然の數なり果して然らば宜しく之を獨立の地位に立たしめ英國の印度に於けるが如く其の長官に内閣大臣と等しき權力を與へ以て之を開拓するの急務なるを信ず政府は明治の初年北海道に開拓使廳を設置するに當り其の長官として内閣大臣と列を同ふする長官を置き同長官は土地人情風俗習慣等を斟酌し諸般の法令は長官之を獨裁發布せしに依り法令皆宜しきを得たるを以て北海道の開拓が今日の如き結果を見るに至りしも若し當初より現今の如き長官の權能範圍狭くして今日の如く行政の施行する所内地府縣と同様の法令を以てせば到底北海道の狀況は現今の如くに至らざりしならん故に樺太島は尠くも一方里中平均一百人の人口に達

するまでは内閣の政變と長官の更迭に關せず獨立の植民政略を以て政府之を統御し不羈獨立の政策を實施せしむるにあらずんば永住的思想の人民なく樺太島の獨立即ち自活の制度を建つるは百年黃河の清めるを待つと一般なるべし故に樺太島の長官たる者は自身先づ本島に轉籍移住し隨て之に屬する官吏も亦悉く轉籍するの誓約を爲さしむるときは自然其の職務を守るに忠實に又彼等子孫の計りごとを立てんとせば親戚朋友に乏しきの故を以て勢ひ貯蓄心を起し在官中相當の後圖を樹て平素華美に流れず隨て鞏固なる官吏の家庭を形くり自然に永住的感念を起さしむるに至るべし此の故に我輩は云はんとす樺太島の開拓策として一定置漁場を願はんとする者二、土地の權利を出願せんとする者三、鑛區を出願せんとする者四、商工業を行はんとする者五、獸獵を爲さんとする者六、官廳に奉職せんとする者七、農業に従事せんとする者八、本島に於て六ヶ月以上漁場若しくは樵夫たらんとする者九、本島に於て遠洋漁業を爲さんとする者十、醫師、教員、僧侶、神官、産婆等其の他六ヶ月以上本島に居住せんとする者は必らず本島に轉籍せしむるの法令を制定し一種特別の政略を施行し充分に發達せしむるを期すべし是

れ本島の獨立を企圖するの早道たるを信じて疑はざる所なり而して本島の獨立に伴ふ經濟は諸般の税金を以て之に充てんとす其の收支の法は從來の定置漁場二百三十餘ヶ所此の十倍即ち今後測定する漁場及び曳網二千ヶ所と假定し一ヶ所平均千石の收獲として二百萬石を獲べし其の二割を水産税として徵收するときは優に二十萬石を得べし之を百石千圓として二百萬圓其の他の雜税五十萬圓二口計二百五十萬圓を以て本島の開拓費に充て其の内一百萬圓を植民事業費に五十萬圓を水産獎勵費に三十萬圓を監獄警察費に五十萬圓を島廳經常費に二十萬圓を航海補助費に充てんとす

樺太島民政署長官の權力

樺太民政署は早晚其の官制も改正され又相當廳名も附せらるゝは勿論なるべしと雖も昔し本島を以て北海道廳の如き内務大臣に隸屬するに至らば其の權力甚だ微弱なるが如し北海道廳の官制果して樺太島開拓に適するか道廳長官の權限果して強大なるか否決して強大にあらず甚だ微弱にして内地府縣知事と格別の

相違なきを如何せん樺太島開拓の責任は決して各府縣若しくは北海道に類するが如き狹隘なるものにあらずして其の責任の重大なること他の諸省に比し一層大なるものなり其の樺太廳の正に爲すべき業と將來爲さんとするの事業は前途漠々頗る大なるものたり故に其の内外國に對し大なる關係を有するや我輩の言を俟たずと雖も從て之を行ふ權力に至りては餘程廣大ならざるべからざるの理なり然るに今日の有様より之を見れば其の位置といひ權力といひ各府縣下の下風に立つて微弱なるか如し嗚呼樺太廳の責任は重且大にして其の前途の事業は枚擧するに遑わらず願ふに荊蒺を刈り蔦葛を薙き烟波深く榛檜叢々たるの基に向て開明の空氣を充實たらしめんと欲する焉んぞ之に授くるに利刀を以てし英斷以て事に從はしめすして可ならんや樺太島の事業や實に困難なり荊蒺を刈らんか其の手利刀なし蔦葛を薙ぎんか其の手一物なし爲すべきの事業廳に満ちて如かも之を爲す能はざるもの是れ何ぞや蓋し爲す能はざるにあらず政府之を爲さしむるの道を立てざればなり政府法令を布けば其の土に適せず其の風俗に合はざるも一意に之を遵奉せしめ其の採る處の方針は土地を開くにあらずして財

政の基礎を立つるにありが如し去れば論者は謂て曰く樺太島は讓歩的媾和の結果五十度以南を領するに過ぎず何ぞ豆大の島嶼に向て獨立の衙署を設け授くるに重大なる權力を與ふるの要あらんや寧ろ本島をして北海廳の管轄に屬さしめ該島の中央に支廳を設置し支廳長を以て樺太島の事務を主宰せしむべしと然れども如斯は固より云ふべくして行ひ得へからざるの言なり我輩は樺太民政廳に向て一層の權力を附與し北海道廳と同じからしめざらんことを希望する者なり例せば同島に對する法律規則を制定するが如きは勿論閣議を経て發布するも其の法律案を制定するに當り能く該島の國防上に關する國防的法案及び漁業商工業又は農業牧畜等の有様は勿論地理山川より殖産興業の情況風俗慣習交通の便否氣候風土等の事實を詳密に上申し之れが制定に與からしむるの權力を付與すること猶ほ歐米の諸國に於ける立法官が法律を制定するに當り能く其の實地に臨み住人其の者に就き意見を聞き其の情況慣習を微妙なる點に至るまで之を觀察し來つて善良なる法律を制定するが如く爲さしめんとは我輩の切に望む所なり

抑も樺太州は古來本島蝦夷人の外四五種の人類棲息すれども我政府既に政廳を置いて以來茲に二百三十餘年を経過せしと雖も未だ人跡の到らざる處其の過半に居り明治八年以來三十年間該島の開拓事業に銳意以て努めたる露國政府に於てすら其の内地に於ける百般の状況を調査せしものあるなく殆んど原始の状態なるを以て千里の遠きにありて理想的より或は傳聞上よりして之れが適實の法律規則を編制するが如きは樺太の拓地植民を爲すべき道にあらざるや明かなり故に我輩は該島に樺太總督府を置き長官を親任官と爲し次官を勅任とし長官は兼ぬるに兵馬の權を以てし次官は民政に屬する事務と樺太露領に關する漁業又は沿海州に於ける帝國の遠洋漁業事務等を専ら處理するを適當なりと思惟するものなり

樺太島開拓は新聞紙及他の印刷物を發行するの急務

凡そ世の中の多數人民に事物の實況を知らしめ其の輿論を喚起せんと欲せば先

づ出版物を以てするを最となす彼の歐洲各國の社交の出版物の熾なるは則ち此の理由に外ならず何んとなれば一人の口を以て萬人に傳ふるは公開演説を以てするも尙ほ能はざる所なるも一人の筆を以て萬人に傳ふるを得るは今日の新聞雜誌を見るも尙ほ能く之を知る想ふに樺太島に於ける開拓の事業は我國事業中の最大の事業なるにも拘らず古來我同胞兄弟が本島の何たるを解せざる實に不可思議にあらずや或は本島の事情を記せる二三の出版物なきにあらずと雖も能く本島の實況を盡し本島の全體をして我國人に周知せしむるに足るべき著書は一も之れあるなし此故に我輩は樺太政廳に於て樺太開拓新報なる日刊新聞を發行し之を無代價同様の價格を以て發賣し少なくとも毎日百萬枚以上を印刷し盛んに之を内地府縣の官公衙又は町村役場に送り役場よりは更に便宜の方法を以て一般民人又は官公衙に配付せば其の本島の事情乍ちにして國內一般に周知し以て樺太開拓の必要を感せしむるに至るべきは喋々するを要せざるなり而して一面に於て種々の書籍が盛んに出版せらるゝあらば内地に於ける山間僻邑に至るまで能く其の事情を周知せしむるに至るべし之れ樺太島の實況を記述したる新

聞紙及び出版物を公衆に分配するは實に本島開拓の成功を迅速ならしむるの一
大捷徑にして一日も速に之れが實行に著手せられんことを希望するものなり

樺太島は町村役場員をして警察官を兼ねるの必要

樺太島に多数の人民が移住するに従ひ警察事務の増加すること言を待たざる所
なり然れども樺太島の地たるや其の面積廣大にして往來交通も亦た不便なれば
其の治安を保護し多数民人の安寧を計んとするには多数の警察官を要するは勿
論なり何んとなれば内地の如く驛路相通じ村落相接する土地にありては其の治
安を保持するに左まで困難を覺へずと雖も樺太の如きに至りては内地人民と同
様の保護を與へんと欲するも尙ほ内地の警察官に三四倍したる警察官を要する
は當然のことなればなり夫れ斯の如くに多数の警察官を排置せざる可らずとせ
ば同島の警察費は實に莫大となり到底之を維持する能はざるに至らん茲に於て
我輩は町村及び其他筆生等を利用して警察官を兼ねしむるの便法を献せんと欲
するなり思ふに町村長は人民に接すること直接にして植民地にありては町村役

場員と警察署を兩立せしむるの要なきは我輩の持論なり見よ明治二年彼の伊達
村開墾著手の當時に於ける状況は警察署あるにあらず戸長役場あるにあらず不
完全なる行政司法警察權の下に開拓事業行はれ移民は農業に餘念なく年に一二
人の犯罪的行爲者を出すことなく平穩無事なりし事は昭々たる事實にして爾來
完全なる警察署の設置を観るに及んで歳に月に犯罪人を續出するの狀態を見る
に至り一時は同村民中無警察を主張する處の論者を出すの奇觀ありし程なりし
と云ふ

原來一般移住民なるものは一言以て之を蔽へば敢勇の氣象に富める尤も愛すべ
き最も慈しむ可き國家の財源製造者にして或は喧嘩口論或は瑣々たる官林木の
盜伐或は誤伐或は賭博犯等の如き者を擧げて之を秩序整然たる内地府縣の如く
處理せんとする如きは眞個に國家を見るの明なく唯々當路者は法律を貴重視し
て人民を無視するに過ぎず之れ法は死物のみ人民ありて法律の必要を感ずるも
のなるに法律を嚴勵するが爲めに開拓上必要なる人々を捕へ來りて不生産的刑
獄に投ずるが如きは國家の不利益此より大なるは莫し故に我輩は町村役場員を

して行政司法警察官を兼務せしむるときは威嚴並に行はれ警察の實を全ふするを得ること疑ひなかるべし果して然らば管だに行政警察事務の全きを得るのみならず國家經濟上に至大の利益あるは警部巡查を減少し得る一事を以て見るも明瞭なりとす而して戦後の經營上我國は國費多端にして樺太政務に巨額の定額を支出する能はざるは三歳の童兒も之を知るを得べし果して然らば經濟上の見地よりするも之を實行せざる可らず現んや保安上より見るときは戸長をして司法行政の警察官を兼ねしむるは尤も便利にして之を措いて他に良法あるを見ざるなり

樺太島開拓に就て將來の希望

樺太州の將來に向つて我輩の冀望する所のものは内地人民を頻々之に移住せしめ今後二三十年を期して完全なる開拓地と爲さんと欲するにあり而して之が方法として已に述べたる如く専ら保護政策を施行して其の終局の目的を達せんと欲するに外ならず要は天産物を採て以て之を利用し之が實用に供せしめんと欲

するにあり抑も是等の考案は何人も均しくする處なるべしと雖も今日政府に於て本島に施行せる方針を調査し來るときは政府の發令と云ひ人民の視る處と云ひ殆んど秩序整然たる内地と規を同ふするのみならず彼の漁業權を得んとして巨萬の貸付料を出して一年限りの漁區を借用せし者の如きに至りては其の經濟的眼光の幼稚なる抱腹苦笑するの外なきなり此に於てか我輩異説の端悻然として發する所のものあり我輩の本論を草する所以のものたる即ち同島將來の一意之れが反對に出づるにあり他なし我が政府は一に儀式的の方針にのみ汲々たるに於ては本島の拓地植民事業は到底其の目的を達する能はざるべければなり彼の漁場競争入札の如きは一面に其の處分の公平無私なるを表明するに足るも同島に於ける漁業の發達を期せんとするには恁かる高利貸的政策を弄するに於ては國家の財政其の法を誤り他日樺太島の漁業界は救ふべからざるの悲境に陥るや測り知るべからず何んとなれば凡そ漁業なるものは其の年に依り豊漁なるあり不漁なるあり如何に樺太島は魚族の分布饒多なりと云ふも全島通じて豊漁ならざる事は既往の經驗に徴して明かなり果して然らば漁場入札處分が公平なり

とて一面には入札の内容が不備なるより他方に於て有爲の漁業家を自然に倒産せしむるの止むを得ざるに至るべし是れ豈に真正の樺太開拓策と云ふべからざるを信するなり

夫れ樺太州住民として將來覺悟すべき今日の急務は専ら殖産興業の途に心を寄せざるべからず若し然らずして今回の漁場競争の如く空理空權に擾々として徒らに公平なる名の下に巨萬の借區税を投じて好し大漁することあるも前者の豊漁なりしを奇貨と爲し次年の入札に於て後者は前者より高額の入札を爲すに於ては其の漁場の後者に落札するは當然の義にして實に斯の如きは當業家の危険此の上なきの處分なること識者を待ずして知るを得べきなり真正なる實業家斯の如き浮熱に乗じて漫然止まざれば寧ろ其の本を忘れたる者と云ふべし我輩を以て經濟的に之れを放言せしめば北海道漁業家の如きは慙かる不完全にして危険極まる漁業に従事するより寧ろ退て北海道に在り少量の魚族を收め其製造法を改良し若しくは販路擴張の策を講じ樺太漁業に對抗するの策を立つるも亦北海道漁業家の急務たるを認むるなり若し然らずして北海道漁業家は今日及び將

來とも現今の如き希望を持続するあらば將來の北海道漁業家は孰れの日か亡びんの悲境に陥らんかも知るべからず北海道今日の急務として我輩の一言するもの決して空理的競争熱に乗せざらんことを希望するものなり我輩は尙ほ一言せんとす吾人は樺太島の露領に屬せし以來之れが恢復を企圖する茲に年ありと雖も我政府の漁場處分の方針實に斯の如くなれば個人的利害より打算するときは寧ろ漁業家の利益は露領時代に於て多大にして我國の領有に歸せし結果却て不利益を見るの止むを得ざるに至れり之れ吾人が樺太島漁業に就て將來を憂ふる所以なり

樺太島開拓の政費

樺太民政署は漁場競争入札の結果として既定の定置漁場貸附料として六十萬圓に垂んとする巨額の歳入を度るに至れり今日の勢を以て將來を推考するときは我が領土内に於ける定置漁場種類を假りに二千件あるものと見積るときは此の貸附料一ヶ年一ヶ所一千圓づゝとするも優に二百萬圓を得るの計算なるを以て

此の歳入に依りて同島の政費と爲さば其の開拓上又た便益なりと思惟するも此の料金を以て一定不變の收入と見做し難きものあり故に我輩の所見を以てすれば該島の政費定額二百萬圓とし該島一切の歳入を以て同署の政費に充つるときは常に國庫の支出を仰がざるのみならず財源上甚だ便益なるを信するなり此の如く漁場貸附料の一項目に於て二百萬圓を超ゆるものとせば其の他の水産税及諸税を合算するときは優に二百五十萬圓乃至三百萬圓餘の歳入を征すること敢て至難にあらざるべし況んや戦後の經營として政府は樺太開拓の經費を支出するに途なしとせば此の地出す處を以て開拓費に充て國庫に仰がず獨立自營的政策を樹つるも又一種の方便なりとす

市街家屋建設方制限

樺太島市街宅地に建設する家屋は左の規定に據り處分するの必要あり若し北海道に於ける各市街地の如く人民の自由に委するときは樺太に於ける一般の衛生と商工業の發展に少なからざる不利あらん今其方法と理由の概要を左に述べん

一 樺太島の市街宅地に建設する家屋は其の奥行に制限することなくも其の間口は於て制限するを要す

一 前項の間口制限とは假令ば市街道路幅十五間の處に間口五間の家屋を建築せんとする者あるときは其の家屋は道路側面より二間を奥行の方に引き込めしめて之を建設し其の御母家に二間の庇差しを出して此の庇差の中を人道に充て往來者をして庇差し内を通行せしむるにあり即ち春夏秋冬に於ては雨天強風の時は勿論其の冬期に於ける積雪严寒の時節に於ては一は風雪を避くると同時に寒氣を凌ぎ一は往來人をして常に通行上便利を與ふるのみならず商工業家の營業上花客を引くの手段ともなり彼我の利益たる事は言を待たざるべし之れ樺太島の如き严寒凛烈なる國に於ては一日も早く實行するの必要あり

一 樺太島の市街道路は成るべく之を幅廣くするを良しとす何となれば凡そ積雪多き所に在りては他の函館小樽等の如く屢々道路の雪を取り捨つるが如きことは容易に行はれざるべし故に道幅を廣くし道路内に於て踏み堅め馬楯又は狗楯其の他の人馬車の通行に支障なきまでにするを好しとす依て普通十五間

の道路を作らんとせば之れに四間を加へて十九間とするが如き是れなり
 一庇差し内を一般の往來に充つるとせば道路兩側に於て四間の道路敷地を増す
 の必要あり故に前項の十九間又は二十間とするを要す

我國に於ては古來雪國として青森縣青森市及び新潟縣三條町の一局部に於ては
 雪中又は風雨の時は前項の如き庇差し内を一般公衆の往來に充て彼我の便益を
 圖りつゝあることは彼の地を通過せし人々の能く知る處なるも現に北海道の如
 き雪國に於て未だ此の庇差し内往來の實行を觀るに至らざるは我輩の常に遺憾
 とする處なり幸に當局者樺太の如き新開地に於ては此等の事を實行するに何の
 面倒もなきことなれば速に實行せられんことを希望するものなり我輩は少なく
 も左の各地に實行せられんことを望む

コルサコフ港大泊港マウカ港クスンナイ港ウラジミルフカ市街豫定地トウブツ
 等其他將來市街地となるべき箇所之を實行せんとす

第八章 恩典

(一) 褒賞

明治十四年四月四日渡島國津輕郡福山小松前町栖原小右衛門は紀伊國有田郡栖
 原村北村角兵衛支店の主なり蝦夷及樺太州の漁業に従事す小右衛門性廉直先代
 の業を繼ぎ各所漁場を新開し千島國擇捉沿海の道路を修築し天鹽國留萌郡の山
 道を開穿し又雨龍郡舊土人に資金を貸して各自獨立營業の途に就かしめ郡内氷
 に乏しきを以て山泉を引きて飲用に供し或は舊松前藩士族授産の爲め同志と謀
 りて桑を植る數萬株且つ開拓使の旨を奉じて西洋形風帆船數艘を新造し東北至
 難の海路に航し爲めに産物運搬の利ありて海難沈没の憂なく又久里留諸島交換
 に當て得撫島海産の利多きを知り私財を擲て當地を査し果して其の豫定を誤ら
 ず十餘個所の漁場を占定する等奇特の舉動からず其の福山學校病院波止場新築
 の費用を出し松前藩の債權を棄却する等已に成規の賞與を経るもの亦多し其の
 篤志拔群にして將來の龜鑑なるを以て官賞して紅白緞紗縮緬各一匹を賜ふ

(二) 賑恤

明治三年九月樺太開拓使諭告に曰く曩きに廻村賜物於牟謝賜與死生惠施を廢すと雖も爾後特典を以て死者に玄米一斗清酒三升生者に玄米一斗を給す明治六年五月北海道樺太州窮民賑恤規則を定めらる規則に曰く單身にして廢疾に罹り業を營む能はざる者七十以上の者は一年米一石八斗を給すること修身單身にして病に罹る者男は一日米三合麥は四合雜穀は六合女は米二合麥は四合雜穀は六合を給し瘵て後止む但し輕症にして營業に妨げなき者は給せず以下同じ單身に非すと雖も餘の家人婦女老幼のみにて身疾病に罹り窮迫する者は男女一日米三合女は二合を給し舉家年七十以上の者は各一年米一石八斗を給す孤兒は富家或は乳母ある家に養育せしめ一日米二合を給し年十三に滿て止む若し他人養て子とするも給米は上に準じて函館地方の育兒社へ托するも其の意に任すべし水火等の災に罹り目下飢寒に迫る者は十五日の間男は米三合女は二合を給し但し年六十以上十三以下の男は二合賑恤を受くる者死亡すれば埋葬費金一圓を給す

第九章 兵防

(一) 樺太島警衛

寛政十一年十二月幕府南部津輕二藩に命じて各兵五百を出さしむ南部の兵根室擇捉を守り津輕の兵砂原擇捉を守り屯田を兼ね皆な函館を以て本營と爲す文化三年九月露西亞樺太に寇す四年四月露西亞擇捉に寇す南部兵を増す九百人津輕は六百九十二人其他應援する者佐竹藩兵五百九十一人庄内藩の兵三百十九人合三千二百人なり南部佐竹の兵九百三十二人を函館に留め南部の兵三十三人を砂原に百人を浦河に百三十人を厚岸に百三十人を根室に三百八十人を國後に分遣し南部津輕酒井の兵七百八十一人を松前に津輕の兵二百人を江差に二百三十人を宗谷に百人を斜理に遣て要害に備へしむ五年四月仙臺藩の兵千五百人函館擇捉國後を成り會津藩の兵五百人を該要地に分遣す軍將内藤信周宗谷を守り梶原普保利尻を守り北原光裕等樺太を守り三宅志良松前を成る秋に至て軍を撤して歸る

天保十五年戌を函館、福山、國後、擇捉、山越内、繪鞆、勇拂、樣似、釧路、厚岸、根室、樺太十二所
要害の地に置く安政二年復た東西蝦夷地を幕府に收め奥羽諸侯及び松前藩に命
じて蝦夷地を警衛せしめ各所在を定む其の樺太に關するもの左の如し

樺太島 勤番 物頭一騎 目付一騎 士一騎 徒目付一人 徒士三人 醫師一
人 小頭一人 足輕十人 在住足輕十人

兵器

旗二流 鐵砲三門五百日一門 小銃二十一挺五十日一挺 手槍二十筋 足輕具足
十領 同翌十枚 幕十五張 貝 鼓 鉦

北見國に師團設置の急務

樺太の地たる世人の夙に揚言するが如く北門の鎖鑰にして我國の兵備を以て茲
に致さざるべからざるは勿論なり殊に北緯五十度を以て國境を露國と分ちたる
結果國防の警戒上一段の度を高めたり此の時に當り該島の對岸たる北見國に一
個師團の兵を常備して北境を戒嚴するは最も急務なりと云はざる可らず論者謂

て曰く樺太の兵備は屯田兵の組織と爲すを得策なりと是は日露媾和の結果不可
能たるは勿論たるも假に北見國に屯田兵組織を以てするも不可なり我輩の所見
は屯田兵の組織は其の名は美なりと雖も國家經濟上よりするときは屯田兵の組
織は却つて不經濟なりとす故に我輩は師團設置を希望するものなり何となれば
屯田兵は平時は農となり一朝事あるに當つては鋤鍬を投じて兵器に代へ以て事
に當るの組織にして兵士一人に家族四人五分の割合を以て之に三ヶ年間の入費
を給與するの規則なれば家族は専ら農業に従事し拓殖の實を揚ぐるの趣旨なる
も既往の實蹟に依りて之を観るに屯田兵村は他の個人若しくは團結移住民の村
落に比較するときは一般の有様は武士道の思想に富み嚴然として封建時代に於
ける武士的狀態なるを以て國家有事の際は多少他の兵士に優ることなしとせざ
るも其の生産的的局面より之を観るときは自移住民に優るところなしと云ふ果し
て然らば勇壯元氣の兵士のみ樺太島に充滿するも不生産的即ち自活の法を知ら
ざるに於ては有事の日に際しても其の活氣や又何の用をかなすことを得ん此の
故に自移住民中より徴兵令に依りて之を募集し其の不足を内地に募集するとせ

ば或は各子弟が入營の結果之等父兄又は親戚朋友をして奮然樺太移住の決心を爲さしむることなきにあらざるなり。之を要するに屯田兵は平時に於て執る所の業務は土地を開拓し農産物を繁殖すと云ふにありて其の名は極めて稱讚すべきも唯土地を拓き農産物を作ると云ふことは頗る漠然たるものにして其の拓くべき土地作るべき産物を精成するにあらざれば出入相償はざるの憂へあること論を待たず去れば此の大局面より觀るときは開拓の方法と殖産の目的とをして共に宜しきを得せしめんとせば自移住民を盛んならしめて之等子弟を徵集するは國家の爲め甚だ利益なるべし

第十章 兵 事

日露戦争

(一) 過去百四十三年間に於ける日露の態度

明和二年露人千島の羅處和石沒利の二島に來り而して翌年擇捉島に至り又た得撫島に退き滞留すること三年此間土民を虐す是より先き延享寛延の頃露人羅處

和以北の名を改む四年幕府吏を遣り蝦夷を巡視せしむ安永七年露人霧多布に至り上疏して通商貿易を謂ふ松前藩吏諭して之を還す寶暦元年松前藩吏を樺太州に遣る寛政四年幕府最上常矩を樺太州に遣り西は嶮峻内に至り東は騰佛に至りて還る幕府は露西亞の蝦夷諸島を蠶食し松前藩小にして力制すること能はざるを聞き謂らく因循して悔めざれば恐くは後來の大害を生せんと措置の方法を議す文化三年九月露西亞樺太に寇す五年四月會津藩の軍將北原光裕兵一百餘を率ひて樺太を成る四年全蝦夷幕府の直隸となる政應を松前に移し松前奉行所を置き北海道を總管し兼て樺太を檢察せしむ嘉永六年露國使を遣し樺太の境界を定め貿易を通せんことを乞ふ幕府尙非政憲川路聖謨に命じ長崎に接見せしむ明治二年八月蝦夷を改めて北海道と稱し十一國八十六郡となす但し樺太の稱は舊に據る三年二月開拓使を分て別に樺太開拓使を置く四年八月樺太開拓使を本使に併す八年五月露國特命全權公使板本武揚露國大臣歷山兀兒茶古布と樺太久里留交換の約成る

樺太疆界の事嘉永六年に起る其年露使布恬廷我が長崎に來り疆界を定めんこと

を請ふ幕府筒井政憲外一名を遣りて議せしめ北緯五十度の地を以て分界となさんとす議協はず安政元年布恬延又た下田に來り舊に依りて疆界を分たすと決定す六年露國使を江戸に來らしめ參政と樺太疆界を論じ限るに宗谷海峡を以てせんとす參政之を聽かず文久三年幕府竹内保徳松平康直等を露國に遣つて樺太疆界を議せしむ辯論反覆決せず遂に彼我吏を實地に派遣し以て之を定むるを約して還る事ありて果さず慶應二年幕府又小出秀實を露京に遣し議せしむ復た協はず時に彼れ得撫諸島を以て交換するの便を謂ふ秀實之を聽かず遂に雜居の約を定む明治四年參議副島種臣に全權を命じ往て其の事を決せんとす果さず此に至りて八年五月露國全權公使榎本武揚に全權を委任し交換の約成る此歲八月久里留樺太交換理事官として長谷部長連を樺太に遣り時任爲基を久里留に遣る久里留諸島の露國民に告ぐるに漁獵其の他の生理は舊に仍るべく去就を決するは三年の間に於てし各其の宗教を奉ずも妨なきを以てす十二月樺太土人北海道に移るもの男女八百餘人之を石狩及對雁地方に居らしむ

(二) 過去十年間に於ける日露外交の顛末

日露の外交破裂するや果然黃海の一角に於て戰鬪開始せられ仁川灣頭二隻の露艦我が軍の捕拿する所となり而して露國極東の軍營地たる難攻不落の稱ある金城湯池早くも日本艦隊の榴彈を受け我が一旅團は肅々として大同江畔に進み驚愕たる戰雲滿韓の海陸を壓し旅順口頭砲聲殷々海澤覆へ山嶽鳴り天柱地軸一時に崩壞するが如く肉飛び血走り鬼神其の壯烈快絶に泣き魚介其の砲聲に躍り世界の列國共に彼れの暴戻を憤る勝敗の數纏かに此の一戰に於て早く既に明白となり皇軍の嚮ふ所敵あるべからず

抑も日露の戰爭は正義と無道との戰爭なり人道と兇惡との戰爭なり人の領土を奪ひ人の家屋を焼き拂ひ人の財貨を掠め人の妻女を姦し人の無辜を殺戮し殘忍酷薄を敢てし暴慢無禮を極め人道にあり得べき諸般の罪惡を犯せる世界の公敵露國是なり日本帝國の寛仁大度にして常に東洋の平和を重んじ屢々露國に警告する所あるも彼れは頑として聽かず非道暴戻を究めずんば止まざらんとす茲に

於て我政府は海陸軍を動員し進んで世界の公敵を討伐するに正義を經とし無道を伐ち人道を緯として兇惡を誅せんとす是れ世界平和の爲めに一日も忽諸に付すべからざる一大問題なり我が帝國は列國環視の中に於て此の一大案件を果さんとす

回顧すれば十年前日本は幾多同胞の身命を損じて遼東半島を略せり而して露國は獨佛兩國と共に之を東洋の平和に害ありとし來つて我れに忠告せり寛仁大度なる我が 天皇陛下は其の忠言を容れさせ給ひ東洋の平和を尊重して直に遼東還附の大詔を換發し給ひ爾來十年間臥薪嘗膽羞ぢを含み辱めを忍び螻眉蟄伏して以て今日に至れり非道暴戻なる露國は其の背て東洋の平和に害ありとなし我れに還附を忠告したる遼東の地を略すること一千里口に還附すべきを唱へて其の實永久領有の經營を敢てし眼中日本帝國あるなく況んや支那朝鮮を輕侮し國際の信義を無視して毫も憚る所あらず是文明國の共に齒するを屑しとせざる所第二十世紀の今日に於て彼れが如き非道暴戻の生存を許すべからざるや言を待たざるなり而して彼れは獨り正義の敵たるのみならず又文明の破壊者たり世

界の公敵者たり正義の爲め世界文明の爲め實に露國の罪敵を鳴らして之を責めざる可らず

過去十年の歲月や長きが如くにして而かも短し此の間に於ける極東時局の變革十年前の日清戰役終結の當時に在りては夢想だに想像し得ざりし所なり而して其の間に於て清國は俎上の肉となり列強爪を磨して之れを爭奪せんとせり而して佛國は殺人暴戻の賠償として膠州灣を占領するや乍ち旅順大連威海衛等の租借を惹き起し加之鐵道は縱横に敷設せられ鑛山は各所に開鑿せられ列強は茲に勢力範圍を劃して人の領土を見ること恰かも自國の殖民地に於けるが如し如此んば將來の清國は孰れの日か亡びんの悲境に陥らんかも測り知るべからず尋で北清團匪の動亂を醸生し北京重圍の中に落ちて列國の聯合軍は北清の野に進剿し而して其の間に於て奇貨措く可らずと爲し狡獪なる露國は竟に滿洲を奄有し永久領有の經營著々として其の緒に就き既にして門戸開放領土保全の大義に基き協定せられたる英獨協商も滿洲を其の協商以外の地域として怪まず獨り米國のみ夙に門戸開放領土保全を提唱せし言責を重んじ先づ一矢を放て滿洲に對す

る露國の意志を詰問せり露國即ち平和克復の日を期して撤兵すべしと答へり茲に於て各國使臣會議は北京に開かれ平和會議亦著々として進行し北清變亂既に鎮定に歸して平和議定書亦起草を畢はる然るに滿洲には尙ほ馬賊の横行あり鐵道防衛の爲めに暫らく撤兵し難しとの口實を構へ管だに撤兵せんとするの色なきのみならず旅順の要塞を修め大連の市區を設計し鐵道の工事を急ぎ軍隊を各要地に配置して永久領有の經營益々其の歩武を進めり加之當時露國は頻りに西安に播遷せる清廷及既に歸著せる講和全權大臣に迫りて滿洲撤兵の附帶條件を提出し所謂露清密約を締結せんとせり日英米三國の警告交々清廷を動かし竟に成立するに至らず露國亦時の不可なるを悟りて翻然之れを撤回するや平和條約調印せられ清帝北京に回鑾せらる然れども露國は尙ほ滿洲に兵を動かして馬賊の鎮定を口實とせり是に於て果然日英同盟は極東平和の保障として締結せられ極東問題に一大鐵槌を横へり

日英同盟の締結は如何に極東の天地を震撼せしめ延ひて宇内の列強を驚駭せしめたりしか日露外交破裂の素因は實に此時に於て其の序幕を開展したりしなり

而して露佛同盟は之に對して宣言を發し同盟の効力歐洲に於けるが如く同じく極東に及ぶ者なることを聲明せり續いて獨逸伊の三國同盟も亦同一の趣旨に依り宣言を爲せり米國も亦其の間に參加して一意通商貿易の自由安康なるを期せり此の如くにして極東の時局は忽ち世界視線の集中點となり今や傍若無人の露國も滿洲領有を公言するに由しなく北清駐屯軍の陸續撤退するに隨ひ少しく其の假面を裝ふの必要を感じ即ち清國との間に於て滿洲撤兵條約を締結するの已むを得ざるに至れり

滿洲撤兵條約是れ實に日露危局の最近因となりし重要な案件たり彼れ若し該條約を履行したらんに日露の衝突は斷じて之れあるべからざりしなり然るに明治三十五年十月八日該條約規定の第一期撤兵期日は到來せり當時露國は撤兵を名とし單に駐兵を移動せしに止まり却つて兵を滿韓の疆上に散居せしめて韓國を疑懼の中に陥れ既成の東清鐵道に依り益々兵備を増大にし旅順の要塞大連の市區愈よ其の工事を竣成し永久領有の意志最早掩ふべからざるに至れり而して此時よりして日露主戰論は日本の朝野に呼應し五千萬の同胞切齒扼腕髮

天を衝かんとするの概ありき去れど慎重なる我が當局者は自若として爲めに動かす露兵益々北韓の疆土を壓し來りて三十六年四月八日の第二期滿洲撤兵期日は到來せり既に旅順の要塞を修め大連の市區を築造せる露國豈に其の儘滿洲撤兵の約言を履行すべきを鐵面なる北京駐在公使をして更に七箇條の撤兵附帶條件を清廷に提出せしめ滿洲の領有を現實にせんと計りぬ此の時に當り日英米三國の駐清公使等猛然起て之れを不可とし嚴肅に清廷に警告する所ありしが清廷爲めに懾動し斷然露國の要求を拒絶せり露國は是に於てか威壓政略を取るの必要を感じたらん當面には清廷に對して若し七個條件を容れずんば滿洲に於て自由行動を取るべしと威嚇し頻りに駐兵の移動をなさしめ以て兵數の多大なるを示めし他面には韓疆に闖入して龍巖浦の占領を敢てして頻りに兵員を鴨綠江上に出沒せしめ以て韓廷を脅かし又日本をして疑懼措く能はざらしめんと欲せり第二期滿洲撤兵期を以て殆ど其の絶頂に達せる日本の主戰論は是に至つて極東の天地を震動せしめんとするの概ありき既に威嚇政略を取れる露國は更に虚勢を張りて日本の主戰論を抑壓せんと試み新たに極東總督府を旅順に設置し陸海

軍及外交の大權を大總督アレキシトフ大將に委任し滿洲を見ること恰も自己の領内に異ならず而して此の時日本は既に一方に於て清廷に警告する所あり又一方に於て直接露國に提議する所ありき露國は公然第三國をして滿洲に容喙せしむるを許さずと回答し日本の提議を否認して滿洲に於ける清國の主權を承認せざらんと試みぬ日露の危局是に於て益々切迫し來れり

清韓を扶けて極東平和の保障たらんことを期せる大日本帝國は恚る非道横暴の回答に満足すべし直ちに抗議を提出して更に露國の反省を要求せり露國は是に於て威赫政略を一變し更に醜弄政略を以て日本を屈伏せんと試みぬ即ち露帝自ら帝王外交を歐洲に弄して獨帝との會見を爲し巴爾幹問題の議定を口實として獨逸を露佛同盟に接近せしめんと圖りしかど獨逸は原來極東に多くの利害を有せず爲めに露國の器具に使用せらるゝの愚に陥らず同盟國たる佛國尙ほフアンヨグ事件以來露國の同盟として信頼するに足らざるを看破し摩洛哥問題及佛暹問題に於て寧ろ英國に接近するの必要を感じ英皇の佛京訪問及佛大統領の英京訪問以來英佛の交情益々密接となり英佛仲裁條約の締結を見るに至りしかば露

佛同盟事實に於て其の効用を失ひ露帝の延いて器具に使はんとせる獨逸亦其の三國同盟中の伊太利が佛國と同じく地中海問題の利害必要上英國に接近して隠然茲に英佛伊の南歐結合を形成するに及びし爲め三國同盟も亦有名無實となれるの觀あり獨帝將さに煩悶中に在りて多く露帝に結托するの勇あらず是に於て露帝の帝王外交は一も其の効を奏する能はず只巴爾幹問題をして一段落を告げしめ土國をしてマセドニアの警察長官に歐洲人を採用することを許諾せしめたるに過ぎず斯る間に露帝不在との理由を以て日本に對する回答を荏苒遷延せしめ間隙を緩うして兵備を滿洲に増大せんと勉めたり極東増遣の艦隊は頻りに其の敷を増加し黒龍江上の動員亦陸續として羽檄を旁午たらしむ威嚇と鬪弄を用ひ戰はずして我れを屈從せよと圖り乃ち最後に於て我が政府に向つて非理の回答を爲せり

曰く滿洲に於ける清國の主權を承認せず曰く滿洲に關する日本の容喙を許さず而して鴨綠江及大同江間の北韓疆上に中立地帯を設置せんと提議す斯る不當の回答豈に我政府の甘受すべき所ならんや是に於て我が外務大臣は直ちに其の回

答の不可なるを告げ更に露國の反省を求めり去ども露國は依然として其の主張を枉げず徒らに獨佛の新聞紙を利用して盛んに極東時局の平和に解決せらるべきを唱道せしめ偏へに露國が平和を希望するの態度を裝ふに努め依て以て日本が戰爭を好んで惹起せるの惡名を負ふに至らんことを計りぬ日本は是に於て戰備を修め機宜の行動を採るに一決して更に露國に警告する所ありき傲慢にして無道なる露國は國際の禮讓を無視して一も交讓の誠意を示めさず日本の最後通牒に對して冷然として回答を爲さざるものゝ如し茲に於て慎重なりし日本政府も已むを得ずして猛然日露の國交の斷絶を告げ直ちに陸海の兵を行動せしめ早くも仁川の活劇となり尋で旅順の大海戰となり明治三十七年二月十日を以て宣戰の詔勅は煥發せられ露國亦同日に宣戰を布告せり日露戰爭の危機を醸成せる過去十年間の極東折衝史概要此の如し以て其の戰爭の輕々に起りしに非らざるを知るべきなり

日露國交は既に破裂せり帝國の忠勇無雙なる陸海の貔貅は破竹の勢を以て砲火を滿韓の疆上に轟發せり古來傲然として宇内に雄を稱へし露國彼れ何者を葛爾

たる極東の一島帝國今崛起して世界の文明平和及人道の爲に彼れが罪を問ふ露國が最爾たる島國と交戦して爲に其假面を剥ぎ取る、如きあらば亦世界の最大快事たるを失はざる可し威嚇を以て屈するを得ず鬪争を以て誰かすを得ず最後は實力を極東の一方に角せむとす日露の交戦は的確に露國の實力を全世界に暴露するの大快舉たるべきを疑はず歐亞兩大陸に跨れる宇内の最大帝國極東の海上に僻在せる一島帝國兩者の價値は此の一戦によりて決せらるべく嗚呼舊式の陰險詭詐權謀術數の最早文明國間に効力なきこと及野蠻時代の殘忍酷薄殺戮掠奪の既に第二十世紀に許されざることを日露戦争に依りて明かに世界に表示せしは日本なり野蠻時代の惡習無道を敢てして憚らざることを世界に廣告せしは露國なり日露戦争は道義と無道との戦争にして露國は世界平和の敵なり宇内文明の敵なり惡魔を攝伏するは是れ天の明命なり天の明命に違ひて平和の敵を伐ち文明の敵を破ぶり人道の敵を誅し世界公道の敵を戮す是れ大日本帝國の天職なり

宣戰の詔勅を既に帝國の大業を闡明するに於て昭々星日の如くそれ炳然たり固

より更に蛇足を加ふるの餘地あることなし然れども日露の干繋や固と遠因を遼東還附の當時に發せり日露危局の由來を明にせんには其過去十年間の外交の如何を稔知せざる可らず日露戦争は嘗て遼東の地に於て破裂したるは抑も何の爲めなるか當年遼東の原野に血を流し屍を横へし我が幾萬同胞の精靈必らずや九泉の下に雀躍して我が陸海軍の勇戰健闘を呵護すべきを疑はざるなり

(四) 戦端開かる我軍の勝利

明治三十七年二月七日大日本帝國艦隊は主力を舉げて佐世保を發し一等戰艦朝日、三笠、初瀬、富士、敷島、及八島の六隻は海軍少將梨羽時起之を引率し、巡洋艦千歲、高砂、笠置及吉野の四隻は海軍少將出羽重遠之を引率し、裝甲巡洋艦出雲、磐手、吾妻、八雲、淺間、常盤の諸艦は海軍少將三須宗太郎之を引率し、海軍中將東郷平八郎は自ら本艦隊十隻及速島、村雨、以下水雷驅逐艇並に數多の水雷艇を引率し、舳艫相銜んで西航し、仁川沖より別動艦隊を分派して同港内に碇泊せる露國軍艦二隻を控禦せしめ直に旅順方面に航進したり